中国安全保障レポート2027

中国と南シナ海
――海洋問題の諸様相――

庄司 智孝（編著）、飯田 将史、後藤 洋平

防衛研究所

本書は、防衛研究所の研究者が内外の公刊資料に依拠して独自の立場から分析・記述したものであり、日本政府あるいは防衛省の公式見解を示すものではない。

はしがき

防衛研究所の『中国安全保障レポート』は、当研究所の研究者が中国の安全保障に関連するテーマについて考察・分析した結果を、広く内外に提供する刊行物である。毎年のテーマは、中国の安全保障を考えるにあたって中長期的に重要であるという観点から選定され、その内容は軍事にとどまらず、広く政治、経済、国際関係にまで及ぶ。

『中国安全保障レポート2027』のテーマは「中国と南シナ海――海洋問題の諸様相――」である。中国の海洋進出は、同国の経済的な台頭と軍事力の増強と並行して活発化し、かつ周辺国や関係国の懸念の増大と相まって議論されてきた。南シナ海問題は、この海域の戦略的かつ経済的な重要性、また中国をはじめ複数の国々が関与する多国間対立であるがゆえに、インド太平洋地域において最も重要な安全保障課題の1つである。この問題は、中国と東南アジア諸国の間の領有権紛争として長い歴史を有するが、中国の台頭によって再燃した後は大国間競争を背景に複雑化し、極めて不透明な状況が続いている。

本レポートは、南シナ海問題の歴史的経緯、米中間の戦略的競争を背景とした問題の展開、中国海軍の戦略と関与、中国海警局の組織的発展と東南アジア諸国の対応に関し、中国と東南アジアを専門とする研究者3名がそれぞれの学術的見地から経緯と現状を考察し、今後を展望したものである。当該テーマについて、これまでにない包括的な視点と戦略的含意を提示したものと自負している。

上述の通り『中国安全保障レポート』のテーマ選定と考察は、専ら防衛研究所の研究者により、個々人の学術的見識に基づき行われている。そのため本レポートの内容は、執筆者の個人的見解であり、日本政府、防衛省、そして防衛研究所の公式見解ではない。文責は各研究者に帰する。

『中国安全保障レポート2027』の執筆責任者は庄司智孝であり、その他飯田将史と後藤洋平が執筆を担当した。各執筆者の担当章、専門分野については巻末を参照されたい。また神宮司覚、小熊真也、山口章浩、金子怜斗、桂裕隆が編集・広報を担当した。

本レポートが、中国の安全保障をめぐる国内外の議論を喚起し、また中国に限らず広く安全保障一般に関する対話や交流に寄与することを期待する。

令和8年（2026年）11月
『中国安全保障レポート2027』編集長
地域研究部長　庄司 智孝

中国安全保障レポート2027
目次

はしがき ……i
要旨 ……iv
略語表 ……viii

序　章　中国の台頭と南シナ海 ……1
庄司 智孝

第１章　米中対立としての南シナ海問題 ……7
――拡大と複雑化の様相――
庄司 智孝

はじめに ……8
1　南シナ海問題の歴史的展開――領有権紛争の構図 ……9
(1) 基本的構図の形成――1970年代から1980年代にかけて ……9
(2) 中国とASEANの間の懸案事項へ ……10
(3) つかの間の鎮静化――行動宣言の採択 ……11
2　南シナ海問題の再燃――中国の台頭と海洋進出の活発化 ……12
3　大国間競争の焦点としての南シナ海――米中軍事対立の固定化 ……16
おわりに ……21

第２章　中国の海軍戦略の変遷と南シナ海の位置付け ……23
飯田 将史

はじめに ……24
1　遠海を目指す中国の海軍戦略 ……24
(1)「沿岸防御・近岸防御」から「近海防御」へ ……24
(2)「遠海」を視野に入れる新たな戦略へ ……25
(3)「遠海」をさらに重視する傾向へ ……27
2　島しょの領有権と海洋権益から見た南シナ海 ……30
(1) 軍事力を用いた支配の拡大 ……30
(2) 海上法執行機関の登場と南シナ海の軍事化 ……31
(3) 係争国に対する軍事的圧力の強化 ……33
3　台湾の統一と対米競争から見た南シナ海 ……36
(1)台湾に対する軍事的圧力の強化 ……36
(2) 米軍への対抗の基盤となる南シナ海 ……37
おわりに ……40

第 3 章　軍事機能および行政機能を兼ね備えた中国海警局 ……43
——南シナ海において果たす役割——
後藤 洋平

はじめに ……44
1　南シナ海問題を「国内問題」ととらえる中国の認識 ……45
2　海警の制度的変遷 ……46
(1) 複数組織による分散型の海上法執行体制から最初の統合 ……46
(2) 中央軍事委員会および武警への編入 ……48
(3) 海警法の制定 ……49
(4) 海軍との共通装備も含む各種装備の拡充 ……52
3　海軍および海上民兵との関係 ……53
(1) 海軍との連携関係の進展状況 ……53
(2) 海上民兵との関係 ……55
4　海洋ガバナンスの中心的主体としての海警 ……61
(1) 海警法制定後の海洋関連法規の調整 ……61
(2) 中国によるスカーボロ礁の支配強化における海警の関与 ……61
(3) 他行政機関等との連携を通じた海洋ガバナンスの推進とその含意 ……62
おわりに ……63

第 4 章　東南アジアの対応 ……65
——多様性と共通性——
庄司 智孝

はじめに ……66
1　フィリピン——同盟に基づく協力の拡大 ……66
2　ベトナム——対中関係の安定を優先 ……70
3　マレーシア——一貫した穏健姿勢 ……74
4　ASEAN と行動規範のゆくえ ……76
おわりに ……78

終　章　中国と南シナ海のこれまで、そしてこれから ……79
庄司 智孝

注 ……83

要旨

第１章　米中対立としての南シナ海問題
――拡大と複雑化の様相――

南シナ海問題は、東アジアにおける前近代国家の領有権主張を歴史的起源とし、戦後には主権国家間の領土紛争として展開した。現在につながる基本的な対立構造は1970年代から1980年代にかけて形成され、1990年代には中国と東南アジア諸国連合（ASEAN）との間の安全保障課題となった。さらに2010年前後、中国の急速な台頭と海洋進出の活発化を契機として問題は再び深刻化し、米国による関与も拡大した。その結果、南シナ海は米中間の軍事的競争の主要な舞台となった。この時期には領土ナショナリズムの高揚がみられ、中国の強硬姿勢を後押しするとともに、ASEANの係争国の警戒と反発を強めた。また、米中対立の進展を背景として同海域の戦略的重要性が一段と高まり、両国の対立はさらに先鋭化した。

とりわけ、2010年代半ばに中国が人工島の造成と軍事拠点化を進めたことは、南シナ海問題の深刻化を大きく加速させた。これに対して米国は対抗措置を強化し、双方の軍事的緊張は一層高まった。その後も関連事案は頻発し、緊張状態が常態化している。対立の対象は海上・空域にとどまらず海底にまで拡大し、その影響は係争国や関係国以外にも及んでいる。こうした状況の下、南シナ海は米中の戦略的競争を象徴する空間となった。

米国は、航行の自由作戦（FONOP）の実施、同盟国との共同演習、ASEAN諸国への能力構築支援、さらに仲裁裁判所の判断を根拠とした対中批判を組み合わせた包括的なアプローチによって中国を牽制してきた。こうした方針は政権交代にもかかわらず基本的に維持され、バイデン政権下では台湾海峡と南シナ海の作戦空間としての一体化や、同盟国との連携強化が進展した。第2期トランプ政権においても同盟国・同志国との協力枠組みに基づく関与は継続しているが、中国の活動は一段と活発化している。今後は、大国間競争の激化と地域のパワーバランスの変化の中で、中国が南シナ海でどのような新たな行動を取るのかが重要な注目点となるだろう。

（庄司 智孝）

第２章　中国の海軍戦略の変遷と南シナ海の位置付け

中国の海軍戦略は3つの段階を経て変化してきた。初めは1950年代から1970年代までの「沿岸防御・近岸防御」であり、本土から近距離の沿岸・近岸における防衛作戦の実施を主としていた。次に1980年代から2000年代初頭までの「近海防御」であり、「第1列島線」の

内側における防衛作戦、海上交通路の確保、海洋権益の保護などを目的としていた。2000年代中頃以降は「近海防御・遠海防衛」であり、「近海防御」に加えて「第1列島線」を超えた遠海における中国の利益の保護、国際協力への参加なども目指している。2020年以降は米国との戦略的競争などに対応して「遠海防衛」をより重視しつつある。

中国は、南シナ海における島しょの領有権と海洋権益を確保・伸張することを重視している。中国は1980年代まで軍事力を行使して南シナ海の支配を拡大してきた。1990年代以降は海上法執行機関を前面に立てて、力による現状変更を行っている。2016年には、中国が主張する南シナ海における「歴史的権利」を否定した国際仲裁裁判所の判断を「紙くず」だとして拒否するとともに、係争諸国に対して軍事的な圧力をかけるなど、中国は国際法を軽視し、軍事力と海上法執行力に依拠した現状変更の動きを強めている。

南シナ海は、台湾を統一し、米国と対抗していく上でも中国にとって重要な海域である。中国は台湾を統一する手段として武力を行使する可能性を示唆しており、台湾周辺での軍事演習を繰り返すなど圧力を強化している。中国軍が台湾に対する海上封鎖を実施したり、台湾南部の軍事拠点や都市を攻撃したりする上で、南シナ海は極めて重要な戦域となる。また、中国軍にとって南シナ海における軍事的な優位を確保することは、太平洋とインド洋を経由する米軍による中国への接近を妨害するとともに、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）に依拠した対米核抑止力を発揮する上でも死活的に重要である。

（飯田 将史）

第３章　軍事機能および行政機能を兼ね備えた中国海警局
――南シナ海において果たす役割――

中国は、南シナ海における他国との紛争を中国の「国内問題」として処理しようとする傾向にある。これは、国内法の整備、国際法の選別的利用、「九段線」など独自の領域主張を通じ、南シナ海を陸上の国土の延長であるかのようにとらえる中国の認識に起因すると考えられる。法執行機能を有する中国海警局（海警）が、南シナ海で存在感を増している背景には、海警を南シナ海「統治」の主体として、その活動は「法執行」であると正当化しようとする中国の意図があるとみられる。

海警は、複数の海上法執行機関の統合（2013年）、中国人民武装警察（武警）への編入（2018年）、および活動の根拠法たる海警法の制定（2021年）を経て、現在に至る。海警法は、海警の組織構成、行政面での職責、法執行活動の内容等を定めるとともに、軍やその他の海洋行政機関との連携・業務分担を定め、軍事的機能と行政的機能を兼ね備えた機関であると規定しているといえる。

海警は、船舶の建造や軍に準じる装備の保有などによって、その能力を増強している。さらに、海警が中央軍事委員会の指揮下に入ることを定める法制度の整備、人事における海軍出身者の登用強化、実際の海軍との共同行動の実施などを通じ、海軍との連携強化を推進している。また、海上民兵は、海軍・海警から指揮・訓練を受けるとともに、海軍とも連携しつつ海警とともに係争国の船舶への圧力強化等の活動に従事しているとみられる。

さらに中国では、近年の海洋関連法規の改正において海警の役割・権限が明記される傾向にある。また、フィリピンとの係争が注目されるスカーボロ礁においても、行政的役割も含め、海警の関与が増大している。加えて、海警は、海洋行政活動を他の海洋行政機関とも連携しつつ積極的に展開しており、その行政的機能を改めて強化している。

海警は、支配力強化の担保という観点から、海軍・海上民兵との連携も含めた軍事能力の強化を図る一方、外形的な正当性確保の観点から、「平和的性質」を装った行政活動を推進することで、南シナ海での影響力強化を図っていると考えられる。

（後藤 洋平）

第４章　東南アジアの対応
――多様性と共通性――

南シナ海問題への対応、とりわけ中国との関係のあり方をめぐっては、ASEANの主要な係争国であるフィリピン、ベトナム、マレーシアの間に顕著な違いがみられる。マルコス政権のフィリピンは中国への対抗姿勢を鮮明にしており、両国間の対立は近年一段と深まっている。これに対し、過去に中国との衝突を経験したベトナムは対立の管理を重視しており、マレーシアも一貫して比較的穏健かつ協調的な対中姿勢を維持している。こうした政策の相違は、中国との地理的近接性、歴史的な対中関係、安全保障分野における米国など域外国との協力の度合い、さらには国内政治の動向など、それぞれの国が置かれた条件の違いに起因している。

もっとも、中国への対応に差異がある一方で、3カ国には共通する側面も認められる。フィリピンは同盟国として米国との協力を積極的に進めているが、ベトナムやマレーシアも中国との関係に配慮しつつ、着実に米国との安全保障協力を拡大している。第2期トランプ政権の下で、米国が南シナ海を含むインド太平洋地域への関与を維持するのかについて懸念が示されているものの、実務レベルでは米国とASEAN係争国との協力は継続しており、一部ではむしろ深化している。このことは、政権の性格にかかわらず、米国にとって南シナ海とASEANが依然として重要な戦略的価値を有していることを示唆している。他方、ASEAN諸国にとっても、中国との関係のみを重視することは現実的な選択肢ではなく、米中双方と

の関係を適切に維持することが戦略的自律性の確保につながるという認識が共有されている。

一方、ASEANと中国の間で進められている行動規範（COC）をめぐる協議は、依然として大きな進展を見せていない。その背景には中国側の消極的な姿勢だけでなく、ASEAN内部における見解の相違も存在する。特に、COCの適用範囲や法的拘束力といった重要論点については、ASEAN加盟国間でも統一した立場が確立されているとは言い難い。このため、COC交渉が停滞する中、フィリピン、ベトナム、マレーシアの3カ国は、それぞれの国益や安全保障環境に即した独自の対応を今後さらに強化していく可能性が高い。

（庄司 智孝）

略語表

2＋2	外務・国防閣僚会合
ACSA	物品役務相互提供協定
ADMMプラス	拡大ASEAN国防相会議
AI	人工知能
AIS	船舶自動識別装置
AMTI	アジア海洋透明性イニシアチブ
ARF	ASEAN地域フォーラム
ASBM	対艦弾道ミサイル
ASEAN	東南アジア諸国連合
CIWS	近接防空システム
COC	行動規範
CSIS	米国戦略国際問題研究所
DOC	南シナ海における関係国の行動に関する宣言
EDCA	防衛協力強化協定
EEZ	排他的経済水域
EU	欧州連合
FMS	有償援助
FONOP	航行の自由作戦
GSOMIA	軍事情報包括保護協定
IoT	モノのインターネット
IPMDA	海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ
LCS	沿海域戦闘艦
LHD	強襲揚陸艦
MDA	海洋状況把握
MSI	海洋安全保障イニシアチブ
RAA	部隊間協力円滑化協定
ROE	交戦規定
SLBM	潜水艦発射弾道ミサイル
SOVFA	訪問軍地位協定
UNCLOS	国連海洋法条約
VFA	訪問米軍地位協定




（UIG / 時事通信フォト）

序章

中国の台頭と南シナ海

庄司 智孝

インド太平洋の安全保障において、中国の動向が議論の中心を占めるようになって久しい。中国は今や、経済面、軍事面、そして科学技術面でも米国と肩を並べ、場合によっては凌駕し得るグローバルパワーとみなされている。そしてこれらの力に裏打ちされた中国の国際的な影響力は、米国との戦略的競争の激化を背景に、長らく続いた米国主導の国際秩序に対抗する独自の秩序を打ち立てんとしている。

経済発展に伴う中国の台頭は2000年代から予兆を示し、2010年前後に顕在化するが、インド太平洋地域での発露は、活発な海洋進出であり、その際の強硬姿勢であった。こうした海洋進出の舞台の1つが、南シナ海である。

南シナ海は、北東アジアと東南アジアをつなぐ約350万平方キロメートルの半閉鎖海域であり、北でトンキン湾、西でタイランド湾に接する。より広い視点からは、南シナ海は太平洋とインド洋を結節し、その意味でインド太平洋の安全保障にとって戦略的な重要性を持つ海域である。さらには、この海は豊かな漁場であり、石油・天然ガスといった天然資源を豊富に埋蔵していると推測されている。

ここは、日本にとっても極めて重要な海域である。日本の貿易ルート、特に中東からのエネルギー資源の輸入経路として、その経済的重要性は明白である。また台湾に隣接し、東シナ海へと連なる南シナ海の地理的位置は、日本の安全保障に直結している。インド太平洋の安全保障、そして中国と東南アジアにとっての重要性に鑑みるに、この海域の安定が地域の平和と安定、ひいては日本のそれに資することに異論はないであろう。

南シナ海では境界線がいまだ確定しておらず、スプラトリー諸島やパラセル諸島の領有や海洋権益をめぐって、沿岸の6つの国と地域（中国、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、台湾）が争っている。領有権問題の起源は、戦後の国際政治において1950年代までさかのぼり、1970年代から1980年代にかけて現在の6つの係争主体が出揃い、1990年代には東南アジア諸国連合（ASEAN）と中国の間で安全保障上の問題として表面化した。2000年代には一時的に緊張が和らいだものの、2010年前後を境に、再び関係国間の対立が続いている。

図0-1　南シナ海全図

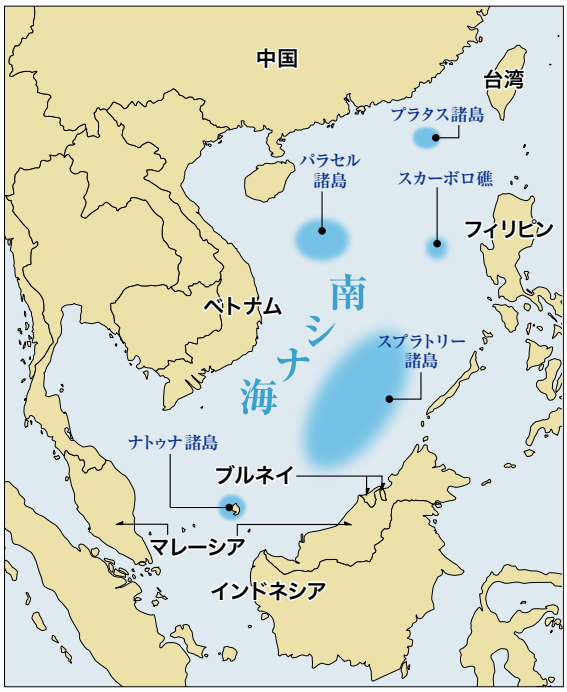


表0-1　各国・地域の島しょの占拠状況

国・地域	パラセル諸島の占拠数	スプラトリー諸島の占拠数	領有権の主張
中国	**20（全域）**	**7**	**スプラトリー・パラセル全域**
ブルネイ	0	0	スプラトリーの一部
マレーシア	0	5	スプラトリーの一部
フィリピン	0	9	スプラトリーの一部
ベトナム	0	27	スプラトリー・パラセル全域
台湾	0	1	スプラトリー・パラセル全域

（出所）Asia Maritime Transparency Initiative (AMTI), “Island Tracker”より筆者作成。

南シナ海問題が再燃した主たる原因は、中国の活発かつ強硬な海洋進出である。中国は海上法執行機関の監視船を使って他国漁船の操業を妨害し、資源調査に対する嫌がらせを行ったほか、自らの管理下にある島しょで大規模な埋め立てと軍事化を急速に進めたことで、南シナ海の緊張は高まった。さらに、この海域が持つ戦略的重要性から、問題は中国とASEAN諸国の領有権争いにとどまらず、米国など域外主要国も強い関心を示す多層的な利害対立へと発展した。特に近年は、中国による埋め立てと軍事化を受けて米国の軍事的関与が強まり、争点は中国とASEANの領有権問題から、米中両大国の軍事的対立へと拡大し、より深刻な局面を迎えている。

中国は伝統的に大陸国家であったが、経済発展に伴い権益が海外に拡大し、特に貿易やエネルギー輸送の観点から、同国にとってシーレーンの確保が至上命題となっている。そのため中国は、シーレーン確保を目的とした海軍力他の増強を進め、大陸国家から海洋国家へと変貌を遂げつつある。また国土防衛、特に経済先進地域である沿海部を守る観点から、中国大陸に面する渤海、黄海、東シナ海、南シナ海での絶対的な軍事プレゼンスの確保は、とりわけ米国との大国間競争を背景に戦略的な重要性を高めている[1]。

こうした「近海」の中でも南シナ海は、欧州やアフリカ、中東と中国をつなぐ海域である点から、その重要性は際立っているといえよう。2025年5月に発表された「新時代の中国の国家安全」白書でも、領土保全の面から新疆、チベット、香港、台湾と並んで、南シナ海（と東シナ海）への言及がある[2]。南シナ海における中国の究極の目標は、米軍をはじめとする他国の軍事プレゼンスを排除し、自らの完全な支配権を確立する「内海化」にある。

この目標を達成するため、中国は南シナ海で海軍、海上法執行機関、海上民兵の増強を進め、それらを大規模に展開している。そして特に後者2つを巧みに活用し、威圧的かつ攻撃的ではあるものの軍事作戦には至らない活動を恒常的に実施する。こうした「グレーゾーン事態」で自らの影響圏を徐々に拡大し、固定化する「サラミ・スライス戦略」を進めている。そして同戦略を可能にするのが、大規模に埋め立てられ軍事化された、スプラトリー・パラセル両諸島で中国の管理下にある島しょである。

ASEANへの対応としては、中国は安全保障と経済を結び付け、彼らをコントロールしようとする。経済協力と南シナ海での中国の戦略的利益をトレードオフの関係に持ち込み、中国への経済的依存を強めるASEAN諸国が、南シナ海問題で中国に対して毅然とした対応をとることをためらわせている。中国とASEANの経済関係が深まるにつれ、中国側のレバレッジは高まり、同時にASEANとしての結束は乱れることとなった。一方、中国に対して立場上不利なASEANの係争国であるが、両者の圧倒的な非対称性を前提としつつも、ASEANとしての集団的対応を試み、域外ステークホルダーとの連携を深めるなど、さまざまな対抗策を講じている。

以上の問題意識と現状認識に基づき、本レポートは南シナ海問題に関し、領有権紛争の経緯と大国間競争が絡んだ問題の複雑化、中国の戦略、海軍や海上法執行機関をはじめとする力の増強と展開、そしてASEANの対応を分析し、今後を展望する。南シナ海の重要性に鑑み、本レポートの考察は、日本の安全保障にとっても強い含意を有するものである。

第1章では、南シナ海問題の歴史的経緯を概観した後、中国の台頭と海洋進出の活発化、ASEANの係争国との対立、そして米国の対応を考察し、問題の構造を把握する。続く第2章では、中国の海軍を中心とする軍の動向に焦点を当て、海軍の戦略の変遷と軍事目標の変化を明らかにした上で、南シナ海における主権と海上権益の担保と台湾問題への対応を論じ

る。第3章では、中国のサラミ・スライス戦略を中心的に担う海上法執行機関、特に中国海警局（海警）の動向につき、その制度的変遷を中心に分析する。ここでは海軍や海上民兵との協力の状況や海洋ガバナンスに果たす役割にまで考察の範囲を広げる。そして第4章では、経済を含め力で自らの要求を押し通そうとする中国に対し、東南アジアがどのように対応しているかを考察する。各国の対応の多様さを審らかにしつつ、ASEANとしてまとまってこの問題に対処しようとする試みとその困難を議論する。最後に終章では、南シナ海での中国の動向を総括し、米中対立やASEANとの関係を含め今後を展望しつつ、日本の安全保障への含意を述べる。




（ABACA／共同通信イメージズ）

第1章

米中対立としての南シナ海問題
―拡大と複雑化の様相―

庄司 智孝

はじめに

南シナ海は、米中の戦略的競争において、軍事的対立の焦点と言っても過言ではない。中国が漸進的に南シナ海の影響圏を拡大しようと試み、米国はこれを阻止すべく軍事活動を活発化させており、両国のせめぎあいは続いている。現在、この海域では中国と、米国の同盟国であるフィリピンの間で衝突が頻発しており、米国は中国に力で劣る同盟国を軍事的かつ政治的に強力に支援している。

実のところ、南シナ海で係争国間の紛争の歴史は長い。領有権をめぐる争いは、戦後国際秩序の形成期である1950年代に端を発し、1970年代から1980年代にかけて現在の6つの係争国・地域が出揃った。そして争いは、1990年代に中国と東南アジア諸国連合（ASEAN）の間で安全保障問題として顕在化した。2000年代には、両者の緊張は一時的に緩和する。

しかし、2010年前後から中国の南シナ海への進出が再び活発化し、態度も強硬になることで、様相は一変する。中国はもはや領土的野心を隠すことはなく、大胆に力を用いて自らの戦略的利益と海洋権益の実現に邁進するようになった。ASEANの係争国との衝突は頻発し、彼らは中国の強硬姿勢に不安を募らせるようになった。

中国の南シナ海進出に対する米国の反応も、以前とは異なっていた。それまで南シナ海を中国とASEANという二者間の問題とみなして関心を寄せることのなかった米国は、自らがこの問題のステークホルダーであるとの姿勢を明確にした。そしてまずは外交の場で対中批判の包囲網の形成を試みると同時に、ASEANの係争国との協力関係を構築し始めた。2010年代半ばから始まる中国による埋め立てと軍事化は、航行の自由作戦をはじめとする米国の軍事的対応を活発化させた。

本章ではこのように、南シナ海問題が中国とASEANの間の領有権紛争から米中間の軍事的対立へと拡大し、数多くのステークホルダーが関与して複雑な様相を呈するようになる過程を、歴史的な経緯を振り返りつつ概観する。第1節では、2000年代までの歴史的経緯を辿り、領有権紛争の基本的な構図が形成される過程を考察する。第2節では、中国の台頭と南シナ海への進出の活発化により、ASEAN諸国との間で問題が再燃し、米国も関与を本格化させるという事態の展開を追う。そして第3節では、中国が南シナ海で示す強硬姿勢を前にした、米国の具体的な政策の展開を、軍事的な対応を中心に検討する。

1　南シナ海問題の歴史的展開――領有権紛争の構図

（1）基本的構図の形成――1970年代から1980年代にかけて

南シナ海は、古くから諸国の船舶が交易航路としてきた海域である。前近代から近代にかけては、ベトナムの阮朝や中国の清朝、そしてフランスや日本がパラセル諸島やスプラトリー諸島の領有を主張し、その権利をめぐって対立してきた。戦後、南シナ海は国民国家間の領有権紛争の舞台となる。ベトナム国（後の南ベトナム）はスプラトリー・パラセル両諸島の領有権を主張し、両諸島の占拠を開始した。また中国はパラセル諸島の一部、台湾はスプラトリー諸島のイツアバ島を占拠した[1]。

南シナ海問題については、1970年代から1980年代にかけて現在の6つの係争国と地域が出揃い、対立の基本的な構図が形成された。まずベトナム戦争後に南北統一を果たしたベトナム（社会主義共和国）である。統一後の1975年、ベトナムはスプラトリー諸島の継承と支配の拡大に直ちに動いた。旧南ベトナムが保持していた6島を占拠したほか、他の島しょへも部隊を派遣し、翌1976年までに7島を新たに占拠した。占拠した島しょのうち主要なものの防衛体制を整備し、特にスプラトリー島には500メートルの滑走路を建設するなど、領有の既成事実化を図った[2]。

フィリピンも、1970年代に新たな係争国として登場した。戦後、フィリピンは台湾への配慮から公式に領有権を主張することを控えていた。しかし1970年代に入り、マルコス政権は政策を転換し、スプラトリー諸島の一部の領有権を主張するようになった。1970年から1971年にかけて国軍は3島を占拠し、その後さらに占拠する島しょを拡大した。マルコス政権は同地域をカラヤーン諸島と命名し、1978年にパラワン州に編入する大統領令を出すなど、領土化を進めた[3]。

続いてマレーシアも、1970年代末に領有権争いに参入した。1978年にアンボイナ洲に領有標識を設置し、翌1979年にはスプラトリー諸島の11島に対する領有権を主張する地図を公表した。その後5島を占拠し、軍や海洋調査の施設を整備するなど管理を強化した[4]。1984年にイギリスの保護領から独立したブルネイも、1988年刊行の地図でスプラトリー諸島の一部を含む領有権の範囲を示し、争いに加わった[5]。

1970年代に南シナ海で各国の「陣取り合戦」が本格化した背景には、ベトナム戦争の終結による地域情勢の安定があったが、より直接的な要因として、海底資源への期待があった。1960年代末以降、沿岸国や国連機関が実施した調査で南シナ海には相当量の石油と天然ガス埋蔵の可能性が推計され、当時のオイルショックはその価値をさらに高めた。さらに1970年代には排他的経済水域（EEZ）の概念が国際法上確立し、1982年の国連海洋法条約（UNCLOS）に明文化された。これにより人の居住すら難しい小さな島々でも、それが国際

法上の「島」と認められた場合には、200カイリのEEZの設定とその範囲内での資源の排他的利用が可能となり、各国が島しょを占拠し、領有権を主張する動機が一層強まった[6]。

こうした状況下、中国は1970年代から南シナ海への本格的な進出を開始した。まずパラセル諸島の北半分の掌握に動き、1970年代前半には調査や港湾整備を進めて支配を固めた。一方、南ベトナムは戦争と米国撤退の影響で防衛体制が弱体化しており、パラセル南部の管理は手薄であった。中国はこの隙を突き、1974年に進攻した。そして南ベトナムとの短期の戦闘を経てパラセル諸島全域を制圧した。

1980年代後半になると、中国はスプラトリー諸島への進出を開始する。1987年には複数回の調査団派遣で占拠可能な島しょを事前に把握した。1988年1月、工兵隊を含む海軍部隊を送り、ファイアリークロス礁を占拠し始めた。これに対しベトナムもジョンソン南礁を含む3つの礁へ部隊を派遣し、うち2つの礁の占拠に成功した。しかし同年3月、ジョンソン南礁で中国軍と衝突し、準備と戦力で勝る中国が優勢となり、ベトナム側は60名以上の死者を出した。戦闘後、中国は4月までに6つの礁を支配下に収め、南シナ海での軍事的優位を確立した[7]。

(2) 中国とASEANの間の懸案事項へ

フィリピンやマレーシア、そしてブルネイがスプラトリー諸島の領有権を主張することで、南シナ海はASEAN全体に関わる問題となった。1988年に発生した中国とベトナムの軍事衝突は、中国の進出の範囲がスプラトリー諸島へと拡大したことを意味し、ASEANに衝撃を与えた。さらに、冷戦の終焉により米ソの東南アジアへの関与が弱まり、地域に「力の空白」が生じるとの懸念がASEAN内で高まった。この戦略環境の変化は、ASEANを独自の平和的なアプローチの追求に向かわせた。

南シナ海問題でASEANがとった方法は、協議による紛争の平和的解決であった。具体的な取り組みとして、インドネシアが中心となって1990年から「南シナ海の潜在的紛争の管理」をテーマとするトラック2のワークショップを開始し、翌1991年からは中国も参加するようになった。中国は、同問題で自らが優位となる2国間の協議を主張していたが、ASEANが求める多国間協議を拒否し続けるのは得策ではないと判断したのである。しかし、1992年に中国が南シナ海の領有権を明記した領海法を公布したため、ASEANは中国の姿勢に不信感を強めた。同年7月、ASEANは外相会議で「1992年南シナ海に関するASEAN宣言」を発表し、問題の平和的解決、すべての関係国の自制、そして「行動規範」の重要性を主張し、中国の動きを牽制した[8]。

その後1994年に創設されたASEAN地域フォーラム（ARF）にも参加するなど、中国はASEANへの協力姿勢を示したが、一方で機会主義的な行動が止まることはなかった。1995

年にはフィリピンが領有権を主張するミスチーフ礁を占拠し、構造物を建設した。これまで中国の衝突相手は主にベトナムであったが、米軍基地の撤退で防衛力が低下したフィリピンが主張する領域へ進出したことで、ASEAN諸国への直接的な脅威が現実化した（ベトナムは当時ASEANに未加盟）。ミスチーフ礁事案はASEANにとって、1988年の軍事衝突以上の衝撃となったのである。危機感を覚えたASEANは、1995年3月に緊急外相会議を開催、中国の行動を地域の平和と安定を脅かすものとして間接的な表現ながらも批判し、1992年の宣言に基づく問題の平和的解決をあらためて訴える声明を発表した[9]。

（3）つかの間の鎮静化――行動宣言の採択

緊張の時期から一転し、1990年代後半から2000年代にかけて、南シナ海に凪が訪れた。この10年ほどは、南シナ海をめぐる中国とASEANの対立がいっとき収まった。その主たる要因は、中国側の姿勢の変化である。中国はこの時期、経済分野を中心にASEANとの協力を強化しようとした。その背景には、1989年の天安門事件を受けて欧米諸国との関係が悪化し、国際社会で孤立しつつあった中国が、状況打開のため周辺諸国との関係構築を急いだ事情がある。こうした「新たな友好国探し」の中で、ASEANは中国にとって有力なパートナー候補の1つとなったのである。

両者の関係が友好的な雰囲気で発展する中、南シナ海問題では、関係国の行動を律するルールとしての「行動規範」（COC）の策定が主要な議題となった。ASEANがCOCを提案した当初、中国は自国の主張や行動が制約されることを懸念し、消極的であった。しかしその後、ASEANとの協議に応じるようになった。

中国が協議に応じるようになった背景には、1995年から1996年にかけての台湾海峡危機が影響していた。李登輝総統の訪米を契機に米中の軍事的緊張が高まり、中国は台湾海峡で弾道ミサイル発射を繰り返し、米国は空母を派遣して対抗した。この危機を受け、江沢民国家主席は台湾問題と南シナ海問題を切り離し、前者への政治的対応を優先する方針へ転換した。その結果、南シナ海問題の優先度は低下し、同海域は軍事的手段をもって回復される対象ではなく、資源確保の課題として位置付けられるようになった。これにより、南シナ海についてASEANとの協議に応じる余地が生まれた[10]。

さらに、1998年の訪問米軍地位協定（VFA）締結も中国の方針転換を後押しした。ミスチーフ礁占拠後、フィリピンは米軍の再関与を求め、VFAが成立したが、中国はこれにより米軍の台湾周辺へのアクセスが容易になり、自国の台湾政策が複雑化すると認識した。このため中国は、南シナ海問題をめぐるASEANとの関係改善を図り、米国とASEAN諸国の軍事的接近を抑制しようとした。台湾情勢と米国の軍事動向が、中国の南シナ海政策に決定的な影響を与えたのである[11]。

中国とASEAN諸国の間では、COCの具体的内容をめぐり2つの主要な論点で対立が生じた。第1に、適用範囲をどこまで含めるかという地理的問題であり、ベトナムがスプラトリー諸島に加えてパラセル諸島も対象とする草案を提示したのに対し、他のASEAN諸国は慎重な姿勢を示した。第2に、COCの法的拘束力をめぐる立場の違いで、フィリピンは法的拘束力を持つ条約形式を提案した一方、マレーシアとインドネシアは政治文書にとどめるべきだと主張した。こうした議論が続く中、中国も独自の草案を提示し、パラセル諸島を適用範囲から除外するとともに、スプラトリー諸島の紛争は2国間協議で解決すべきだと規定した。また、米国の関与を念頭に紛争を複雑化させる行動を控えるよう求め、スプラトリー周辺での巡視や共同演習を含む軍事活動を禁止する内容を盛り込んだ[12]。

ASEANと中国は、COCをめぐる対立を解消するため、文書の性格や表現をあえて曖昧にする形で妥協に至った。2002年7月のASEAN外相会議では、マレーシアがCOCを法的拘束力のある文書ではなく「COCに関する宣言」とする案を提示し、各国がこれを受け入れたことで政治文書として位置付けられた。また、適用範囲についても特定の島しょ名を挙げず「南シナ海」とのみ記すことで合意が形成された。こうした調整を経て、同年11月の中国・ASEAN首脳会議において、「南シナ海における関係国の行動に関する宣言」(DOC) が署名され、最終条項では将来的なCOC策定に向けた合意も盛り込まれた[13]。結果として、法的拘束力を持つCOCの問題は今後の課題として先送りされたが、この時期には中国、フィリピン、ベトナムが南シナ海で共同資源探査に合意するなど、対立よりも協力の雰囲気が強かった。

2　南シナ海問題の再燃
――中国の台頭と海洋進出の活発化

10年ほどの鎮静期を経て、2010年前後を境に南シナ海問題は再燃する。直接のきっかけとなったのは、中国の海洋進出の活発化であった。中国の南シナ海政策が積極的かつ攻撃的な方向へと転じ、同海域の緊張は再び高まった。中国の変化は、軍事力と海上法執行能力の拡充にとどまらず、法的措置にまでわたる多面的なものであった。

2000年代に入り、中国は海上法執行機関の装備増強を急速に進めたが、南シナ海で活動していた機関は主として中国海監総隊（海監）および農業部漁業局（漁政）であった。両機関ともに、海軍艦艇の改造版を含め、大型の監視船を多数建造し、南シナ海に投入した。そして専従部隊を設立するなど、この海域での監視活動を強化した[14]。

ASEAN諸国、特に係争国は、中国の強硬姿勢の矢面に立たされた。漁政の監視船は、漁業資源の保護と中国の主権の維持を名目に、パラセル諸島近海で操業するベトナム漁船を頻繁に拿捕するようになった。2007年頃から取り締まりが強化され、2009年以降拘束されるベトナム漁民の数は激増した。またベトナムの資源探査活動も妨害され、2011年と2012年にはベトナム近海で調査中の資源探査船のケーブルが、中国によって切断される事案が発生した[15]。

中国の攻撃的な対応に直面したのはベトナムだけではない。2010年4月、マレーシアが管理下に置くスワロー礁近海で、漁政の監視船3隻とマレーシア海軍のフリゲート2隻が互いに砲口を向け合い、17時間にわたって対峙したほか、同年6月にはインドネシアのナトゥナ諸島で同国海軍艦艇が中国漁船を拿捕したものの、海域に出現した漁政の監視船から圧力を受けて漁船を解放せざるを得ないという事案が発生した[16]。フィリピンも2011年、自らが管理下に置くリード堆付近で資源探査活動中、中国船から威嚇されるという事態を経験した。

海上法執行機関のみならず、人民解放軍も毎年2桁増の国防費を背景に装備を増強し、能力を高め、それを周辺国に誇示した。2009年7月には、空軍の新型戦闘機J10が空中給油を伴いながらスプラトリー諸島最南端まで展開し、空軍は南シナ海全域で作戦を遂行できる能力を示した。また2010年7月、南海艦隊所属の艦艇と航空機による大規模な多兵種合同の実弾演習が行われ、多数のミサイルが実際に発射された[17]。

2009年5月、ベトナムとマレーシアは共同で、南シナ海における大陸棚延長に関する申請を、UNCLOSの規定に従い大陸棚限界委員会に提出した。これに対し中国は、両国の申請は南シナ海における中国の主権、主権的権利および管轄権を侵害するものとして、この申請を取り上げないよう要求する口上書を国連事務総長宛てに直ちに送付した[18]。

その際中国は、南シナ海の地図を添付し、地図中でいわゆる「九段線」を初めて公式に提示した。南シナ海の海域の大部分を中国の「歴史的権利」の範囲と指し示す九段線は、以後ASEAN諸国との主張の対立を生む線であるが、1948年に時の国民党政府が公式に発行した地図で初めて示され、翌年成立した中華人民共和国政府に引き継がれたものである[19]。しかし、九段線とUNCLOSをはじめとする国際法との関係について、具体的に説明されることはなかった。

図1-1　中国が主張する「九段線」



（出所）Permanent Mission of the People's Republic of China to the United Nations, Note Verbale, CML/17/2009, May 7, 2009.

中国の強硬姿勢は、対ASEAN協調政策からの転換を反映していた。中国は、ASEANとの協力関係を優先し、平和的解決に同意して共同開発を追求してきた。しかし専門家やメディアを中心に、ASEAN諸国は中国が「低姿勢」なのをいいことに自らは着々と資源開発を進めており、結果として中国は領有権や海洋権益を守ることに失敗しているとの批判が強まった。また法的側面では、国際法の潮流が中国の主張する歴史的権利よりも継続的で有効な占有を重視する方向にあり、現状を容認したままでは中国は法的に不利な立場に追い込まれるとの懸念が広まった。こうした考えが、中国の攻勢を促した[20]。

さらに攻勢の背景には、大国としての自信とナショナリズムの高揚があった。経済成長と軍事力の増強により大国意識が醸成され、中国はもはやASEANの中小国に譲歩する必要はないと考えるようになった。また2008年の世界金融危機で欧米の経済状況が低迷する中、中国は力強い成長を続け、結果として米中間の国力の差が縮まったと認識した。中国の対外政策において、対抗せず、目立たず力を蓄える「韜光養晦」路線は終了し、より積極的かつ

攻撃的な姿勢が強まった。また大国としての自信は愛国主義に結び付けられ、国民のナショナリズムは高まった。高揚するナショナリズムは政府に領土問題での妥協を許さず、より強硬な姿勢をとらせる圧力となった[21]。

1990年代に南シナ海が中国とASEANの問題と化した際、米国の関心は低調であった。南シナ海は米国にとって、平時には航行の自由、有事には太平洋に抜ける兵站線の確保以上の重要性を持たなかった。米国は、領有権問題には中立の立場をとり、中国とASEANは紛争を政治的に解決すべきと考えた。すなわち当時、南シナ海での中国の軍事的な動きを米国の戦略的利益に関わる、安全保障上の重大な挑戦とはみなしていなかったのである[22]。

しかし、2010年頃に南シナ海問題が再燃したとき、状況は全く異なっていた。経済的に台頭し、経済力を背景に軍備増強を進める中国は、今や米国にとって安全保障上の重大な挑戦であった。米国が南シナ海問題に関与するようになった直接の契機は、中国との軍事的なトラブルであった。2009年3月、海南島付近の南シナ海洋上を航行中の米海軍海洋調査船「インペッカブル」が、中国海軍艦艇に異常接近を受け、航行を妨害される事案が発生した。

オバマ政権の対中政策は基本的に関与が中心であったが、南シナ海で強硬姿勢を強める中国に米国は対応を迫られた。南シナ海における米国の軍事面での関心は、第1に航行の自由を守ることであり、日本、フィリピン、シンガポールといった同盟国やパートナー国を拠点に展開する米海軍の作戦行動の自由を確保することであった。第2に、東アジアで米国に対抗し得る軍事力を急速に拡充していった中国が「接近阻止」(敵が自らの作戦領域に入ることを阻止する)と「領域拒否」(作戦領域において敵の行動を制約する)のいわゆる“A2/AD”能力を高めている点であった。つまり南シナ海問題は、領有権紛争自体が米国の関心事項というよりは、当該地域における軍事バランスの変化の象徴であった[23]。

2010年以降、米国政府高官は、同国が南シナ海問題へ関与する姿勢を明確に示すようになる。同年6月のシャングリラ会合でロバート・ゲーツ国防長官は、南シナ海を「増大する懸念の領域」と形容し、南シナ海は沿岸国のみならず、アジアで経済と安全保障の利益を有するすべての国々にとって死活的に重要な海域であると述べた[24]。また7月のARF閣僚会合後の記者会見でヒラリー・クリントン国務長官は「米国は、他のあらゆる国々と同様、南シナ海における航行の自由、アジアの海洋公共財への開かれたアクセス、そして国際法の遵守に国家的利益を見出している」と述べ、領有権問題の解決のため、すべての係争国による協力的な外交プロセスを支持し、いかなる係争国による力の行使や脅迫にも反対するとの立場を表明した[25]。会合では米国、ASEAN諸国、欧州連合(EU)が次々と南シナ海問題を取り上げ、中国と激論を交わした。

最終的に、南シナ海問題に関するオバマ政権の戦略的対応は「アジア太平洋リバランス」の概念に集約された。2012年1月に国防省が発表した戦略指針は「我々は必然的にアジア太

平洋地域へリバランスする」と宣言し、アジア太平洋を最優先の地域と定めた。対中関係については、協力関係構築の重要性を認めつつも、「中国の軍事力の拡大は、地域で摩擦が生じることを回避するために、その戦略的意図の一層の明確さをともなったものでなければなら」ず、米国は「条約上の義務と国際法の遵守において自由に作戦行動をとる地域的なアクセスと能力を維持する」と述べ、同盟国やパートナー国とのネットワーク強化の方針を示した[26]。

「リバランス」に基づく米軍のアジア太平洋への展開は、南シナ海問題との関連では、豪ダーウィンへの海兵隊のローテーション展開、シンガポールへの沿海域戦闘艦（LCS）配備、南シナ海に面した地域での共同演習の実施等、フィリピンとの同盟協力の強化として具体化した[27]。フィリピンには米沿岸警備隊のハミルトン級長距離カッターが譲渡されたほか、ベトナムとの協力も始まり、米空母のベトナム訪問や国防政策対話が実施されるようになった。さらに、米国は拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）をはじめとするASEANの多国間協力枠組みにも積極的に参加した。

米国が南シナ海問題に関与する姿勢を明確にし、「アジア太平洋リバランス」を打ち出したことに対し、中国は強く反発した。中国は、米国がフィリピンやベトナムに「そそのかされ」て南シナ海問題に深入りし、中国を「封じ込める」のではないかとの疑念を強めた[28]。そして組織の再編と組織間の連携強化でこれに対抗した。2012年、中国共産党内に中央海洋権益工作領導小組が設立され、海上法執行機関間の指揮系統を整理統合した。さらに2013年には海監や漁政を含む海上法執行機関を統合した海警局が発足した。海警は、海上でのオペレーションや訓練で海軍との連携を深めていった。

こうして、背後に海軍艦艇が控え、海警船の護衛を受けた漁船が係争海域で活動を繰り返すことによって、徐々に実質的な支配域を拡大していくという中国のスタイルが確立し、洗練されていった。この「サラミ・スライス戦略」は、漁船の操業域の拡大にとどまらず、行政単位の一方的な設定や資源開発など軍事力を用いない方法で、かつ活動範囲を漸進的に拡大する。そして相手方に軍事力を行使する理由を与えないまま自らの実質的な支配域を拡大し、固定化することを目指す方法であった[29]。

3　大国間競争の焦点としての南シナ海――米中軍事対立の固定化

ASEAN側に米国が加勢したと認識した中国は、強硬姿勢を一層エスカレートさせ、彼らとの対立は激化した。特に、フィリピンとベトナムとは激しい衝突事案が発生した。2012

年4月、フィリピンのルソン島から約200キロメートル離れたスカーボロ礁周辺で、フィリピン海軍の哨戒機が操業中の中国漁船を発見した。海軍は現場にフリゲートを派遣し、臨検を行った。しかし臨検の最中、現場に中国海監の監視船2隻が到着し、中国漁船とフィリピン艦艇の間に割って入った。その後2カ月にわたり、両国の船は対峙を続けることになる[30]。

当初両国は外交交渉での解決を目指したが、交渉はほどなく行き詰まった。その間中国は、フィリピン産バナナの輸入制限や中国人観光客の渡航自粛といった措置を講じ、経済的な手段を用いた圧力外交を展開した。中国の圧力を受けたフィリピンは同盟国米国に支援を求め、米国は両国の協議を仲介した。フィリピンは、米国の仲介による協議の結果、双方が同時にスカーボロ礁周辺から撤収することで中国との合意に達したと認識した。しかし、フィリピンが実際に船を引き揚げた後も、中国の監視船は漁船とともに礁に居座り続け、以後フィリピン船の接近を阻止するようになった。こうして、スカーボロ礁は実質的に中国の管理下に置かれることとなった[31]。

外交的手段の限界を悟ったフィリピンは、法的手段に訴えることを決断した。2013年1月、フィリピンはUNCLOSが定める仲裁手続きに着手し、中国の九段線の主張に関して、国際法上の根拠の確認を求めた。これに対し中国は、南シナ海の領有権紛争は2国間の協議によって解決することでフィリピンと合意していると主張し、手続きへの参加を拒否した。そのため手続きは、中国不在のまま進んでいった[32]。

中国はベトナムとも激しく衝突した。2014年5月、中国は大型の石油掘削装置（オイルリグ）をパラセル諸島のトリトン島南方に展開し、資源探査活動を開始した。これに対しベトナムは、オイルリグが同国本土基線から130カイリのEEZ内に位置し、かつベトナムはパラセル諸島の領有権を有しているため、中国の活動はベトナムの主権と海洋権益を侵害しているとして強く反発した。一方中国は、オイルリグはパラセル諸島を基準とした中国の領海内にあり、さらに九段線に基づく中国の管轄水域に含まれると主張して活動を強行した。両国の対立は2カ月に及び、海軍艦艇が後方に控えつつ、双方の海上法執行機関の監視船が対峙を続けた。その間、ベトナム船が作業の中止を求めてオイルリグに接近すると、中国船は衝突や放水でこれに応じた。事案を受けてベトナム国内では反中ナショナリズムが高まり、死者を伴う大規模なデモや暴動が各地で発生した[33]。

ベトナムとの対立が続く中、中国は南シナ海の現状を根本的に変える大胆な行動に出た。自らの管理下にある島しょの埋め立てと軍事化である。2014年5月、中国がジョンソン南礁で埋め立て工事を行っていることが明らかとなった。埋め立て工事は2013年12月に既に開始されており、スプラトリー諸島の4つの島しょ（ジョンソン南礁、ヒューズ礁、クアテロン礁、ガベン礁）がそれぞれ0.1平方キロメートル程度試験的に埋め立てられた後、残り3つ（ファイアリークロス礁、スビ礁、ミスチーフ礁）では数平方キロメートルの大規模な

埋め立てが行われた[34]。

米国は急ピッチで進められる埋め立てに警戒感を強め、中国に対し埋め立ての即時かつ継続的な停止を求めた[35]。しかし、中国は米国の要求を無視してむしろ埋め立てのペースを速め、2015年6月には「埋め立ては間もなく完了する」と宣言するに至った[36]。結局、1年半の間に7つの島しょすべてで計13平方キロメートルが埋め立てられた[37]。


ベトナム船に衝突する中国船（2014年6月）（AFP＝時事）

習近平国家主席は2015年9月の訪米の際、人工島について「軍事化を追求するつもりはない」と明言していたが、埋め立て完了後、中国は人工島のインフラ整備と軍事化に着手した[38]。各島しょには港湾、灯台、レーダー・通信施設が建設され、近接防空システム（CIWS）や対空砲が設置された。特に大規模に埋め立てられたファイアリークロス礁、スビ礁、ミスチーフ礁には3,000メートル級の滑走路と航空機用格納庫が整備された。さらにスプラトリー諸島のみならず、ウッディー島を中心にパラセル諸島の軍事化も同時進行した[39]。

造成され、軍事化された人工島を拠点として、中国の海軍艦艇、海上法執行機関の監視船、そして海上民兵が乗る漁船が南シナ海に常時展開するようになり、そこにレーダーによる監視も加わった。こうしてASEANの係争国に対する中国の威圧は一層強まり、監視船に護衛された漁船はインドネシアやマレーシアの近海での操業を頻繁に行うようになったほか、ベトナムが自らの沿岸で行う資源開発も、常に中国によるハラスメントにさらされるようになった[40]。

中国にとって、埋め立てとフィリピンが進めた仲裁手続きは連動していた。中国が埋め立てと軍事化を強行した最大の理由は、南シナ海における軍や海上法執行機関のプレゼンス強化によって周辺国や米国の活動を制約し、自らの実質的な影響圏を拡大・強化することにあった。ただその背景には、仲裁判断によって国際法上不利な立場に置かれることへの懸念があった。実際中国は、フィリピンが仲裁手続きを取り下げれば、人工島建設工事を中断すると提案したこともあったのである[41]。

南シナ海で急速に軍事プレゼンスを高める中国に対し、米国は「航行の自由作戦」（FONOP）で対抗した。FONOPとは、米国が他国の海洋上の権利の主張を過剰とみなした場合に米海空軍が実施する、その主張を意図的に無視する作戦行動である。中国の人工島造成への対抗策としてのFONOPは2015年10月に初めて行われ、そのときミサイル駆逐艦ラッセンは、スビ礁の12カイリ内の海域を事前通告なく航行し、他国の海軍艦艇が無害通航を行う際に中国が求める事前許可に異議を申し立てた。また2016年10月に実施された第

4回FONOPでは、ミサイル駆逐艦ディケーターがパラセル諸島を航行し、同諸島で中国が主張する直線基線の主張を否定した。さらに2017年5月の第5回FONOPでは、ミサイル駆逐艦デューイがミスチーフ礁の12カイリ内の海域をジグザグに航行しつつ落水者訓練を実施し、同礁が12カイリの領海を主張し得る国際法上の「島」であることを否定した[42]。

FONOPに加え、米国は同盟国との共同演習を強化した。2015年4月、フィリピンとの共同演習「バリカタン」には米比両軍併せて11,000人以上が参加し、過去15年間で最大規模の水陸両用作戦の訓練が実施された[43]。また同年10月、第1回FONOP実施後、米海軍と日本の海上自衛隊は南シナ海で共同訓練を実施し、訓練には空母セオドア・ルーズベルトと護衛艦ふゆづきが参加した[44]。

さらに米国は、ASEANの係争国に対する能力構築支援に本腰を入れ始めた。2016年に本格化した海洋安全保障イニシアチブ（MSI）の主眼は海洋状況把握（MDA）の能力強化であった。具体的には、フィリピン、ベトナム、マレーシアといった国々に対して能力構築を支援するスキームであった[45]。

2016年7月、南シナ海に関する仲裁手続きの判断が下った。判断では中国の九段線の主張は法的根拠を欠くとの結論が下され、かつ島しょの埋め立ての違法性が指摘された。中国は判断の内容に激しく反発し、判断は無意味かつ無効と断じ、その受入拒否を表明した[46]。一方米国は、UNCLOSの規定にある通り、仲裁判断はフィリピンと中国双方にとって最終的かつ法的拘束力を有するものであるとの認識を示し、双方が判断に基づく法的義務を履行することへの期待を表明した[47]。

こうしてFONOP、同盟国との共同演習、ASEAN各国への能力構築支援、そして仲裁判断に依拠する対中批判の展開、という米国の中国牽制策の「パッケージ」が形作られた。以後政権が交代しても、米国の南シナ海政策は基本的にこの路線を踏襲した。

第1期トランプ政権は、中国が戦略的競争相手であることを明確に設定した。2017年12月に発表された「国家安全保障戦略」では、米国は中国と政治、経済、軍事面で競争に直面しており、中国は米国のパワー、影響力、利益に挑戦し、米国の安全と繁栄を侵食しようとしているとの認識を示した。同時に中国が南シナ海で進める人工島の造成と軍事化は、自由貿易を危険にさらし、他国の主権を脅かし、地域の安定を損ねると批判した[48]。南シナ海は米中の軍事的対立の焦点と化した。オバマ政権下では3～



FONOPを実施するミサイル駆逐艦デューイ（2017年5月）（AFP＝時事）

5カ月に1回と慎重に間隔を空けて行われていたFONOPであったが、第1期トランプ政権下では、国防省のイニシアチブの下で頻度は1～2カ月に1回と大幅にペースアップした[49]。

バイデン政権では、FONOPの実施頻度は3～4カ月に1回の割合に低下したが、南シナ海と台湾海峡の一体化という新たな展開がもたらされた。台湾情勢の緊張を背景に、台湾海峡と南シナ海は連続した作戦海域となり、例えば2022年7月、ミサイル駆逐艦ベンフォールドは南シナ海でFONOPを実施した後に台湾海峡を通過した[50]。

また米国は、同盟国やパートナー国との協力を一層活発化させた。2021年11月、米海軍は海上自衛隊と南シナ海で共同対潜訓練を実施したほか、2022年9月にはカナダ海軍との間で水上戦闘群作戦の共同演習を行った[51]。ミニラテラルな連携も進み、2023年3月の日米豪印（クアッド）外相会合で4カ国は、南シナ海（と東シナ海）における中国の活動を念頭に、現状変更や緊張を高めようとするいかなる一方的な行動にも強く反対する旨表明した。それとともに、海洋安全保障協力の強化に向けたクアッド海洋安全保障作業部会の設置と、MDAのためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）の推進を確認した[52]。

さらに、国務省は2022年1月、南シナ海で中国が行う領有権の主張に関して、国際法の観点からその正当性を検証する報告書を発表した。同報告書は、中国の主張する南シナ海の島しょに対する主権、スプラトリー・パラセル両諸島の直線基線の設定、両諸島における内水、領海、EEZ、大陸棚の諸権利、そして同国のいう歴史的権利のすべてがUNCLOSをはじめとする国際法規と相容れないものであると結論付け、こうした主張は法の支配に基づく国際海洋秩序を著しく弱体化させるものであると批判した[53]。

「アメリカ・ファースト」の一層の推進と西半球への戦略的関心の傾斜が取り沙汰されている第2期トランプ政権であるが、公式文書では南シナ海への関心を表明している。2025年12月に発表された「国家安全保障戦略」には、「世界の海上輸送量の3分の1が毎年南シナ海を通過することを考えると、これは米国経済にとって重大な意味を持つ」、「関連する安全保障上の課題は、競争相手が南シナ海を支配する可能性である。これは、潜在的に敵対的な勢力が世界で最も重要な通商ルートの一つに通行料制度を課したり、さらに悪いことに、恣意的に通行を遮断したり再開したりすることを可能にするかもしれない。これらのいずれの結果も、米国経済およびより広範な米国の国益に有害となるだろう」とあり、主として経済安全保障上の観点から南シナ海の重要性を指摘している[54]。またピート・ヘグセス国防長官は2025年5月にシャングリラ会合のサイドラインとして行われた米ASEAN非公式国防相会合で、中国による南シナ海の他の係争国に対する威圧的な行動への懸念を表明し、ASEAN諸国が地域の平和と安全を維持するためにそれぞれの役割を果たすことの重要性を強調した[55]。

トランプ現政権下でも、定例化したミニラテラルな演習は継続し、そのプレゼンスを保っ

ている。フィリピンを基軸とする多国間演習以外では、例えば2025年2月、米豪英3カ国の共同演習が行われたほか、10月には米豪の2国間演習が実施された[56]。ただ、2025年に実施されたFONOPは5月と8月の2回のみであり、2026年2月には、イランでの軍事作戦遂行のため戦力を中東に集中させた影響か、南シナ海における米軍の哨戒活動の回数は約30%低下したと報告されている[57]。

中国側の動きとしては、FONOPの追尾、演習の監視、米豪の哨戒活動の妨害など、米国の政策に対してことごとく対抗措置を強化しているほか、米軍の演習日程に合わせて大規模演習を行うこともある。例えば2022年7月、米空母ロナルド・レーガン打撃群が南シナ海に展開して海空の統合戦術訓練を含む作戦演習を実施した後、中国はパラセル諸島において5日間に及ぶ大規模演習を実施した[58]。今後地域のパワーバランスの変化を奇貨として、機を見るに敏な中国が自らの活動を一層活発化させ、南シナ海での影響圏の拡大と強化を企図する可能性がある。

自らが管理下に置く島しょの埋め立てと軍事化を完了した中国は、支配をより堅固にし、またそれをさらに拡大するため、次のステップに進もうとしている。2022年12月、フィリピン外務省は中国がスプラトリー諸島で未占拠の4つの島しょの埋め立てを始めたとして「深刻な懸念」を表明した[59]。さらに中国は、2025年末から、アンテロープ礁の埋め立て作業を本格的に開始するなど、パラセル諸島での活動を活発化させている[60]。

おわりに

南シナ海問題は、東アジアにおいて前近代国家の領有権の主張に起源を有し、戦後の国民国家間の争いとして、1970年代から1980年代にかけてその基本的な構図が形成された。1990年代には中国とASEANの間の安全保障問題と化し、さらには2010年前後を境に米国の関与は本格化し、同海域は米中間の軍事的対立の焦点となった。領有権紛争の初期には、天然資源を中心とする海域や島しょの経済的価値が係争国の主たる動機であった。領土ナショナリズムがより前面に出てくるのは2010年前後に始まる問題の再燃期であり、中国の強硬姿勢を後押しし、ASEANの係争国の反発を強めた。ナショナリズムの高まりと並行して、米中対立を背景に南シナ海の戦略的価値が一層注目されるようになり、両国の軍事的対立を激化させた。紛争の歴史的な展開は、南シナ海が持つ多面的な価値を明らかにしてきたのである。

南シナ海問題が一気にその深刻度を増したのは、中国による人工島の造成と軍事化であった。米国は対抗措置を強化し、米中間のつばぜり合いは激しさを増していった。その後事案

の発生頻度は高まり、緊張状態が続いている。争いの範囲は海上、空中から海底にまで及び、その影響は周辺国や関係国にとどまらない広がりを見せている。南シナ海で米中対立は固定化し、戦略的競争の象徴と化している。

米国はFONOP、同盟国との共同演習、ASEAN各国への能力構築支援、そして仲裁判断に依拠する対中批判の展開、という「パッケージ」で中国を牽制し、政権が交代しても、米国の南シナ海政策は基本的にこの路線を踏襲した。バイデン政権では台湾との作戦海域の一体化や同盟国との協力強化が進行した。第2期トランプ政権でも同盟国・同志国との協力の制度化に基づく関与は続いているが、今後は、大国間競争の激化と地域のパワーバランスの変化により、中国が新たにいかなる動きに出るのかが注目点となろう。




（新華社／共同通信イメージズ）

第2章

中国の海軍戦略の変遷と南シナ海の位置付け

飯田 将史

はじめに

中国は2010年前後から、南シナ海における力による現状変更の動きを強化し、東南アジアの係争国の懸念を招くとともに、米国との対立も引き起こしており、東アジアの海洋の安定を揺るがす最大の要因となっている。しかしながら、支配の拡大を目指した中国による南シナ海への進出は、遅くとも1970年代にはすでに始まっていた。中国はこれまで50年余りをかけて、力に依拠した現状変更を南シナ海で徐々に進展させてきたのである。

中国の南シナ海における戦略的な目標と実際の行動は、中国自身の国力の伸張や、中国が直面する国際的な環境などにより、時に応じて変化してきている。今日の南シナ海における中国の行動を理解するためには、その変化の内容を理解することが出発点になる。

本章では、中国による南シナ海への進出で中心的な役割を果たしてきた海軍の戦略の変遷を確認することを通じて、南シナ海における中国の軍事的な目標の変化を明らかにしたい。その上で、今日の中国が南シナ海への軍事的な進出を強化している実態とその目標について、島しょの主権・領有権や海洋権益の確保と拡大という視点と、中国共産党政権にとっての「核心的利益の中の核心」である台湾問題への対応という２つの視点から分析してみたい。

1　遠海を目指す中国の海軍戦略

(1)「沿岸防御・近岸防御」から「近海防御」へ

中国海軍は2026年４月23日に創設77周年を迎えた。10余りの都市で40隻を超える艦船が一般に公開され、多くの市民が見学に訪れたという[1]。江蘇省泰州白馬鎮で誕生した中国海軍はその後大きく発展し、77年後には米海軍を上回る世界最多の艦船保有数を誇る強大な海軍へと成長した。その過程で海軍の戦略も、大きな変遷を遂げてきた。

中国人民解放軍の最高位の研究機関である軍事科学院が出版した『戦略学（2013年版）』は、中国の海軍戦略が3つの段階を経て発展してきたと以下のように説明している[2]。初めの段階は、海軍の創設から1970年代末までの「沿岸防御・近岸防御」と呼ばれる戦略である。建国初期の中国にとって海洋における安全保障上の課題は、①国民党軍などから海上交通路の安全を守ること、②台湾を回収して国土の統一を実現すること、③米国などによる海からの侵略を防ぐことなどであった。こうした課題への対応を目指して、中国海軍は徐々に体制を強化し、1955年には水上艦艇部隊、潜水艦部隊、海上航空兵部隊、海岸防衛兵部隊、海軍陸戦隊の５兵種を擁する組織となった。しかしながら、この時期の海軍の装備は貧弱であり、独立して作戦を実行する能力を欠いており、陸軍や空軍と連携して沿岸海域においてのみ作

戦を行えるに過ぎなかった。「沿岸防御」の実質は、陸上の軍事闘争の沿岸地域における限定的な延長にとどまっていたとされる。その後、1950年代後半から1970年代末にかけて、海軍の戦略的任務が敵に占領された沿海の島しょを奪還することから、国家を守るための海上防衛へと転換するとともに、武器・装備の国産化も進展した。その結果、海軍は海上において独立した作戦を行うことを想定した「近岸防御」を実施するようになったのである。

次の段階は、1980年代から2000年代初めまでの「近海防御」の戦略である。1979年7月に鄧小平が、中国は「覇権主義の強大な海軍」に直面しているとの認識を示した上で、「我々の戦略は近海作戦である」と指摘した。この鄧小平による「近海」を重視したコンセプトに基づいて、海軍司令員だった劉華清の下で新たな戦略の検討が進み、1985年末に海軍は正式に「近海防御」戦略を明らかにした。この「近海防御」戦略の主要な内容は以下の5つとされる。

第1に、遠洋における侵攻や沿岸における防御とは異なり、「近海防御」はゾーン（区域）防御型の戦略だという。第2に、「近海防御」の性質は防御的である。将来、海軍の現代化が実現したとしても、その防御的な性質は変わらないという。第3に、海軍の主な作戦海域は第1列島線の外側の一帯と、その内側の黄海、東シナ海および南シナ海である。第4に、戦略的な目的は①国家の統一と領土の保全、海洋権益を守ること、②海上における限定的な戦争に対応すること、③帝国主義、覇権主義による海洋からの侵略を抑止・防御すること、④アジア太平洋地域の平和を守ることである。第5に、戦略的な任務は平時と有事で区分される。平時における主要な任務は①国家の統一を実現し維持すること、②領土・主権と海洋権益を擁護すること、③国の外交政策に貢献すること、④海上からの侵略を抑止すること、⑤海上において発生し得る限定的な戦争に対応すること、⑥社会主義の建設に参加・支援することである。戦時における主要な任務は①海上からの敵による侵攻に効果的に対処すること、②自らの海上交通路の安全を守ること、③核兵器による反撃作戦に参加することとされる[3]。

(2)「遠海」を視野に入れる新たな戦略へ

中国の海軍戦略の変遷における第3の段階は、2004年から始まる「近海防御」から「近海防御・遠海防衛」への転換であると『戦略学（2013年版）』は説明している。すなわち、従来の「近海防御」戦略は維持しつつも、本土からさらに遠く離れた「遠海」における防衛を新たな戦略として追加したのである。この海軍戦略の転換の背景には、中国経済のグローバル化が大きく進展したことがある。国際貿易が急速に拡大したことにより、中国と世界各国をつなぐ海上交通路の安全確保の重要性が増大するとともに、中国企業の海外進出の拡大に伴ってその資産や中国人労働者の利益や安全を確保する必要性も高まっている。南京政治学院の

全金富教授は、海洋において中国が守るべき国益は「近海」を越えて「遠海」へと拡大しており、中国の国益を守るために中国海軍には「近海」の外の海域において中国の国益に対する軍事的脅威に対応できる能力が必要だと指摘していた[4]。

『戦略学（2013年版）』は、「戦略的な前線は近海から、国家の生存と発展の利益に関わる遠海に向けて次第に前進」しており、「近海と遠海の戦場建設を統一的に計画する必要がある」と指摘する。さらに、「近海における総合的な作戦能力を絶えず向上させると同時に、遠海防衛に向けた転換を逐次進めて、遠海における機動的な作戦能力を高めるべき」だと主張し、「国家の海洋安全と発展の利益を擁護するという必要性に適応した海上防衛体系を逐次構築し、海洋方面から向かってくる戦争の脅威を積極的に抑止し、効果的に対応しなければならない」と指摘するのである[5]。

「近海防御、遠海防衛」戦略の下で、中国海軍が遂行すべき任務として『戦略学（2013年版）』は以下の8つを挙げている[6]。第1は、主要な戦略正面における大規模作戦に参加することである。他の軍種と緊密に連携しつつ火力による打撃、海空の封鎖、立体的な島しょ上陸、強敵による介入への反撃などを通じて戦争で勝利し、国家の統一を守ることとされる。

第2は、島しょの主権と海洋権益を守ることである。海洋における主権と権益を効果的に守るとともに、他国による権利侵害活動を防止し、中国による海上での開発活動を保証することは、海軍が担う長期的で重大な任務とされる。

第3は、海上からの軍事的侵入を抑止し、食い止めることである。中国の沿海地区には首都の北京をはじめとして政治や経済、交通などの中心地が多く、敵の優先的な攻撃目標になりかねない。海軍は敵による長距離精密攻撃を防止するために、前方に展開して敵を攻撃し、敵の攻撃に対する縦深を拡大することで沿岸部の都市を防衛する必要があるという。

第4は、海上の交通路の安全を守ることである。中国の物品貿易の90％以上が海上輸送に依存しており、マラッカ海峡などに代表される海上交通路は中国の発展にとって生命線となっている。こうした海上交通路を平時においても戦時においても安全に保つことが重要とされる。

第5は、海外における利益と国民の安全を守ることである。中国の企業や国民の海外展開が進展する中で、海外の資産や国民が危険にさらされる事態が増える傾向にあり、これらの安全を守ることが海軍の恒常的な任務になったとされる。

第6は、核抑止と核反撃の実施に参加することである。戦略原子力潜水艦を運用する海軍は、核抑止と核反撃の作戦を積極的に展開することにより、敵による核攻撃と核威嚇の試みを打破することが必要とされる。

第7は、陸上における軍事闘争を支援することである。陸上において戦争が発生した場合に、海上における作戦行動を通じて敵をけん制することが海軍に求められるとされる。

第8は、国際的な海洋の安全に貢献することである。国際的な海洋安全の確保に関与することは、世界に影響力を有する大国である中国の国際的な責任を体現するというのである。

(3)「遠海」をさらに重視する傾向へ

これまでのところ中国海軍は「近海防御、遠海防衛」を戦略として維持していると思われるが、最近では「近海防御」よりも「遠海防衛」を重視する議論が中国軍内で見て取れる。例えば中国軍の最高学府である国防大学から2020年に出版された『戦略学（2020年修訂）』は、中国政府が「一帯一路」構想を積極的に推進する中で、「我が国の戦略的利益の遠海もしくはグローバルへの拡大が加速している」との認識を示している。さらに、海洋における主権、発展、安全の利益を効果的に擁護し、海上における防御縦深を積極的に拡大するために、「海軍の遠海作戦能力には、さらに高い新たな要求がなされている」と指摘する。その上で、海軍の建設と発展において「近海防御型から遠海防衛型の海軍への歴史的な転換を実現しなければならない」と主張するのである[7]。

中国経済の改革と開放が大きく進展するのに伴って、中国の海洋における利益はさらに拡大しており、対外貿易とエネルギー輸入の海上輸送に対する依存が増大していることから、「海上における石油と貿易の輸送交通路の安全は、我が国の発展にとって極めて重要である。海軍は国家の海上戦略交通路の安全を必ず確保しなければならず、戦略的な防御の前線を近海から国家の生存と発展の利益に関わる遠海へと推し進めなければならない」という。そのために海軍は今後の発展において、「近海防御の作戦能力の向上に重点を置くものから、遠海防衛の作戦能力の向上に重点を置くものへと転換していく」と指摘するのである[8]。

『戦略学（2020年修訂）』は、遠海型海軍への転換を実現するために、海軍の戦力構成を、従来の軽装備で近海での作戦を念頭に置いたものから、空母艦隊と原子力潜水艦を中心とした新たな戦力構成へと転換する必要性も主張している。例えば、空母をはじめとした主要な装備の作戦能力に合わせて、これに付随する艦船や航空機、兵站支援能力も同時に計画的に発展させるべきだという。また、領域横断的な一体化統合作戦を行うために、偵察・早期警戒、長距離精密攻撃、海上攻撃、情報作戦といった新たな作戦能力を構築し、水中、水上、地上、空中、宇宙を結合した遠距離、中距離、短距離が協調した立体的な攻撃システムを打ち立てることにより、「遠海作戦能力が弱いという問題」を解決しなければならないというのである[9]。海軍がこれから整備すべき具体的な装備については、遠海における海上交通路の安全を守ったり、遠海において「強敵の海上兵力に対して効果的な抑止と攻撃能力を形成」したりするために、空母や大型駆逐艦、戦略原子力潜水艦、大型遠洋補給艦、長距離艦載機などを整備すべきだと指摘する。同時に、近海における安全保障上の脅威に対応するために、「機動的、柔軟、快速、正確、突撃力の高い」近海作戦装備を発展させる必要性も主張して

いる[10]。

「遠海防衛」における役割がより重視される今後の海軍が強化すべき能力について、『戦略学（2020年修訂）』は以下の7点を具体的に指摘している[11]。第1は、海上における戦略的な抑止と反撃能力である。これは潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）を搭載した戦略原潜を機動的に運用したり、戦略的な偵察・早期警戒任務を実行したり、戦略的な攻撃任務を遂行したりする能力とされる。また、敵による先制攻撃に対して報復攻撃を行う能力も含めて、国家の政治、外交、軍事闘争の勝敗を決する重大な戦略的能力とされている。

第2は、遠海における機動的な作戦能力である。これは近海における機動的な作戦能力を基礎とし、重要な戦略的交通路をコントロールしたり、海上交通路を保護したり、海外利益を擁護したり、海上における軍事的な危機を抑止したり、世界の平和を維持したりする能力とされる。本土から離れた遠海における機動作戦は、本土からの火力支援や補給支援に頼ることができないことから、海軍には早期警戒・監視能力、情報・データの収集・分析能力、戦場における作戦決定能力、艦隊の協調行動能力、兵器の正確な打撃能力、艦隊の自己防衛能力の強化が必要とされる。

第3は、近海における総合的な作戦能力である。これは近海において、多数の兵種・兵科を総合的に運用することによって国土の防衛、島しょの防衛、交通路の保護、海上攻撃といった任務を実行する能力とされる。具体的には、近海における偵察・早期警戒能力、情勢をコントロールする能力、突発的な事件への対応能力、敵の目標に対する攻撃能力、自己の防衛能力、作戦海域への効果的な支援能力などを指す。近海を主要な演習場とし、近海防御を効果的に遂行するとともに、「遠海における実務的な能力を段階的に向上させる基盤」にするとされる。

第4は、海域の総合的なコントロール能力である。これは兵力が活動する区域である水上、水中、空中の状況を効果的に掌握し、主要な作戦海域において総合的な支配権を奪取し、保持する能力とされる。具体的には戦場における全面的な状況認識、目標識別、追跡能力、陸、海、空、宇宙、水中をシームレスに繋ぐネットワークにおける高速で安全な情報通信能力、効果的な情報の妨害、破壊、欺瞞、防御能力、衛星ナビゲーションや気象、水文などの情報支援能力などを指すという。

第5は、水陸両用作戦能力である。これは戦役規模の海軍陸戦隊と特殊部隊を投射して、海上から陸（島しょ）上に到達する能力とされる。水陸両用作戦は現代戦における最も複雑な軍事行動の1つであり、強大な機動力、空中支援能力、海上輸送と支援能力、敵に対する効果的な突撃・攻撃能力が必要とされる。

第6は、海上における総合的な支援能力である。これは海上における軍事行動に適応した情報支援能力、航海支援能力、兵站支援能力と装備・技術支援能力を指すという。多様な任

務を実施し、複雑な戦場環境に直面する海軍は、情報収集、情報伝達、情報コントロール、情報対抗といった情報支援能力を構築することにより、海の戦場における生存能力を向上させる必要がある。また、総合的な修理船や医療・救護船、大型補給船の建造を加速させることで、遠海における艦船や兵員に対する支援能力も高める必要があるとされる。

第7は、戦争以外の軍事行動能力である。これは政治、経済、外交、軍事、人道的救援活動などを目的として、戦争以外の方式で海軍力を使用する能力とされる。具体的には、海上における権益擁護、海上における反テロ活動、遠海における航行護衛、海上における救援、海外における自国民避難、海外における共同訓練への参加などが想定される。海軍の建設にあたっては、戦争に打ち勝つための核心的な軍事能力の向上を重点としつつも、戦争以外の軍事行動の能力建設も重視する必要があるとされる。

「近海防御・遠海防衛」戦略について、『戦略学（2013年版）』は「近海における総合的な作戦能力を絶えず向上させると同時に、遠海防衛に向けた転換を逐次進めて、遠海における機動的な作戦能力を高めるべき」だと主張していた。これに対して7年後に出版された『戦略学（2020年修訂）』は、「近海防御型から遠海防衛型の海軍への歴史的な転換を実現しなければならない」と主張しており、「近海防御」よりも「遠海防衛」により重点が置かれている。この間に、習近平政権の下で「一帯一路」構想が展開されたり、米国との戦略的競争が始まるなどしており、中国にとって第1列島線を超える遠海における海上交通路や海外利益を保護したり、本土からより遠く離れた海域において米軍の行動を抑止したりする必要性が高まったことがその背景にあるものと思われる。他方で『戦略学（2020年修訂）』は、「近海防御」を軽視しているわけではない。南シナ海を含む近海における作戦能力や水陸両用作戦能力を重視する必要性にも言及しており、国家の統一と領土の保全、海洋権益の擁護において、海軍が重要な役割を果たす方針は維持されていると見るべきだろう。「遠海防衛」能力の強化は、第1列島線への敵対勢力の接近を困難にすることから、「近海防御」能力の向上にもつながるのである。

表2-1　中国海軍戦略の変遷

時 期	戦 略	概 要
1950 ～ 1970年代	沿岸防御・近岸防御	内水と本土から遠くない沿岸・近岸が主な活動海域。陸上戦闘の補完、海上からの敵の浸透防止などが主な目標。
1980 ～ 2000年代初頭	近海防御	黄海、東シナ海、南シナ海を中心とした近海が主な活動海域。敵による侵略の防止、国家の統一、領土の保全、海上交通路の保護、海洋権益の擁護などが主な目標。
2000年代中頃～	近海防御・遠海防衛	近海に加えて遠海も主な活動海域に。近海防御戦略を維持・強化しつつ、海外における中国の利益の擁護や核兵器による反撃、国際的な安全保障協力への参加なども目標。
2020年代初頭～	近海防御 ＜ 遠海防衛	「近海防御・遠海防衛」戦略は基本的に維持されつつも、海外利益や海上交通路の安全確保の必要性や、米国との競争激化を背景に「遠海防衛」にさらに重点を置く傾向。

（出所）防衛研究所編『中国安全保障レポート2016』防衛研究所、2016年、7頁の表に筆者が加筆・修正。

南シナ海における「近海防御」を担う戦力の一例として、近年中国軍が強化を進めている海軍陸戦隊を挙げることができるだろう。2017年4月に、中国軍は海軍陸戦隊を従来の2個旅団から8個旅団へと拡充するとともに、独自の司令部を設立した。その際、海軍の特殊部隊である「蛟龍突撃隊」を移籍した特殊作戦旅団と、輸送ヘリコプターを運用する航空旅団が創設され、空からの上陸能力の強化が図られた。さらに2021年4月に、中国海軍は075型強襲揚陸艦（LHD）の一番艦である「海南」を就役させた。075型LHDはウェルドックと全通式飛行甲板を有する排水量4万トンの大型艦船であり、海軍陸戦隊による水上および空中からの上陸侵攻能力の向上につながるものと思われる[12]。中国海軍は075型LHDを4隻就役させるとともに、2024年末には電磁カタパルトを搭載した076型LHD「四川」を進水させた[13]。076型LHDは偵察や攻撃などの能力を有する無人機を運用できることから、近い将来において海軍陸戦隊による無人機を用いた、高度な作戦の遂行が可能になると思われる。

2　島しょの領有権と海洋権益から見た南シナ海

（1）軍事力を用いた支配の拡大

中国は南シナ海において島しょの領有権と海洋権益をめぐって、複数の東南アジア諸国と係争状態にある。ベトナムとは、パラセル諸島およびスプラトリー諸島の領有権を争っているほか、フィリピン、マレーシア、ブルネイとはスプラトリー諸島をめぐって主権問題を抱えている。中国にとっては、南シナ海における領土・主権と海洋権益をめぐる争いにおいて優位に立ち、その確保と伸張を図ることは重要な国益である。前節で議論した中国の海軍戦

略においても、島しょをめぐる領土・主権と海洋権益を守ることが重要な目的に挙げられている。実際に中国海軍は、南シナ海における支配を拡大するために、その実力を行使してきた。

1974年1月には、中国海軍が南ベトナム海軍を攻撃して、パラセル諸島全域を支配下に収めた。海南島の南方約300キロの南シナ海に位置するパラセル諸島は、北部のアンフィトリテ群礁と南部のクレセント群礁からなっており、北部を中国が、南部を南ベトナムが支配していた。しかし、1973年3月に米軍がベトナムから撤退し、南ベトナム軍に対する支援が弱体化すると、中国側はクレセント群礁に国旗を立てるなどして進出を図った。これを排除するために南ベトナム海軍が派遣した艦船と、中国海軍の艦船との間で交戦となった。この戦闘でベトナム側に100人を超える死傷者、中国側に80人を超える死傷者が出たが、最終的には南ベトナム海軍が敗退し、中国海軍がクレセント群礁を占領したのである[14]。

1988年3月には、スプラトリー諸島をめぐって中国海軍がベトナム海軍を攻撃した。同年2月、中国海軍はベトナムが支配していたスプラトリー諸島のファイアリークロス礁に海洋観測所を建設した。これに対抗するため、ベトナム海軍はジョンソン南礁など5つの島しょに部隊を派遣し、中国軍と対峙した。3月14日に双方の間で戦闘が勃発したが、装備面で優位にあった中国軍が2隻のベトナム艦船を撃沈するなどベトナム軍に対して圧勝し、6つの島しょ全てを支配下に置いた。この戦闘で、ベトナム側に60人を超える死者が出たともいわれている[15]。なお、この海戦以降、中国軍は他国軍と実戦を戦った経験を有していない。

1995年2月には、フィリピンが実効支配していたミスチーフ礁に中国が監視所を設置した。これを発見したフィリピン政府は、中国政府に対して強く抗議したが、中国側は地方政府が設置した漁民の避難施設であると主張し、施設の撤去を拒否した。その後、両国の外交当局間で協議が持たれたものの、中国海軍がミスチーフ礁付近に艦船を派遣するなど軍事的な圧力を強める中、フィリピン政府は抵抗を諦めざるを得なくなった。その後中国は監視所を次第に拡張し、軍を駐留させてミスチーフ礁を占拠したのである。このように1970年代から90年代にかけて、中国は軍事力の行使や、軍事力による威嚇を通じて、南シナ海における現状変更を推進し、島しょの支配を拡大してきたのである。

(2) 海上法執行機関の登場と南シナ海の軍事化

中国は1990年代後半から、南シナ海において係争諸国との対立を避け、協調的な姿勢を示すようになった。東南アジア諸国の間で中国脅威論が強まったことや、1997年のアジア通貨危機を経て東アジアの地域協力を推進する方針をとったことなどがその理由であろう。2000年12月には、中国とベトナムがトンキン湾の領海と排他的経済水域（EEZ）の境界設定で合意した。2002年11月には、中国と東南アジア諸国連合（ASEAN）が「南シナ海にお

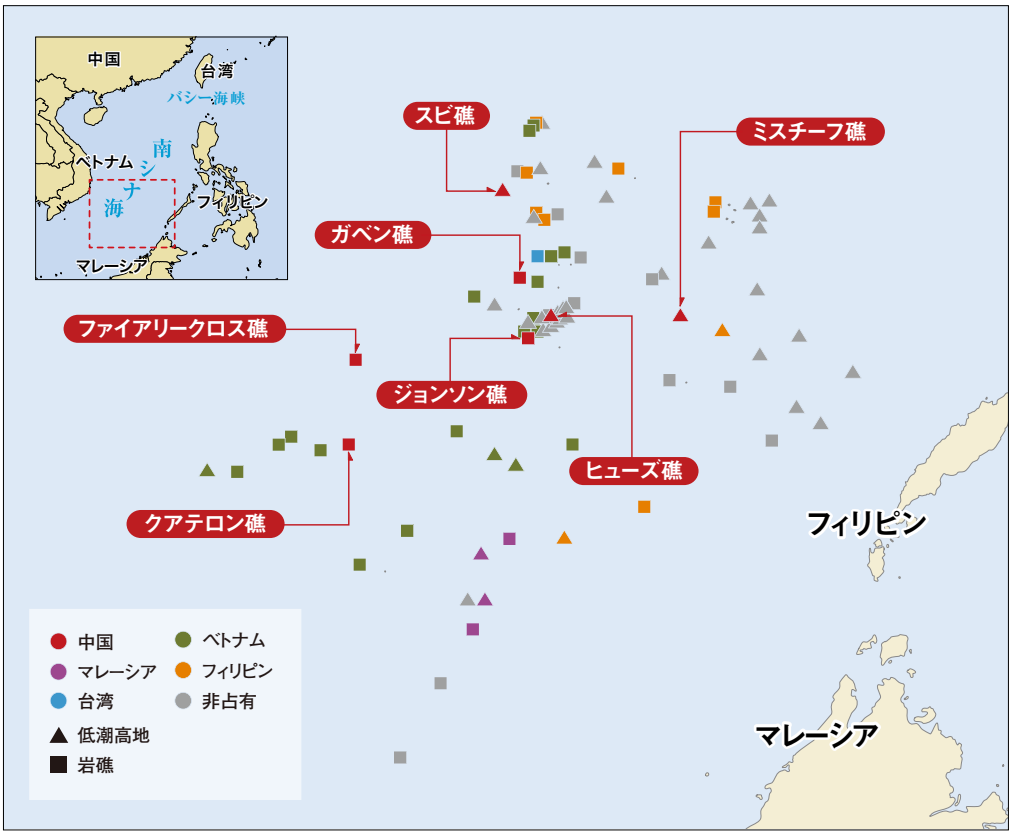
ける関係国の行動に関する宣言」に署名した[16]。中国としてはASEAN諸国との関係強化の妨げになっていた南シナ海問題で一定の妥協姿勢を見せることで、2003年10月にASEANとの間で「平和と繁栄に向けた戦略的パートナーシップ」の締結へとつなげることが可能となった[17]。2005年3月には、中国とフィリピン、ベトナムが南シナ海において共同で資源探査を行うことに合意したのである[18]。

ところが、中国は2000年代末ごろから、南シナ海において係争諸国に対して再び強硬な姿勢をとるようになった。その際に先頭に立ったのが、海監や漁政といった海上法執行機関である。2010年4月には、マレーシアが実効支配しているスワロー礁に漁政の監視船が接近し、マレーシア軍の艦船および航空機と長時間にわたって対峙する事態を引き起こした。2011年5月には、ベトナムが主張しているEEZで活動していたベトナムの調査船に対して、海監の監視船が接近してその航行を妨害し、調査船が曳航していた探査用ケーブルを切断する行動に出た。

2012年に入ると、中国の海上法執行機関はさらに強硬な手段に打って出た。同年4月に、フィリピンが実効支配していたスカーボロ礁上空をパトロールしていたフィリピンの航空機が、環礁内に停泊していた中国漁船を発見した。フィリピン海軍の艦船が取り調べた結果、不法に漁業を行っていたことが判明したため、中国漁船の拿捕を試みたところ、海監の監視船2隻が現場に現れ、フィリピン側による法執行を妨害した。これを契機に、スカーボロ礁をめぐる中国とフィリピンの対峙が始まった。双方の公船による対峙は2カ月ほど続いた。その間、中国側はフィリピンからの農産物の輸入を制限したり、軍事的な衝突の可能性を示唆したりして、フィリピン側に対する圧力を強化した。最終的には6月に入り、フィリピン側が公船を現場から撤退させる一方で、中国側の公船が現場に留まり、スカーボロ礁を事実上占拠した。これは、中国が海上法執行機関を用いて南シナ海における現状変更を実現したことを意味している。その後、中国は複数の海上法執行機関を統合して中国海警局（以下「海警」）を発足させ、南シナ海のみならず東シナ海においても現状変更を試みる先兵としている。

他方で中国軍も、南シナ海におけるプレゼンスを着実に拡大してきた。中国は2014年頃から南シナ海における7つの岩礁や暗礁を大規模に埋め立てて、人工島の造成に着手した。これらの人工島が軍事利用されることに米国などが懸念を示したが、2015年9月に米国を訪問した習近平国家主席は、当時のオバマ大統領と臨んだ記者会見において、中国は「南シナ海を軍事化する意図はない」と明言した[19]。しかしその後、中国は人工島に様々な軍事施設を建設し、とりわけファイアリークロス礁、スビ礁、ミスチーフ礁では3,000メートル級の滑走路や大規模な港湾施設などが建設され、南シナ海における中国軍の重要な拠点となったのである。

図2-1　スプラトリー諸島における中国の軍事基地



（出所）Asia Maritime Transparency Initiative (AMTI), “Island Features of the South China Sea” などに基づき筆者作成。

中国軍は南シナ海で複数の軍事拠点を構築したことで、南シナ海における総合的なコントロール能力を高めることを狙っていると思われる。大規模な港湾施設は、中国海軍の艦船や海警の監視船の活動拠点となるため、南シナ海における海上優勢の獲得にとって有利である。長距離の滑走路は戦闘機をはじめとした中国の多様な軍用機が使用可能であり、軍用機の展開能力の大幅な向上をもたらすことになるだろう。また、全ての人工島にレーダーを中心とした情報収集施設が設置されたことで、中国軍の南シナ海における状況把握能力が飛躍的に向上したとも考えられる。「近海防御」戦略に沿って、中国軍は海軍を中心に南シナ海での支配力を着々と強化しているのである。

(3) 係争国に対する軍事的圧力の強化

プレゼンスの強化を通じて南シナ海の支配力を高めている中国軍は、主権・領土や海洋権益をめぐる係争国に対する軍事的な圧力も強めている。中国とスプラトリー諸島をめぐって対立しているフィリピンは、2013年1月に、中国が主張する「九段線」が国際法に適合しないことの確認などを求めて国際仲裁裁判所に提訴した。仲裁裁判所はフィリピンによる提訴

を受理し、審議を行った後、2016年7月に判断を下した。中国は2000年以上前から中国の漁民が活動してきたことを理由に、中国が南シナ海で歴史的権利を有すると主張していたが、仲裁裁判所はこの判断で中国が主張する「九段線」の内側において、資源に関する中国の歴史的権利は存在しないとした[20]。中国は国連海洋法条約（UNCLOS）の締約国であり、仲裁裁判所の判断には従う義務がある。それにもかかわらず、中国側は判断を「紙くず」と断じて、これに従わない意思を示した。習近平主席も欧州連合（EU）のドナルド・トゥスク大統領との会談で、「南シナ海における中国の領土・主権と海洋権益は仲裁裁判の判断によっていかなる影響も受けることはなく、中国は仲裁裁判の判断に基づくいかなる主張や行動も受け入れない」と発言した[21]。

さらに中国は、南シナ海での軍事活動を活発化させることで、仲裁裁判の判断を受け入れない姿勢を明確にした。判断が下された直後の7月19日～21日にかけて、中国海軍南海艦隊が、南シナ海において大規模な対抗訓練を行った。海軍航空兵の戦闘機が数十回にわたって出撃し、数百発の実弾を発射したという。戦闘機は海上の艦船部隊との間で対抗演習を行い、戦闘機による長距離攻撃能力の向上を図ったとされる[22]。また中国空軍は、7月19日にH-6K爆撃機をスカーボロ礁付近で飛行させ、「戦闘パトロール」を実施した。これについて中国国際問題研究院の副院長は、「戦闘パトロール」が中国の主権と領土を守る重要な手段だとした上で、「関係諸国は違法な南シナ海仲裁裁判を口実にして、中国の権利の侵害や挑発をエスカレートすべきでない」と主張した[23]。8月には中国空軍の爆撃機、戦闘機、早期警戒機、偵察機、空中給油機などがスプラトリー諸島とスカーボロ礁の上空で「戦闘パトロール」を実施した。これについて中国空軍の報道官は、「空軍は南シナ海における戦闘パトロールを常態化し、海上方面での実戦的な訓練を深く発展させ、国家の主権、安全、海洋権益を守っていく」と発言した[24]。

中国海軍は2018年4月に、海南島の南方沖の南シナ海において、史上最大規模の海上閲兵式を行った。この閲兵式には空母「遼寧」の艦隊をはじめとして48隻の水上艦船、76機の航空機、1万人余りの兵士が参加し、最新の潜水艦や水上艦船、艦載機、哨戒機などが展示された。閲兵式を観閲した習近平主席は、「強大な海軍を建設することは、中華民族の偉大な復興を実現するための重要な保障である」と指摘し、「世界一流の海軍を全面的に建設すること」を指示した[25]。この海上閲兵式を論じた『解放軍報』の論評は、「海洋の安全保障情勢はますます厳しくなるとともに、海洋権益をめぐる闘争も激化している」中で、「国家の領土・領海・主権・海洋権益を守る任務は困難かつ重要」だと指摘し、「強大な人民海軍を建設する任務はかつてなく差し迫ったものになっている」と主張した[26]。南シナ海で大規模な海上閲兵式を行った狙いの1つは、主権・領土や海洋権益をめぐって争っている係争諸国に対して軍事的な圧力をかけることにあったといってよいだろう。

2021年5月には、中国がマレーシアに対して軍事的な圧力をかける行動に出た。中国空軍に所属するIL-76とY-20からなる16機の輸送機が一定の間隔で縦列を形成し、南シナ海のスプラトリー諸島の上空を南下して、マレーシアのボルネオ島サラワク州の沖まで接近した後、反転して北上する飛行を行ったのである。これに対してマレーシア空軍はスクランブルを実施し、監視を行った。中国軍の輸送機編隊によるこの飛行については、マレーシアが支配している南ルコニア礁やスワロー礁、フィリピンが支配しているティトゥ島、台湾が支配しているイツアバ島などの上空付近を通過していることから、これらの島しょに対する空挺部隊の投下を訓練したものとの見方もある[27]。いずれにしても、中国空軍によるマレーシアに対する極めて挑発的な行動だといえるだろう。

2025年8月にはスカーボロ礁付近で、中国海軍の駆逐艦がフィリピン沿岸警備隊の巡視船に対して危険な妨害行為を行った。スカーボロ礁付近で操業していたフィリピン漁船を支援するために、フィリピン沿岸警備隊の巡視船「スルアン」がスカーボロ礁に接近したところ、中国海軍の052D型駆逐艦「桂林」がその航行の妨害を始めた。「桂林」は「スルアン」の後方から高速で接近し、「スルアン」の右舷を至近距離で追い越す危険な航行を行った。さらに「桂林」が「スルアン」の後方を横切ったところ、同じく「スルアン」を追跡していた海警の「3104」監視船がこれに衝突する事故を起こした。「3104」監視船は大破して航行不能になった[28]。

この事件は中国海軍と海警の操船技術と連携能力に疑問を抱かせるものであったが、より注目すべきは中国海軍の駆逐艦が、フィリピン沿岸警備隊の巡視船に対して直接的な航行妨害に出たことである。2000年代末以降、中国は南シナ海で海上法執行機関の公船を前面に出して、係争諸国の公船や調査船、漁船の航行を妨害するなど圧力を加えてきた。他方で中国軍は、大規模な軍事演習を行ったり、海警の活動を後方から支援したりしていたが、係争国の公船の航行を直接妨害することはなかった。しかしながら今回の駆逐艦「桂林」の行動は、他国の公船に対する航行妨害が中国海軍の任務として位置付けられていることを、その任務を実行することによって証明したのである。係争国の公船に対して軍艦がその航行を妨害する行為は、軍事的な対立へのエスカレーションを招きかねない危険かつ無責任なものといわざるを得ない。今回のような中国の軍艦による行動が繰り返されるようなことになれば、南シナ海の安定を深刻に脅かすことになるだろう。



中国海軍の駆逐艦と衝突した中国海警局の監視船（2025年8月）（AFP＝時事）

3　台湾の統一と対米競争から見た南シナ海

（1）台湾に対する軍事的圧力の強化

台湾は、北は東シナ海、西は台湾海峡、東は太平洋、南は南シナ海に面した島であり、日本の南西諸島からフィリピン諸島へとつながる第１列島線の中央に位置する戦略的な要衝である。中華人民共和国は1949年の建国以来、一度も台湾を統治したことはないが、台湾を中国の不可分の領土だとしてその統一の実現を目指している。中国政府が2022年８月に発表した「台湾問題と新時代の中国統一事業」と題する白書によれば、台湾問題を解決し、祖国の完全統一を実現することは中国共産党にとって「歴史的な任務」だとされる。また、台湾問題を解決する基本的な方針は「平和統一、一国二制度」だとし、大陸と台湾における政治や経済などの制度の違いを残しながら、対話によって統一の実現を図る意思を表明している。しかしながら、白書は同時に「我々は武力使用の放棄を約束せず、あらゆる必要な措置を取る選択肢を留保する」とも明記しており、台湾を統一するために武力を行使する可能性を公言している[29]。中国共産党政権にとって、台湾の統一を実現するうえで軍事力は極めて重要な手段なのである。

統一の実現に向けて台湾に圧力をかける上で、南シナ海は中国にとって重要な海域である。台湾は南シナ海においてイツアバ島とプラタス諸島を実効支配している。イツアバ島はスプラトリー諸島で最大の島であり、プラタス諸島はバシー海峡に面した南シナ海の北部に存在している。台湾はこれらの島に海巡署の要員を駐留させて実効支配しているが、近年中国はプラタス諸島に対する台湾の支配に挑戦する動きを見せている。2022年から海警の監視船がプラタス諸島の周辺海域に出現し始め、2025年にはプラタス諸島の領海および接続水域内を航行する海警船の隻数と活動日数が急増している。海警船によるプラタス諸島周辺海域での行動には、島にさらに接近したり、頻度を高めたり、中国軍による軍事演習と連携したりする傾向が見られるとも指摘される[30]。仮に中国がバシー海峡に近いプラタス諸島に対する支配を構築すれば、台湾周辺の南シナ海における米軍の行動を困難にするとの指摘もあり[31]、今後の中国の動向に注意が必要である。

中国軍は台湾周辺における訓練や演習を活発化させることにより、台湾に対する圧力を次第に強化している。2016年５月に、中国が主張する「１つの中国」原則に強く反対する民進党の蔡英文政権が発足すると、同年11月に中国軍機が初めて台湾を周回する形で飛行を行った。中国軍のH-6爆撃機、Tu-154情報収集機、Y-8情報収集機が南シナ海から台湾とルソン島との間のバシー海峡を通過して台湾沖の太平洋に進出したのち、沖縄本島と宮古島の間を通過して東シナ海へと飛行した。さらに同年12月には、同じくH-6、Tu-154、Y-8が東シナ海から沖縄本島と宮古島の間を通過して台湾沖の太平洋に進出したのち、バシー海峡を経

て南シナ海へと飛行したのである。このような台湾を周回する形での中国軍機による飛行は翌年も複数回行われ、12月に行われた同様の飛行について中国空軍の報道官は、中国空軍の爆撃機と偵察機が「島をめぐるパトロール（繞島巡航）」を行ったと表明し、「国家主権と領土の一体性を守る能力を向上させた」と主張した[32]。

また、蔡英文総統が再選されて2020年5月に第2次政権を発足させると、同年9月に中国の軍用機が台湾周辺で新たな飛行を開始した。9月18日に、複数の戦闘機が台湾海峡の中間線を越えて台湾側に進出するとともに、爆撃機と戦闘機が台湾本島とプラタス諸島の間の南シナ海上空へ進出し、台湾の防空識別圏に進入したのである[33]。その後、中国は台湾南西の南シナ海上空における軍用機の飛行を繰り返している。中国軍は爆撃機と戦闘機のみならず、情報収集機や対潜哨戒機、早期警戒機、無人機なども飛行させて機種を多様化させるとともに、バシー海峡を越えて太平洋側まで進出するなど飛行範囲も拡大している。こうした飛行を繰り返す中国側の狙いは、民進党政権に対する圧力を高めるとともに、有事においてこの空域における航空優勢を獲得することで、プラタス諸島を孤立させたり、敵の海上戦力を無力化したり、台湾南部の軍事施設やインフラを攻撃したりする軍事作戦を円滑に行える能力を向上させることにあると思われる。

さらに中国軍は2022年以降、台湾を取り囲む形で軍事演習を繰り返すようになった。2022年8月に中国軍は、台湾周辺でそれまでにない大きな規模での軍事演習を実施した。台湾を取り囲む形で周囲に6つの訓練区域を設定し、陸軍、海軍、空軍、ロケット軍が参加した統合作戦を行い、実弾も発射した。とりわけ8月4日には、台湾の北部、東部、南西部の海域に設定した訓練区域に複数の弾道ミサイルを発射した。そのうち数発が日本のEEZに着弾しており、日本政府は「我が国の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題」だとして中国政府に抗議した[34]。この演習において10隻余りの海軍の艦船が台湾の周辺海域で「統合的な封鎖行動」や「実弾射撃区域における掃海・警戒」、「友軍部隊と連携した偵察・誘導」を行ったとされる[35]。中国軍は台湾の南西の南シナ海上に広大な演習区域を設定したが、その狙いは①台湾にとって重要な南シナ海の海上交通路を封鎖する能力、②海上封鎖に抵抗する台湾軍への対抗能力、③台湾南部に存在する左営海軍基地や高雄などの都市を攻撃する能力を高めることにあると思われる。その後に繰り返されている台湾を囲む形での軍事演習では、南シナ海上に必ず訓練区域が設定されている。南シナ海は、台湾の統一を目指す中国軍にとって極めて重要な海域だといえるだろう。

（2）米軍への対抗の基盤となる南シナ海

南シナ海で中国がフィリピンなど東南アジアの係争国に威圧的な行動に出たり、台湾に対して軍事的な圧力を強化したりしたことは、米国の中国に対する戦略的な警戒感を高めるこ

とになった。第１期トランプ政権が2017年に公表した「国家安全保障戦略」は、中国を既存の国際秩序に対する現状変更勢力と位置付け、中国との大国間競争の時代が始まったと宣言した。南シナ海における中国による軍事基地の建設は地域の安定を損なうものだと批判するとともに、中国による急速な軍事力の強化は、地域に対する米国のアクセスの制限を意図していると警戒感を露わにした[36]。第2期トランプ政権が2025年に公表した「国家安全保障戦略」は、東シナ海と南シナ海に面する台湾の地理的重要性と、海上交通路の要衝としての南シナ海の重要性に言及した上で、「台湾をめぐる紛争を抑止することが最優先である」と指摘している[37]。南シナ海についての米国の軍事的関心が高まる中で、南シナ海における領土・主権と海洋権益を確保し、台湾の統一の実現を図る中国にとっては、南シナ海での軍事バランスをめぐる米国との競争に打ち勝ち、この海域での米軍の自由な行動を許さない体制の構築が必要だと認識されているだろう。

実際に、中国はこれまで南シナ海における米軍の行動を妨害する様々な行動をとってきた。2009年３月には、海南島の南方沖およそ110キロの海域で活動していた米海軍海洋調査船「インペッカブル」に対して、中国海軍の情報収集艦や公船、漁船が航行妨害を行った。2013年12月には、南シナ海において空母「遼寧」を中心とした中国海軍艦船による演習を監視していた米海軍の巡洋艦「カウペンス」に対して、中国海軍の揚陸艦が接近し、カウペンスの前方に割り込んで、カウペンスに衝突回避行動を余儀なくさせた。2018年９月にも、南シナ海を航行していた米海軍の駆逐艦「ディケーター」に対して、中国海軍の駆逐艦「蘭州」が異常な接近航行を行い、ディケーターが衝突回避行動をとった。その後も南シナ海における中国軍による米軍への妨害行動は続き、2022年12月には南シナ海上空を飛行していた米軍の電子偵察機RC-135に対して、中国軍の戦闘機J-11が６メートルまで接近する危険な飛行を行ったのである。

また中国は、南シナ海に向けて対艦弾道ミサイル（ASBM）の試射を行っている。ASBMは、陸上から遠く離れた海域を航行する大型艦船を攻撃できる弾道ミサイルであり、「空母キラー」とも呼ばれる兵器である。中国軍はASBMとしてDF-21DとDF-26Bを保有しているが、2019年７月に、中国は本土から６発のDF-21Dをスプラトリー諸島北方の南シナ海に向けて発射した。これは中国による海上に向けたASBMの初めての発射であった。2020年８月にも中国軍は、本土の青海省からDF-26B、浙江省からDF-21Dをそれぞれ南シナ海のパラセル諸島の北部海域へ発射した[38]。この南シナ海に向けたASBMの試射は、南シナ海を航行する米海軍の艦船をASBMによって攻撃する意思と能力を誇示することにより、この海域における米海軍の行動をけん制することが狙いであると思われる。

中国軍が台湾を取り囲む形で繰り返している演習において、台湾南部のバシー海峡付近に必ず訓練区域を設定していることも、南シナ海における米軍との軍事バランスにおいて優位

に立つことを狙ったものといえるだろう。2022年8月の軍事演習について国防大学の孟祥青教授は、台湾南部に設定された訓練区域がバシー海峡を「封鎖し、コントロールできる区域」であると指摘した上で、この訓練区域の設定が「外部の干渉勢力に対する強烈なメッセージになった」と主張した[39]。中国は台湾で有事が発生した際に、バシー海峡を封鎖することで米軍の南シナ海への進入を阻止することを狙っているといえるだろう。

有事の際に南シナ海をコントロール下に置き、米軍による行動や、米軍による進入を阻止することは、中国に大きな戦略的利益をもたらすことになる。第1は、「近海防御」戦略の目的の1つでもある、中国の沿岸都市を防衛するための縦深を確保することができる。南シナ海における米軍の行動を拒否することができれば、最前線の米軍を南シナ海に面した中国南部の主要な都市や軍事拠点から遠ざけることが可能となる。

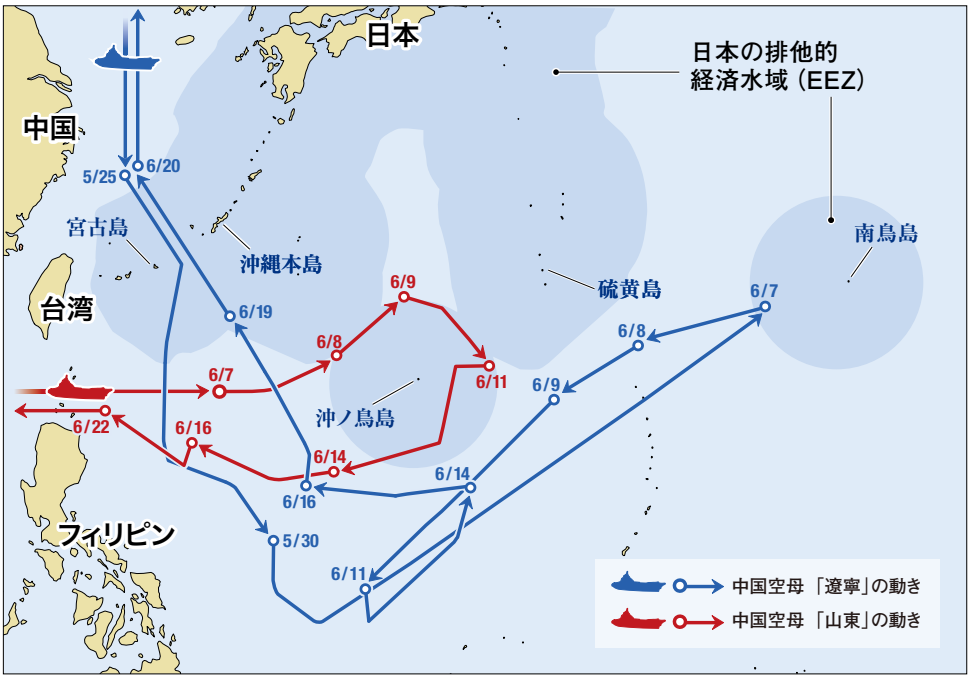
第2は、台湾侵攻作戦に対する米軍の介入を困難にできることである。バシー海峡を封鎖し、台湾南部の海空域で優勢を確保できれば、中国軍は南シナ海から台湾南部に対する侵攻作戦を優位に展開することができる。また、南シナ海の中部や南部においても軍事バランスを優位に保つことができれば、オセアニア海域やインド洋方面から接近してくる米軍勢力の行動を妨害することが期待できる。

第3は、米国に対する核抑止力を強化できることである。中国軍は6隻の戦略原潜を南シナ海に面した海南島に配備している。SLBMを搭載している戦略原潜は、中国の米国に対する核反撃能力の柱を担っている。中国軍が南シナ海を支配し、米軍の活動を拒否することができれば、中国の戦略原潜は南シナ海で安全に活動することが可能となる。中国軍の戦略原潜は射程が10,000キロを超えるとされるSLBMであるJL-3を搭載していると見られる。南シナ海で米軍に妨害されることなく活動する中国の戦略原潜は、米国本土を核ミサイルで攻撃することが可能となる。中国海軍は2026年7月に、南シナ海を潜航していた戦略原潜からSLBMを南太平洋に向けて試射した。このSLBMはおよそ7,300キロを飛翔しており、中国軍のSLBM運用能力が着実に高まっていると思われる。


中国の潜水艦から発射された弾道ミサイル（2026年7月）（新華社/共同通信イメージズ）

南シナ海における軍事的な優位を獲得して「近海防御」を強化することは、第1列島線を越えた太平洋において米軍に対抗する「遠海防衛」の能力の向上にもつながる。中国軍の艦船や航空機が太平洋に進出するルートには、東シナ海から宮古海峡などを通過するルートと、南シナ海からバシー海峡を通過するルートがあるが、東シナ海に

図2-2　「遼寧」「山東」空母艦隊による太平洋同時進出



（出所）統合幕僚監部「中国海軍艦艇の動向について」2025年6月23日に基づき筆者作成。

は日米が強固なプレゼンスを確立しており、有事において中国が使用することは簡単ではない。他方で、南シナ海において中国は軍事的優位の獲得に向けた努力を続けており、南シナ海を支配できれば中国はバシー海峡を使用して、より安全に軍事力を太平洋へ投射することができると考えられる。2025年5月から6月にかけて、中国海軍の空母「遼寧」艦隊と「山東」艦隊が同時に太平洋に進出して活動したが、両空母艦隊は対抗訓練を行ったとの見方もある[40]。この見方が正しいとすれば、第2列島線を越えて南鳥島付近まで進出した「遼寧」艦隊が米空母艦隊の役割を務め、沖ノ鳥島周辺まで進出した「山東」艦隊がこれに対抗する訓練を行ったと考えられよう。この時「山東」艦隊は南シナ海からバシー海峡を通過して太平洋へ進出している。これは南シナ海を基盤として太平洋へ戦力投射を行う中国軍の意図を示唆する一例だといえるだろう。

おわりに

中国の海軍戦略は、建国初期の沿岸海域の防御を中心としたものから、島しょの領土・主権や海洋権益を確保したり、沿岸都市の防衛縦深を広げたりすることを目的とした近海における防御を中心としたものへと変化した。さらに、中国の経済活動がグローバルに拡大した

ことにより、海上交通路の安全確保や、敵対勢力に対する中国の防衛縦深をより拡大することなどを目指して、中国の海軍戦略は遠海における防衛をより重視するようになりつつある。こうした拡張的な中国の海軍戦略は、中国にとっての国益の拡大と中国の国力の増大を背景としており、今後も継続していくことになるだろう。

中国の「近海防御・遠海防衛」戦略において、南シナ海は極めて重要な海域である。南シナ海は中国にとっての領土・主権や海洋権益の問題にとどまらず、海上交通路の安全確保、台湾統一の実現、米国との戦略的な競争といった、中国共産党の正統性や政権の行方を左右する死活的に重要な党の利益に関わるからである。中国共産党政権は、今後も南シナ海の支配の実現を目指し続けるはずであり、それは東アジアの海域に緊張をもたらし続けることになるだろう。



中国と南シナ海――海洋問題の諸様相――



（フィリピン政府提供・共同）

第3章

軍事機能および行政機能を兼ね備えた中国海警局

――南シナ海において果たす役割――

後藤 洋平

はじめに

中国の海洋戦略を議論する上で、重要な行動主体となりつつあるのが中国海警局（以下「海警」）であることは周知の通りである。海警の存在感の大きさを裏打ちするのは、2013年と2018年に実施された海上法執行体制の改革と、2021年の海警法の制定である[1]。海警法の各種規定からは、海警が、武力を含むハードパワーを保有し行使する機能を有していると同時に、行政機能を付与されていることが看取される。

本稿はかかる前提の下、海警が中国の南シナ海での影響力強化においていかなる役割を果たしているかを説明することを目的としている。そのためには、海警がいかなる制度的特徴を有しており、海軍や海上民兵などを含む他の海洋関連機関とどのように連携しているかを示す必要があると考える。

したがって、本章はまず、海警が南シナ海で存在感を増す背景として、南シナ海問題を「国内問題」とみなす中国の認識を説明する。かかる認識を前提として、海警や、その前身となった各種海上法執行機関の制度的変遷を概観するとともに、海警法の制定によって海警が、「軍事機能と行政機能を兼備する組織」として定義されたことを示す。次に、海軍や海上民兵との連携関係を概観する。海軍との関係では、法的規定、海軍との人事交流、共同行動の現状という観点から分析する。また、海上民兵の制度的概観を説明した上で、訓練や実際の行動における海警や海軍との関係性を示しつつ、海上民兵が有する優位性と脆弱性を説明する。続いて、海警法が規定する海警の行政的機能に注目する。ここでは、海警法制定以降に中国の一部海洋関連法規が改正されている状況も紹介しつつ、海警が海洋ガバナンスの担い手として、他の行政機関や地方政府と連携し、行政措置を通じて係争地を含む海洋の実質的管理を強化していることを示す。最後に、全体を総括する。

なお本章は、本レポートのテーマが南シナ海を中心に据えていることを踏まえ、扱う事例は原則として南シナ海で起きたものを用いるが、海警を取り巻く情勢を分析する上で必要と考えられる場合、具体的な場所が不明なものも含め、他海域の事例も適宜参照する。

1　南シナ海問題を「国内問題」ととらえる中国の認識

中国は、南シナ海における他国との紛争を、中国の「国内問題」として処理しようとする傾向にあると考えられる。これは、中国が、南シナ海をはじめ自国の周辺海域を「陸上領土」の延長であるかのようにとらえる認識があるだろう。

そうした認識を端的に示す概念が、「海洋国土」である。中国では、1982年に採択され、中国は1996年に批准した国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、南シナ海、東シナ海、黄海といった周辺の海域約300万平方キロメートルが、中国の海洋国土に含まれるとされる。海洋国土という文言は、後述の海警法などの各種法規では用いられておらず、類似の文言として「管轄海域」が用いられる[2]。しかし、習近平政権が2017年に公表した、2030年までの国土整備方針「全国国土規劃綱要」において、中国の陸上の国土が960万平方キロメートルであるとしつつ、中国が管轄権を有すると主張する海域を「300万㎢の海洋国土」と記載するなど[3]、近年は政策文書で登場することも多い。

中国は、海洋国土にかかる主張を、国内法の整備を通じ固めてきた。特にその動きは1990年代以降活発化している[4]。例えば、1992年に制定された領海および接続水域法（以下「領海法」）第2条では、台湾や尖閣諸島のほか、南シナ海では、プラタス諸島（中国語名：東沙諸島。以下同様）、パラセル諸島（西沙諸島）、マックルズフィールド岩礁群（中沙諸島）、スプラトリー諸島（南沙諸島）を中国の領土と規定した[5]。海洋をめぐる中国の認識と行動を理解する上で、同法は重要である。なぜなら、UNCLOSによれば、排他的経済水域（EEZ）や大陸棚は、当該国の領土に設定する領海基線を基に計算されるからである。中国は、これら諸島の領有権主張をベースに、1996年のUNCLOS批准を経て、同条約の規定を独自に解釈し援用する形で、1998年にEEZおよび大陸棚法を制定し、同法に基づきEEZや大陸棚を設定している。さらに、いわゆる「九段線」に囲まれた海域における「歴史的権利」をも重ね合わせることで、これら海域を包括する概念として、海洋国土と称しているのである。なお中国は、自国領海での外国軍艦の通航に事前許可を求め、EEZ内での他国の軍事活動を制限する立場を示すなど、西側諸国で主流な海洋法解釈とは異なり[6]、国際法解釈の面からみても、管轄権を有する海域を「陸上領土の延長」であるかのように認識する傾向があるとみられる。

以上の中国の認識からすれば、中国は南シナ海問題を「国内問題」の1つととらえているものとみられる。特に習近平政権は、対外的な要素を含んでいても自国の主権や安全にかかわる問題と認識された場合、「国内問題」として国内法の整備と執行によって処理しようとする姿勢が鮮明である[7]。海警法の制定も、習政権のかかる傾向の延長線上に位置付けることができるだろう。

法執行機能を有する海警が、南シナ海において存在感を増す背景も、中国の海洋認識と、「法」を対外政策の道具に活用する習政権の姿勢を前提に理解されるべきである。すなわち、中国の認識では海警が南シナ海を「統治」する主体であり、その活動は「統治の一環」としての「法執行活動」であると正当化する意図を有しているということである。

2　海警の制度的変遷

海警が現在のような組織として形成されていった経緯を見る上で、節目となる出来事は3つある。すなわち、①複数存在した海上法執行機関の統合（2013年）、②統合された「旧」海警の中国人民武装警察（以下「武警」）への編入（2018年）、③活動の根拠法である海警法の制定（2021年）である。統合の前史も含め、順を追ってみていきたい[8]。

（1）　複数組織による分散型の海上法執行体制から最初の統合

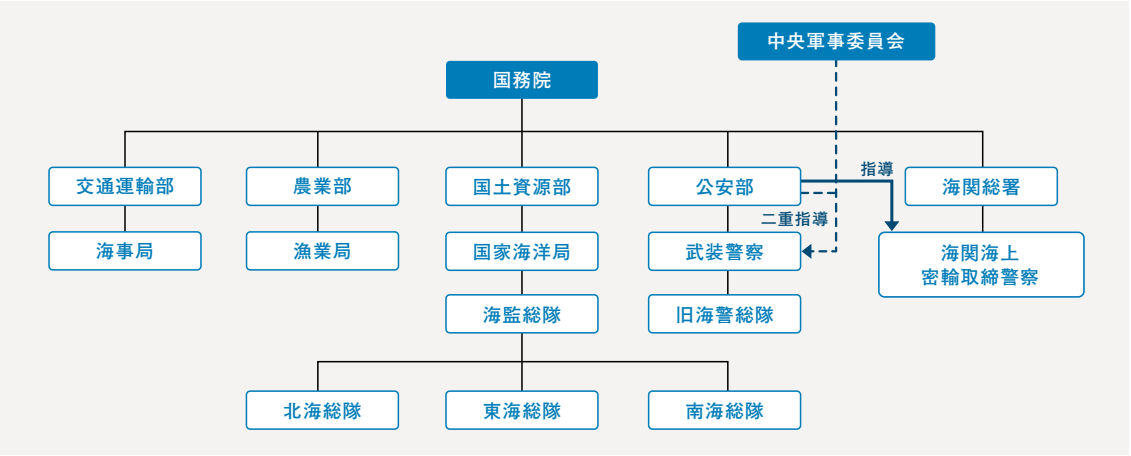
ア　国家海洋局の成立

中国において、海軍とは別に、長年海洋政策に影響力を有していた海洋関連機関は、1964年に発足した国家海洋局である。国家海洋局は、海洋調査の推進や、科学技術活動の強化などの観点から、海軍、中国科学院および中央気象局等の関連部門を統合する形で国務院内に設置された[9]。国家海洋局は、設立時に海軍の一部機関を統合したため、一定程度海軍の影響下にあったとも推察されるが、1980年代の改革開放の到来に伴い、経済発展が国家の優先事項となる中、国家海洋局にもそれへの奉仕が求められるようになり、結果として海軍から自立した機関へと変わっていったとみられる[10]。

イ　「五匹の龍」体制

1978年の改革開放以降、中国では経済発展に伴い海洋利用の促進が図られるようになった。それは同時に、海洋管理体制の改革が推進されるということでもあった[11]。そうした潮流の下、2000年頃までに国家海洋局以外にも複数の海上法執行機関が設立された。主なものとして、交通運輸部に属する海事局（海洋交通の安全管理・救難活動等を所掌）、農業部所属の漁業局（漁業関連行政の管理監督等を所掌）、公安部に所属し、武警の身分も有する海上警察総隊（海上の一般犯罪取締を所掌。以下では、現在の海警総隊と区別するため、「旧海警総隊」と呼称）[12]、および中国海関総署（税関）密輸取締警察（密輸の取締を所掌）である。また、国家海洋局も、法執行部隊である中国海監総隊を設立し、北海、東海、南海の3区総隊を設置した。これら5つの機関は、「五匹の龍」と呼ばれていた（図3-1参照）。

図3-1　2013年までの中国の海上法執行体制



（出所）後藤「『中国海権論』の研究」66頁掲載の図表を、増田「中国の海洋戦略と海上法執行機関」63頁を基に加筆修正。

五匹の龍などの中国の海上法執行機関は、1980年代以降進められた海洋関連法規の整備に伴い、こうした法規を実際に運用する主体として設立されたと考えられる。ただし、1990年代の中国の海上法執行機関は、名目上の組織は存在すれども効率的に運用されているとは言い難い状況であった。当時の運用実態について、公安部系の組織が老朽化した船や木造船を使用するなど、制度化に追い付いておらず、公安部も含む中国の密輸取り締まり体制の複雑過ぎる指揮系統の問題点が指摘されていた[13]。

複数の省庁がそれぞれ法執行活動を行う状況は、中国の有識者等からも運用の非効率性や職掌の重複性などが問題視されていた。例えば上海社会科学院で海洋法などを研究する金永明は、機関の分断性と権利義務の不明瞭さを批判し、海洋問題に関する総合的な事務機関の創設を主張していた[14]。

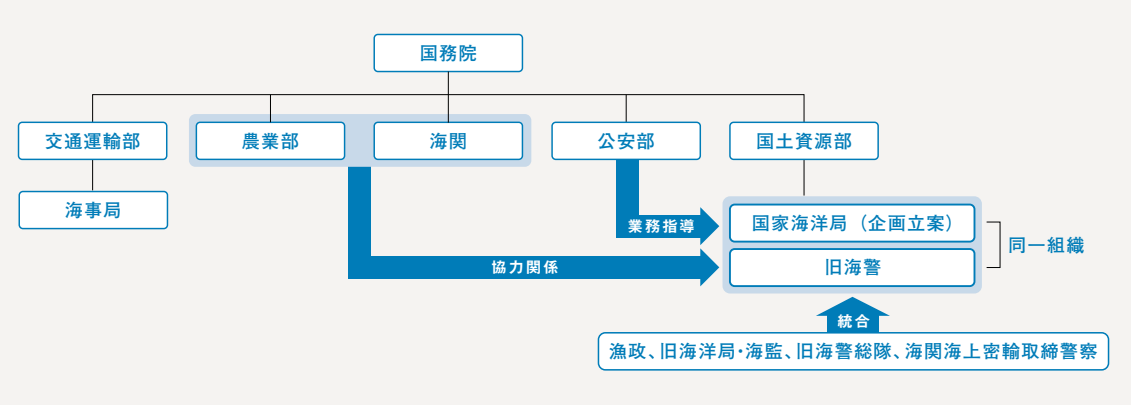
このように五匹の龍が分散的に海洋管理および法執行に参画する状況は、非効率な上に装備などの面でも脆弱という問題があった。

ウ　2013年の機構改革――依然として残った複雑な指揮系統

こうした中、2012年11月の第18回党大会で「海洋強国の建設」が掲げられたことは、海上法執行部門間の統合に拍車をかけた[15]。習近平政権もそうした路線を継承しており、同政権発足直後の2013年3月の全国人民代表大会で採択された国家の機構改革に基づき、海上法執行機関の改革が行われた。具体的には、3月に発表された「国務院機構改革および機能転換の方案」で骨子が定められ[16]、同年7月に国務院が発表した「国家海洋局の主要業務、内部組織および人員編制規定」で詳細に定められた[17]。機構改革では、海事局を除く4機関が統合され、「国家海洋局/中国海警局」（以下「旧海警」）と2つの名称を有する組織が、海事局の

所掌分野以外の海上法執行業務全てを掌握することとなった。具体的には、海洋局は国土資源部の監督下で海洋政策の企画立案を担う一方、旧海警は公安部の指導の下、法執行活動を担うものとされた。すなわち、海洋局/旧海警は、国土資源部と公安部による二元指導体制を受けていた（図3-2参照）。

図3-2　2013～2018年の中国の海上法執行体制



（出所）後藤「中国海警局と台湾海巡署」142頁。

このように、4つの機関を統合して成立した旧海警は、法執行活動の効率化や資源の集中的配分が可能となったものの、公安部と国土資源部という2つの上部組織から指揮を受ける状況は依然として非効率であったといえる。付言すれば、旧海警の構成要員の一部である旧海警総隊の職員は武警の身分を有していたことなども踏まえると、間接的に中央軍事委員会の影響下にもあったとみられる。

他方、公安部の指導を受けつつ、武警の一部でもあった旧海警総隊が構成要素に含まれたことにより、旧海警の段階でも軍事化の傾向を有していたとする先行研究もある。例えば、米海軍大学校所属の研究者であるライアン・マーティンソンは、2014年の将来の旧海警の幹部候補生の募集要項において、応募者は教育課程終了後、武警としての階級を授与されることになる旨記載されていると紹介している[18]。また、ランド研究所に所属していたライル・モリスは、旧海警が「文民の機関」を標榜する一方、実際には軍に近い制服や階級を有しており、海上では武警の訓練を受けた指揮官の統制を受けていたと指摘している[19]。

（2）中央軍事委員会および武警への編入

そうした中、2017年10月の第19回党大会と連動する形で、2018年の機構改革が実施された[20]。この機構改革における海警の組織再編をめぐり、ポイントとなるのは、次の2点である。第1に、武警の組織改革である。同年の党・国家機構の改革を通じ、武警は公安部の指

導を離れ、中央軍事委員会の一元的指揮下に入った。第2に、旧海警は、武警の一部としての「海警総隊」へと再編されたこと（海警局の名称は引き続き保持）である。すなわち、「新」海警は、公安部とその上部機関である国務院の指揮から離れ、軍の統帥機関である中央軍事委員会から一元的に指揮を受ける組織へと転換した。このほか、海洋局の科学調査や環境保護等を担う部門は、機構改革によって新設された自然資源部、生態環境部、国家林業・草原局の3組織にそれぞれ編入された。なお、海上法執行機関の1つである海事局は、機構改革後も引き続き交通運輸部の隷下にある。

2018年に実施された機構改革の背景には、2つ考えられる。第1に、武警や海警といった武装組織を国家の機関から引き剝がし、共産党ひいては党と軍の最終決定権を握る習近平が一元的に管理できるようにしたことである[21]。第2に、指揮系統や交戦規定（ROE）の明確化である。2013年の機構改革以後、係争国の海上法執行機関や、南シナ海で「航行の自由作戦」（FONOP）を度々実施していた米国との対峙が増加したのに伴い、海警の装備も軍隊並みに強化されていったが、旧海警が国家海洋局という文民機関の一部だったために、指揮系統とROEが曖昧であった。こうした中、海警を中央軍事委員会の隷下に再編して軍事組織（武警）の一部とすることでこれらを明確にし、それにより、米国も含む係争国への対抗力を強化しようとしたのである[22]。

（3）海警法の制定

2018年の機構改革後では、海警の組織改編は行われたものの、活動を規定する体系的な法整備は行われなかった。実際、中国でも、武警に属する研究者を中心にこの問題点が指摘されていた。例えば、武警学院に所属する趙新爽は、海洋問題をめぐる現行法体系（2018年現在）において、海洋の安全を守るための専門の法律が存在していないことは中国の海洋法体系の重大な欠陥と批判するとともに、海軍が海警の維権（権益の擁護）のための法執行に関与するための法的根拠が弱く、そのことが中国の海洋の安全保障と権益を守る上での弱点となっていると主張する[23]。また、中国人民警察大学に所属する劉魯師は、2018年に発表した論文の中で、海警の弱点の1つに法律面での運用能力の低さを挙げている[24]。こうした中で2021年に制定された海警法は、かかる課題をクリアするために制定された法律といえよう。海警法は、全部で11の章、84の条文から構成されており、主な特徴として、以下の4点を挙げることができる。

第1に、海警の組織構成と、実施できる法執行活動を規定したことである。まず、第2条は、海警機構は、中央の海警局と直属局[25]のほか、地方機関として、上から順に分局（北海、東海、南海）、省級海警局、市級海警局、海警工作站（県級の地方に設置）から構成されると規定する。続けて第5条で、海警の任務として、海上安全の保全、海上の治安秩序の擁護、海上で

の密輸などの犯罪の取り締まりを挙げつつ、職責の範囲内において、海洋資源の開発と利用、海洋生態環境の保護、海洋漁業等の活動を管理監督するとともに、これら活動に伴う違法行為を取り締まることができると規定する。第12条ではこうした職責がより具体的に規定されており、例えば、海洋の鉱物資源探査、海底ケーブルの敷設と維持、自然保護区の活用などにおける管理監督権限を有する旨言及されており、海洋行政における広範囲な権限を海警に付与したとみることができる。また、同条で公安部や自然資源部などの行政部門と職務を分担することを定めているほか、第15条で、中央の海警局と分局が沿海の地方政府の海上法執行機関と協力して法執行活動を実施できると定めている。

なお中国でも、武警所属の研究者や海洋分野の研究者が、海警法は、海警を警察的業務も行う海洋行政機関として位置付けたとする見方を示している。武警所属の研究者である楊麗美と郝傑は、海警法によれば、中央軍事委員会が、海警の日常任務の付与、指揮および業務体制の整備について、統一的に意思決定・指示を行うとしている。一方、海警自身は中国の海洋行政主体システムの重要な構成要素であり、かつ、海洋管理の執行機関であると指摘する[26]。また、大連海事大学の李志文と浙江海洋大学の熊突成（いずれも海洋法を専攻）は、海警は海警法の下、行政と司法の性質を兼ね備えた特殊な機関として規定されていると分析している[27]。

海警が実施する法執行活動の内容として、中国の領海・内水に「違法」に侵入した外国船舶への拘禁、強制退去、強制曳航等の措置の実施（第17条）、中国の「管轄海域」で活動する船舶への強制搭乗や検査の実施（第18条）、一定の条件下での武器の使用（第46～51条）などがある。

第2に、規定内容の曖昧さである。例えば、第3条で言及する「管轄海域」を具体的に説明しておらず、周辺国と紛争を抱える海域においても「法執行」が可能となると解釈可能であるほか、武器使用を含めた強制力行使の条件に「その他の状況」との規定が目立ち、恣意的な運用が可能であることが看取される。

第3に、第83条において、国防法や武警法等の軍事関連法規および中央軍事委員会の命令に基づき、「防衛作戦任務」を執行すると規定されたことである。これは、海警が中央軍事委員会の指揮下にあると定める国防法や武警法の規定（後述）が、海警法でも確認されたということを意味する。

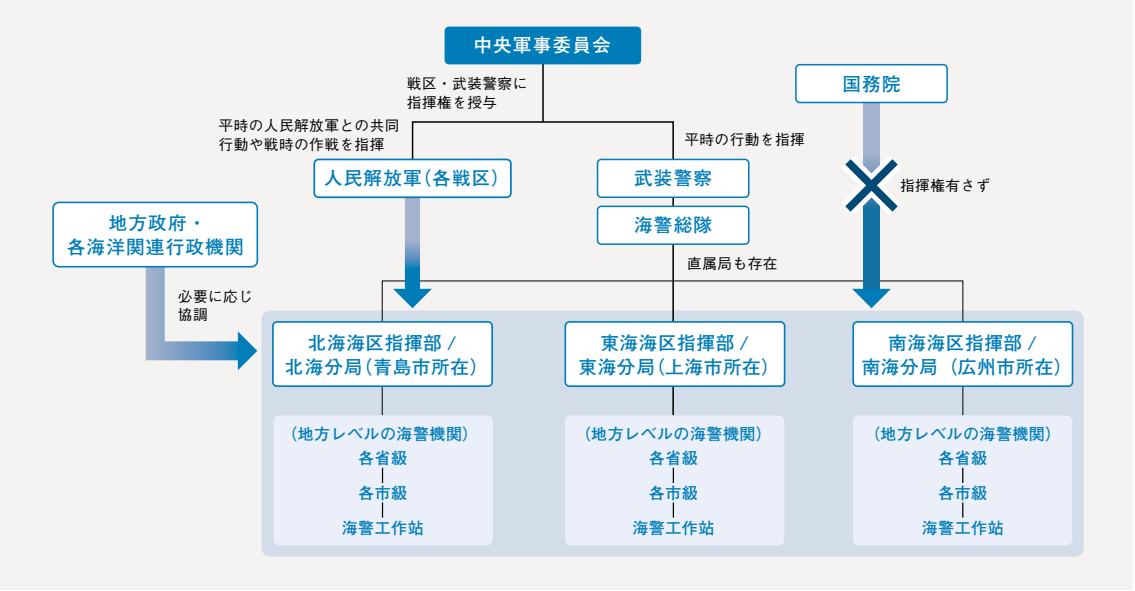
第4に、第25条において、海警局が「海上臨時警戒区」の設定を可能にしたことである。第25条によると、同「警戒区」は、海警機構が①海上安全を守る任務の執行、②海上での犯罪の取締、③海上での突発的事件への対処、④海洋資源・生態環境の保護、⑤その他の状況のいずれか1つにおいて必要と判断した場合に設定することができ、海警局は「警戒区」内での船舶・人員の通航や停留を制限・禁止することが可能となる。この条文によって、中国が係争海域であっても、「管轄海域」とみなした任意の海域で航行禁止区域を設定できるよ

うになったと考えられる。

その後、海警法等に基づく下位規定として、2023年5月および12月には、海警による刑事手続きを定めた「海警機構の刑事案件事務の手続き規定」や刑事案件の再審議の手続きを定めた「海警機構の刑事再審議・再審査の手続き規定」が相次いで制定されたほか[28]、2024年6月には、行政法執行の手続を定めた「海警機構の行政法執行の手続規定」(以下「行政法執行の手続規定」) が施行された[29]。「行政法執行の手続規定」によると、海警局が船舶等の検査を行う場合、検査対象への事前通知が不要であること (第29条) や、外国船舶が中国の管轄下にある海域で中国の法律に違反した疑いがある場合、海警は同船舶を停船させ、証拠の収集が可能である旨規定 (第34条) するなどしている。こうした規定は、海警の法執行権限を詳細に定めるとともに、海警に強い裁量が与えられていることがうかがえる。これら規定は、海警法の各種条文の内容を具体化したものであり、海警の活動を法執行活動として正当化することを企図したものとみられる。

2018年の機構改革および海警法制定を受けた海警の体制ならびに他機関との関係は、(図3-3) のように示すことができる。

図3-3　機構改革および海警法制定を受けた海警の体制・他機関との関係



(出所) 後藤「中国海警局と台湾海巡署」144頁の掲載図を海警法等の条文を基に加筆修正。

（4）海軍との共通装備も含む各種装備の拡充

2013年に4つの海上法執行機関が統合された直後の旧海警では、旧五匹の龍から移転された装備が使い回されていた。しかし、その後は海軍からの装備転用のほか、2016年以降活発に推進されている独自の船舶建造強化[30]などを通じ、ハード面での能力を強化してきた。海警の保有船舶については、海軍艦艇との装備面での共通化が図られる傾向にあり、2022年に海軍から22隻のミサイルコルベット艦が払い下げられたとされるほか[31]、巡視艇が海軍の哨戒艇同様、76ミリ砲や30ミリ砲を装備しているとされる[32]。このほか、最近は、1万トン級の船舶を2隻保有するに至り、それぞれ、東海分局と南海分局に配備されている[33]。海警の保有船舶数は、2026年版『ミリタリーバランス』によれば686隻であり[34]、隻数でいえば世界最大級である。また、同年版『海上保安レポート』は、1,000トン級以上の船舶数を175隻と推計している[35]。

台湾の軍系研究機関に属する楊宗新は、海警の組織改編の中で、構成人員の身分が公務員から軍人（武警）に変更されたことに伴い、海軍も使用する汎用ヘリコプター・海直-9が海警に導入されたことを指摘している[36]。また、近年海警が配備する新型船舶の特徴として、ヘリポートやヘリの格納庫を備え付けているという点を示すとともに、放水砲、視力を損なうレーザーのほか、76ミリ砲など殺傷兵器を艦艇に搭載する傾向があると分析している[37]。加えて注目すべきは、無人機の保有推進である。海警の南海分局は2023年11月、艦載型偵察無人機・飛鴻-96Vを密輸の取り締まりに初めて使用したとされるほか[38]、2025年12月に台湾周辺で行われた軍事演習「正義の使命」において、海警は偵察攻撃一体型無人機・翼竜2を投入したと報じられている[39]。

このほか、近年には暴力的ともみられる行動も目立つ。例を挙げると、2023年2月、セカンドトーマス礁付近で、海警船舶はフィリピン沿岸警備隊に対して軍用レーザーを2回照射し、フィリピン側の人員が一時的に失明する事態が発生した[40]。さらに、2024年6月、セカンドトーマス礁付近で海警がフィリピン軍艦艇と対峙した際、海警側は刃物や斧を振りかざしてフィリピン軍の装備を破壊したのみならず、同軍兵士が親指を切断されるに至った[41]。



セカンドトーマス礁付近でフィリピン沿岸警備隊船に軍用レーザーを照射する海警船（2023年2月）（フィリピン沿岸警備隊提供、AFP＝時事）

3　海軍および海上民兵との関係

(1) 海軍との連携関係の進展状況

そもそも、基本的には軍事組織である海軍と、武警編入後も各種法規によって法執行権限が付与されている海警では、組織の業務上の目標が異なる。しかし、両機関が南シナ海などを中心に連携した動きをとっている状況も存在しているほか、中国の法制度上も連携ないし一体化を求められているといえる。装備面で一定の共通化が図られているのは前節で指摘した通りであるが、本節では、法制度、人事および実際の部隊運用の観点から、海警と海軍の連携関係の進展状況を確認する。

ア　軍の指揮統制を受けることを定める法規定の整備

国防法（1997年制定、2020年改正）は、国防の大方針、国民の権利義務等を規定しているが、その第22条では、武警の任務の1つとして、海上維権のための法執行が挙げられており、海警が武警の一部として業務を遂行することが示唆されている。また、武警の活動を規定する人民武装警察法（2009年制定、2020年改正。以下「武警法」）第10条は、武警の行動について以下のように定める。すなわち、平時は中央軍事委員会が直接指揮ないし武警に指揮権を付与する。また、平時において、非戦争軍事行動[42]などで人民解放軍と共同行動を実施する場合、中央軍事委員会または同委員会が授権した戦区の指揮を受ける。そして戦時においては、中央軍事委員会または同委員会が授権した戦区の指揮を受け、任務を遂行すると規定している。一連の規定を踏まえれば、武警の一部隊へと再編された海警も、平素から中央軍事委員会の統制を受けることになると解される。中央軍事委員会を介することで、海警と海軍の連携を円滑にする側面もあるだろう。

イ　海軍との一体化を図る人事システムの形成

人事面でも、海軍との一体化が推進されている。その1つに、幹部の人事が挙げられる。2018年以降の「新」海警の初代局長兼海警総隊司令員を務めた王仲才や、2022年に二代目司令員に就任した郁忠、さらに、2026年1月に就任が確認された張建明は、いずれも海軍出身であり[43]、海警トップは海軍出身者で占められている。また、中国側の報道によると、北海、東海、南海の各海区の初代局長は、それぞれ、杜政軍、郁忠、湯四明であるが、いずれも海軍出身者である[44]。このように、海警の上級幹部は、現在のところ海軍出身者で占められていることが見て取れる。逆に、王仲才は2022年8月に東部戦区の海軍司令員に転出している[45]。こうした点を踏まえると、海軍出身者が海警を指揮し、海軍に戻ったのちその経験を活かすことも可能となり、海軍と海警の連携が一層緊密化することが想定される。

人事面で海警と海軍の一体化・連携強化が今後進むと想定される事象として、海警幹部の育成方針が変更されたことが挙げられる。そもそも、海警は2018年、組織文化の異なる五匹の龍時代から引きずっていた職員間の不和を打破することを目的に、幹部要員の育成機関として人民武装警察海警学院（以下「海警学院」）を設立していた[46]。こうした中、中央軍事委員会訓練管理部軍事教育局の責任者は、2025年以降海警学院による直接募集を停止し、海警の船舶指揮や法執行に関する初任幹部の募集および教養教育を、海軍大連艦艇学院と武警工程大学が担う一方、海警学院は後半の専門教育を引き続き担う体制へ移行すると表明した[47]。この新たな方針からは、初任幹部の養成段階から海軍や武警本体と共通の教育体制へと移行していく姿勢がうかがわれ、海軍や武警との一層の一体化・連携強化が図られているものとみられる。

ウ　部隊運用の観点から進展する海警と海軍の連携

装備や部隊運用の観点から、海軍との連携はどのようなものであろうか。これについて、上述のマーティンソンは、海警と海軍の連携関係の進展を図る指標として、①意思決定メカニズムの確立状況、②両軍種間の共同演習の頻度、③海洋情報の共有の3つを挙げている。①が進展している事例として、パラセル諸島の水警区[48]において、常態的に海警、海軍、漁船が共同パトロール艦隊を編成しており、その運用方法からは、海軍が他国海軍を、海警が外国の民生船舶に対応することを想定していると評価する。②については、海軍が人民解放軍の他軍種との統合作戦深化を優先している関係で、海警との相互運用性は依然脆弱であると指摘する。③については、2018年以降情報共有の状況が改善されつつあるものの、海警と海軍の間の通信系統の相違があるという点で、不十分と分析しており、マーティンソンは、連携のメカニズム形成は進み、実際に一定の連携関係の進展はあるが、形成されたメカニズムの活用は十分ではないと分析している[49]。

他方、中国メディアは、共同演習という観点から、海警と軍が連携して行動する能力が向上していることを示唆する事例として、東部戦区が実施（具体的時期は不明）したとされる海軍・空軍・海警の合同演習を報じている。この演習では、海軍が敵のミサイル・航空機に応戦したのち、海警の権益擁護のための法執行活動に協力するという訓練を実施したとされ、中国メディアは、海警が東部戦区の演習に参加したのは初めてと指摘している[50]。

このように、西側の専門家も中国メディアも、海警と海軍の運用面での連携は一定の進展がみられると評価しているが、同時に深刻な連携不足を露呈した事例も発生している。それは、2025年8月にスカーボロ礁付近で発生した海軍と海警船舶の衝突事故である。同事故は中国海軍の駆逐艦「桂林」（7,500トン）と海警の船舶「海警3104」（1,500トン）が、フィリピンの沿岸警備隊船舶を追跡していた際、桂林のサイズが過大であり、海警船舶の存在が見

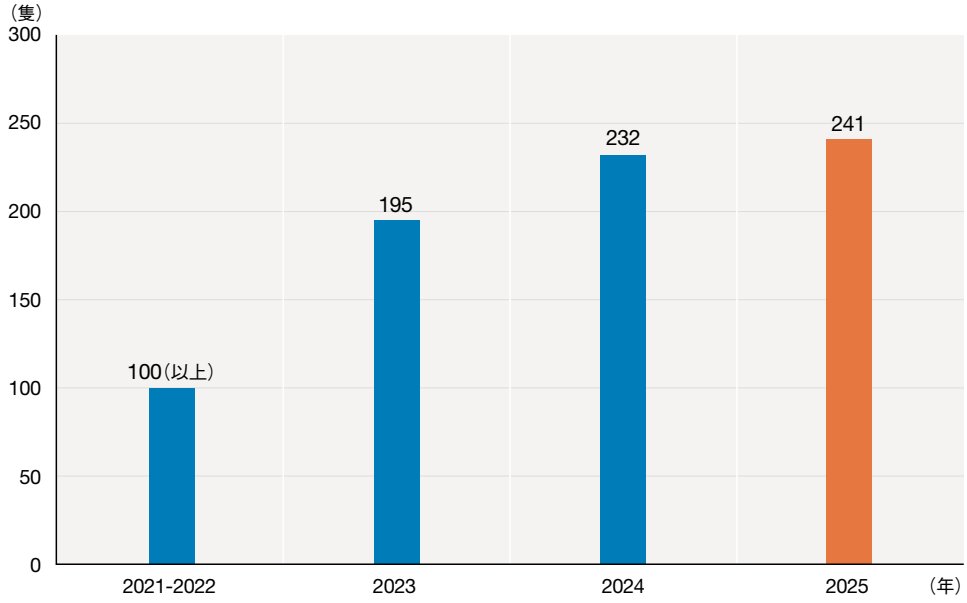
えなかったことが原因とされる[51]。中国の軍事戦略などを専門とする台湾の研究者・林穎佑は、中国が2025年4月に台湾周辺で演習を行った際、海警と海軍が異なる作戦計画とコードネームを有していた例も引き合いに出しつつ、この事故から読み取れる点として、海警と海軍の指揮系統の問題と艦艇のメンテナンス能力の低さを指摘している[52]。林の分析からは、存在目的が異なる2つの組織が連携することが依然困難であることがうかがえる。

(2) 海上民兵との関係

ア　海上民兵の制度的概要

中国の海洋での活動において、海軍や海警と並んで注目されるのが、海上民兵の存在である。海上民兵は、南シナ海における活動を活発化させており、米国戦略国際問題研究所（CSIS）のアジア海洋透明性イニシアチブ（AMTI）は、2025年には1日当たりの平均動員数が241隻と、2022年に推計を開始して以来最多であると指摘している（表3-1参照）[53]。

表3-1　南シナ海における海上民兵の1日当たりの平均活動船舶数



（出所）AMTI, “All Together Now”に基づき筆者作成。

海上民兵については、毛沢東時代から海上における武装漁民・漁船が広範囲に組織されており、改革開放以降も正規軍を補助する役割を担っていたとされる[54]。海上民兵の概要を理解するためには、中国の民兵という制度を理解する必要がある。中国の民兵は、その語感からイメージされる「市民が自発的に組織した武装集団」というものではなく、中国共産党が統制する武装集団であり、中華人民共和国の建国以前から存在する。実際、国防法第22条

では、民兵について、人民解放軍や武警と並ぶ中華人民共和国の「武装力（力量）」であると定義しつつ、「軍事機関の指揮の下、戦争準備任務を担い、非戦争軍事行動および防衛作戦の任務を執行する」と規定しており、民兵は中央軍事委員会の統制下で活動する武装集団であることがうかがわれる。ただし、軍や武警と異なるのは、民兵は日常的に軍事任務を負っているわけではなく、生産活動を主に担っている点がある。これについては、民兵の具体的任務や管理などを規定した民兵工作条例（1990年制定、2011年改正）第2条において、民兵を「中国共産党が領導する生産活動から離れない群衆の武装組織」と位置付けていることからもうかがえる[55]。かつての兵役法第40条を参照すると、民兵は軍事的経験の度合によって、退役軍人、軍事訓練経験者や専門知識を有する者から構成される基幹民兵と、それ以外の条件に適合する者からなる普通民兵に区別されていた[56]。さらに、民兵工作条例第37条によれば、民兵の活動費用は国家予算の一部であると規定されている。すなわち海上民兵とは、海洋関連の仕事に携わる人々が中国当局によって民兵として組織化された集団であるといえる。

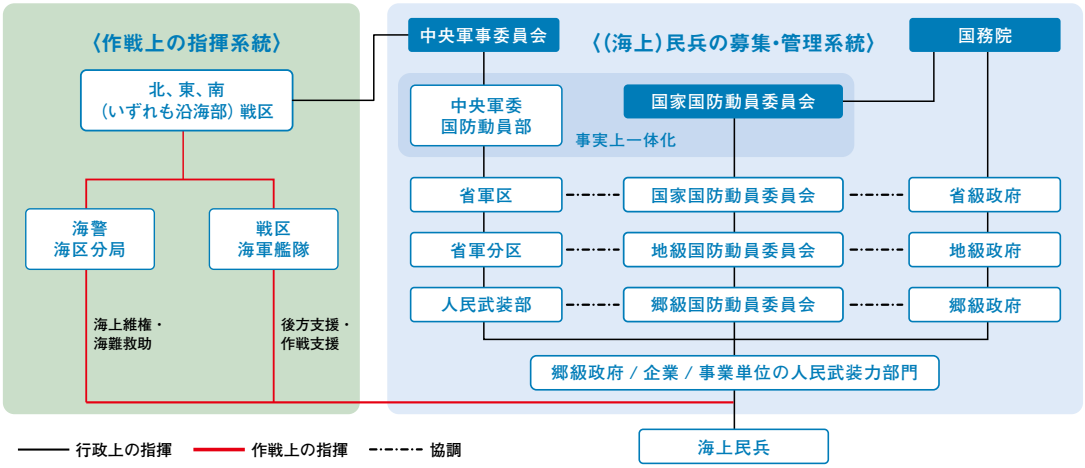
このように、民兵は国家予算でその活動が賄われる一方、正規部隊とは異なり、編制、装備、練度などの点で部隊ごとにばらつきがある[57]。では、海上民兵を含む民兵は、どのように募集、管理され、練度を維持しているのだろうか。この点について、台湾の海軍所属の研究者である葉志偉が包括的に研究しているため、主にこれを参照したい[58]。

葉によると、民兵の募集や管理する部門は、地方政府や軍のレベルに応じた階層構造となっており、その最上層には、国務院が管轄する国家国防動員委員会と中央軍事委員会が管轄する中央軍事委員会国防動員部が存在している。その下には、国務院系では、上から順に省、地、郷の各級国防動員委員会が存在し、軍系では省軍区、省軍分区、人民武装部がそれぞれ対応しており、民兵関連の業務に携わっている。さらに下級の地方政府（郷鎮など）や企業・事業単位に設置されている人民武装部が実際の民兵管理業務を担っており、上記の各級軍・政府系機関はこうした人民武装部を指揮している。なお、各級国防動員委員会と軍系各級の部門は協力関係にあるとされるが、2016年の軍改革以降は盛斌・中央軍事委員会国防動員部長が国家国防動員委員会の秘書長を兼任しているとの指摘を踏まえるなら[59]、中央レベルでは国務院系と軍系が事実上一体化している可能性もある。

一方、海上民兵という文脈で作戦上の指揮系統をみた場合、沿海部の北、東、南の各戦区の指揮下にある海警の海区分局と海軍の艦隊がそれぞれ統制している。海警は海上維権や海難救助について、海軍は後方支援や作戦支援において、海上民兵を指揮下に置いている。

このように、（海上）民兵は各企業や事業単位ごとに設立されており、正規の軍事組織のような構造とは異なる。葉はこの点について、海上民兵の使用する船舶のサイズ・機能や人員について統一した基準が存在していないと指摘している[60]。以上の議論は、（図3-4）のように図示できる。

図3-4　海上民兵の指揮・管理系統



（出所）弓野「新型コロナ疫情をめぐる民兵の動員」63-68頁；葉「由中共海上民兵訓練探討戦時運用浅析」96頁を基に筆者作成。

イ　海警および海軍による海上民兵に対する訓練

海警と海軍が、海上民兵を指揮下に置いていることは、前項で確認された。また、海上民兵は、これら組織から訓練を受ける立場でもある。どのような訓練を受けているのであろうか。訓練項目を参照すれば、海上民兵の任務を推測することができる。上記の葉志偉の研究を参照すると、南部戦区での状況は以下の（表3-2）の通りとなっている。

表3-2　南部戦区における海警・海軍による海上民兵に対する訓練項目

海　警	海上維権活動、後方支援、実弾射撃、航行の妨害と隔離、拘束への協力など
海　軍	機雷の散布、小型武器の取扱方法、海図の読解、航海測法のノウハウ、ダメージコントロール、渡海上陸など

（出所）葉「由中共海上民兵訓練探討戦時運用浅析」100頁を基に筆者作成。

以上のように、海警と海軍は、それぞれの任務に応じ、海上民兵が任務に協力できるようにするための能力向上を企図した訓練を実施していることがうかがえる。また、中国の軍事動向などを研究する台湾の研究者・王琇宏は、訓練の実施主体を明記していないものの、中国当局が海上民兵に実施する訓練を平時～グレーゾーンを想定したもの、戦時を想定したものの2パターンに分けた上で、前者として、海上における嫌がらせ、船舶航行の護衛、情報収集、監視、偵察および人工島の建設を挙げており、後者として、機雷の敷設、スウォーム（密集）戦術、海上封鎖、偵察、追跡、外国の国旗を掲げるなどの偽装行動、干渉などを挙

げている[61]。

これら先行研究の評価を踏まえるならば、海警や海軍が海上民兵に能力の向上を求める項目としては、それぞれの軍種の補助的業務と、海警・海軍の部隊に同行して行動できるようになるための航海術や自衛戦闘の技法などがあると考えられる。

ウ　海警、海軍、海上民兵の南シナ海における連携状況

中国は習近平政権の成立以来、海軍、海警および海上民兵（以下、総称する際は、中国語表記に基づき「軍警民」）を一体的に運用して海洋権益の擁護を図るべきであるとの方針を示している。これは、政権発足直後の2013年４月に発行された国防白書「中国の武装力の多様な運用」において、「民兵は、（中略）沿岸地域での軍、警察との共同防衛等に参加し、（中略）年間を通じて沿岸の防衛ラインのパトロール任務を実施する」と記載されていることにも表れている[62]。

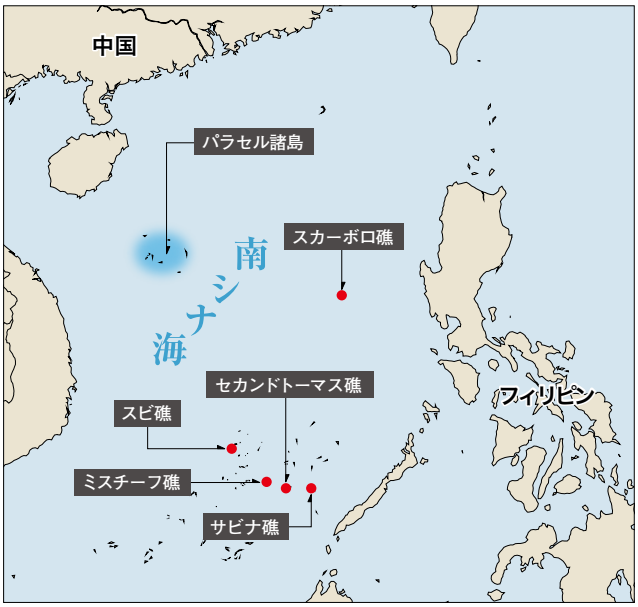
海警は南シナ海において、海軍および海上民兵とどのように連携しているだろうか[63]。海警が南シナ海で関与した衝突事案のうち、48%は海上民兵と連携したものであったとする研究もある[64]。軍警民が連携し、係争国と対峙するという事例は、旧海警の発足直後の2014年に発生したベトナムとの衝突を挙げることができる。同事案は、中国がベトナムと係争下にあるパラセル諸島においてオイルリグを設置し、石油の掘削を始めたことを契機に発生した。石油の掘削を阻止しようとするベトナムの海上警察に対し、中国は海軍、旧海警そして海上民兵の可能性がある漁船など合計80隻を投入の上[65]、放水や船舶の追突等で対抗した結果、ベトナム側には負傷者も出たほか、同国側の船舶が破損するに至った[66]。

近年も、対立が激化するフィリピンとの対峙を中心に、海警、海軍、海上民兵が連携する形で、フィリピン側船舶の航行を妨害したり、意図的な追突を行ったりする事案が発生している（表3-3参照）。



中国側の追突を受けたベトナム海上警察船舶の破片（2026年３月）
（筆者撮影）

表3-3　海警が海上民兵および海軍と連携して係争国と対峙した近年の主要事例



時期	周辺の島しょ	係争国	事例の概要
2023年10月	セカンドトーマス礁	フィリピン	海警船舶が、フィリピン海軍に曳航された補給船に衝突。同日、海上民兵船舶が、フィリピン沿岸警備隊船舶に横付けした際に衝突
2024年2月	ミスチーフ礁	フィリピン	海警船舶15隻と海上民兵船舶200隻が蝟集
2024年3月	セカンドトーマス礁	フィリピン	海警船舶5隻、海上民兵船18隻、海軍艦船8隻が展開 フィリピンの沿岸警備隊船舶1隻が海警船舶4隻に包囲されたほか、中国側の放水でフィリピン側船舶のガラスが破損
2024年8～9月	サビナ礁	フィリピン	フィリピン沿岸警備隊の船舶が、海警船舶から追突を受けたほか、海警・海軍の船舶合計8隻が包囲 フィリピン沿岸警備隊の船舶を海警、海軍、海上民兵の船舶合計40隻が包囲し航行ルートを封鎖
2025年8月	セカンドトーマス礁	フィリピン	海警船舶16隻（重火器装備の快速艇含む）、海上民兵船9隻が、中国海軍のヘリコプターおよび無人機の支援を受け、フィリピンの拠点である座礁軍艦・シエラマドレへの接近を企図

（出所）各種報道に基づき筆者作成。

上記の事例からうかがわれる軍警民の連携の特徴としては、次の点が挙げられる。第1に、海警船舶と海上民兵船舶が、協調した動きをとりながら係争国船舶に追突をかけたり、包囲したりする例が度々観察され、動きが統率されていることである。第2に、200隻の船舶が集結することがあるなど、海上民兵はその量的優位を活か



セカンドトーマス礁付近で、フィリピンの沿岸警備隊の船（右手前）を包囲する海警船（左手前）と海上民兵とみられる船（左右奥）（2024年3月）（フィリピン沿岸警備隊提供、AFP＝時事）

し、係争国を威圧したり、包囲したりする任務を担っているとみられる点である。第3に、海軍は必ずしも表に出るわけではなく、空中や遠方からの支援を行っていると考えられる点である。これは、海軍が全面に出ることで、緊張を高めることを防ぐ意図があるだろう。

エ　海上民兵の優位性と脆弱性

海警や海軍が、海上民兵を活用するメリットとデメリット、逆に言えば海上民兵という存在が有する優位性と脆弱性は何であろうか。優位性としては、活動範囲の広さと数的な膨大さ、海上環境の習熟度、敵を攪乱するという観点からみた身分の曖昧さ（軍事的主体か民間漁船かを外形上判別しにくい）などを挙げることができる[67]。国際法上、海上民兵の船舶が軍（または海警）の補助艦とみなされた場合、無警告の攻撃対象となるが、民兵なのか、それとも単なる漁民なのか判然としないという難しさがあり、民兵の活用はこの不透明さを突いた手法といえる[68]。脆弱性としては、構成員の意思の弱さ、海上民兵を供給する海洋関係者の質の低さ、通信設備の未統一、練度の低さ、規律確保の困難さなどが挙げられている[69]。このほか、中国法に基づく保障の弱さを脆弱性の1つに挙げることができるだろう。なぜなら、上記の通り兵役法が改正された際に民兵に関する規定が削除され、下位規則である民兵工作条例の有効性に疑義が生じている。この点は、海警法を制定し、下位の各種規則を次々に制定している海警と対照的である。なお、海上民兵の脆弱性については、中国側の研究も従前から問題視しており、軍警民が共同で使用できるインフラ（物資、港湾、空港など）を構築すること、法整備を進めること、軍警民の情報共有の枠組を構築することなどを提案する論文も発表されている[70]。

こうした中、軍警民の間で、情報共有の枠組を改善しようとする動きもみられる。広東省の海防委員会関係者は2021年10月、広州市等同省の沿海都市において、レーダー、船舶自動識別装置（AIS）、無人機等が探知した海域の異常を即座に探知・分析できるシステムを採用したと表明した。同関係者は、このシステムは軍警民が共通で使用できるものであり、海上犯罪の取り締まりにも、戦争の準備にも有用であると指摘した[71]。また、広西チワン族自治区の国防動員委員会のウェブサイトは2025年4月、北京激光（レーザー）学院傘下の企業が、人工知能（AI）を用いた国産の海上警備プラットフォームを開発したとする記事を掲載した[72]。同プラットフォームは、海南省や江蘇省においても採用されているとしている。こうしたAIを活用した情報システムは、軍警民の統合作戦能力の向上に一助となる可能性もある。

4　海洋ガバナンスの中心的主体としての海警

(1) 海警法制定後の海洋関連法規の調整

上記の通り、海警法には海洋関連行政の一部において、海警に管理監督権限を付与する条文が存在する。また、海警法の規定との兼ね合いか、中国では近年、既存の海洋関連法規に海警の権限を規定した条文を盛り込む形で修正する動きがみられる。例えば2025年12月に全人代で改正案が採択された漁業法（2026年5月施行）には、第54条で海警が法執行を担当する海域の範囲を規定したり、第63条で海警が漁業関連の部門などと共同で法執行を実施できたりする旨の文言が盛り込まれた[73]。

さらに、2026年2月に改正・公布された自然保護区条例でも、第35条において、自然保護区の海岸線から海側に向かう区域の管理・検査と違法行為の取り締まりに関する権限を海警に付与した[74]。

(2) 中国によるスカーボロ礁の支配強化における海警の関与

中国は、フィリピンと係争しており、2012年以降、実質的な管理下に置いているスカーボロ礁の支配強化に力を入れている。中国は2024年11月、スカーボロ礁に領海基線を設定し、「領土」として支配する姿勢を一層鮮明にしている[75]。中国がスカーボロ礁を重視する理由としては、大きく分けて2つ挙げられる。第1に、南シナ海における主権および管轄権の拡大という観点である。中国は領海法でスカーボロ礁も含むマックルズフィールド岩礁群を自国領の一部と規定しているが、スカーボロ礁は同岩礁群の中でも満潮時にもわずかに海面上に露出する岩を有している[76]。中国は同礁を「島（中国名：黄岩島）」と喧伝し、そこから領海やEEZ（排他的経済水域）が設定できると強弁することで、南シナ海に独自に設定した「九段線」内部の管轄権を法的に正当化する足がかりとしている。第2に、スカーボロ礁の地政学的な位置付けである。具体的には、中国が同礁の支配を固めた場合、スカーボロ礁、スプラトリー諸島およびパラセル諸島の3つの島しょで囲まれた海域の影響力強化につながる。また、台湾をめぐる武力衝突が発生した場合、中国は南シナ海方面に台湾に対する海上封鎖線を敷くことが想定されるが、スカーボロ礁はそのための重要な拠点となるだろう[77]。

かかる中国の認識を裏打ちするように、スカーボロ礁付近において、海警船、海上民兵とみられる漁船や、海軍の艦船が常態的に航行しており、海警による「法執行パトロール」や、軍の「戦備警巡」がたびたび行われている。特に海警については、2025年の1年間で1隻以上の海警船舶が同礁付近に現れた日数の合計は352日、滞留していた延べ日数では合計1,099日に及ぶと推計されている[78]。

パトロール活動のみならず、中国はスカーボロ礁で行政措置を実施することで、「統治」

の確立を企図している模様である。その事例が、2025年9月のスカーボロ礁における自然保護区の設定である。自然保護区の設定に関連して、劉徳軍・海警法執行部副部長は、2026年1月に開催された「海警法施行5周年」をテーマとした記者会見において、「黄岩島は中国固有の領土である」とした上で、領海基線を同礁に設定したこと、海警が周辺のパトロールを展開していること、同礁を自然保護区に指定してから積極的な環境保護活動を推進していることなどを強調した[79]。2026年8月には、スカーボロ礁における自然保護区の管理運用を規定した実施細則「黄岩島国家級自然保護区管理弁法」が制定され、海警のほか、自然資源部、国家林業・草原局などの行政機関、スカーボロ礁が中国の行政区画上所属しているとされる海南省政府の職責などが規定された[80]。

また、劉副部長は、海警がスカーボロ礁付近でパトロールを展開する理由として、電流や毒物を用いた違法な漁業を取り締まるためであると述べた。海警は2024年11月にも、「一部フィリピン漁船の違法な行為」を指摘しつつ、スカーボロ礁付近でパトロールを強化する方針を示していた[81]。これは、「違法行為の取り締まり」を口実に、同礁を統治する事実を積み重ねていくことを企図した動きと考えられる。

加えて、フィリピン側の発表によると、海警は2026年4月、海軍や海上民兵と共同で、スカーボロ礁の入口に障害物を設置するとともに、数日後に撤去した[82]。中国側は、過去にも同礁に障害物を設置したことがあるが、フィリピン側が撤去していた。今回は中国側が撤去したということは、中国の裁量ひとつで設置も撤去も可能になったということを意味しており、スカーボロ礁に対する中国のコントロールが強化されていることがうかがわれる。

（3）他行政機関等との連携を通じた海洋ガバナンスの推進とその含意

海警は、海洋行政にかかる活動を、他の機関と連携しつつ積極的に展開している。例えば、海警は2020年以来、工業情報化部、自然資源部、生態環境部、国家林業・草原局などと共同で「碧海藍盾」と称する海洋資源保全などを目的とした大規模なパトロール活動を毎年実施している。上記の「海警法施行5周年」記者会見に出席した海警法執行部職員の丁一は、同キャンペーンを海警による法執行活動の「目玉案件」と指摘した上で、監視監督の対象として、包括的な海域の使用、海島保護、海洋プラスチック、海洋石油探査、海底ケーブル・パイプライン、そして自然保護区などが含まれると述べたほか、航空部隊、リモートセンシング、モノのインターネット（IoT）などの遠隔手段による監視にも力を入れていると発言した[83]。なお2026年の活動は3月に開始されており、海警の発表によると、重点分野として、無人島およびその周辺海域の保護、重点区域の環境保護、海岸線の変化、重点エリアの海域保護、新型の重点海上利用分野、水中遺跡が追加された[84]。一方で、包括的な海域の使用、海島保護および自然保護が2026年の碧海藍盾からは削除されたことで、合計9分野となった。

海警は、碧海藍盾がどの海域で展開されたかを明らかにしていない。しかし、こうした大規模なパトロールキャンペーンを他国との係争海域で展開した場合、中国が同海域を「統治」していることを国内外にアピールすることができるだろう。さらに、海警関係者が上記で述べたように、碧海藍盾は、無人機を含むと想定される航空物体や衛星なども活用されている。こうした先端技術は、有事を含め係争国との緊張が高まる局面において、海軍や海上民兵との連携を容易にすることも可能である。そのため、碧海藍盾は、海警が先端技術に習熟する場となっているとも考えられる。

また、本キャンペーンについて興味深いのは、海警が2018年の機構改革で切り離された国家海洋局の旧部局（工業情報化部以外の3部門）と合同で実施している点である。武漢大学で国際法を研究する楊沛東によると、こうした他の機関と連携した活動には、調整する枠組は存在せず、アドホックに行われているとされる[85]。しかし、海警は、海警法制定に伴い、国務院の各部門と連携することにより、旧海警時代から有していた行政的機能が改めて強化されているとの見方もできよう。

おわりに

以上の議論から、海警は、2013年と2018年の2度の機構改革を経て、武警ひいては中央軍事委員会の指揮の下、軍としての性質を帯びるようになった。これは、制度、人事、装備での海軍との一体化の促進や、海上民兵との連携から看取される。また、係争国との紛争において、一定の限界はあるものの、海軍や海上民兵と連携する行動をとっていることは、様々な事例からうかがえる。さらに、2021年の海警法制定以降、海洋行政への監督権や他の海洋行政機関との連携が法的に認証されたことで、海警は単なる海上法執行機関という枠組みを超え、「軍事機能と行政機能を兼備する組織」という性質を帯びるようになったと考えられる。

こうした軍事・行政双方にまたがる包括的な組織整備は、中国側の権威性のある文献が掲げる「法執行能力の向上」という大義名分のもとで進められてきたものとみられる。『戦略学』は、海警の法執行能力強化に向けて、①側面支援能力（近海での効率的な法執行、遠海での維権、特殊作戦、航空支援、兵站）、②情報化（艦載機の管制、情報処理、測位、早期警戒、電磁スペクトラム）、③海軍との連携も含めたエスカレーションコントロール、④海上法執行にかかる法整備の4方面の能力構築が必要であると主張している[86]。現在みられる能力構築の状況は、本章の各部分で論じてきたものであり、その実態は『戦略学』の提言とも軌を一にする部分も多いといえる。

中国は南シナ海問題を「国内問題化」させるため、関連の法整備を推進しつつ、海警に行政的役割を付与し、海洋行政における中心的存在と位置付けようとしていると考えられる。同時に、支配強化の担保として、装備の充実、海軍との人事、制度、装備面での一体化推進や、海軍および海上民兵との連携を通じた実力強化を図っているとみられる。

他方、海警による負傷者の発生を伴う強硬な対応には、島しょ等に対する係争国の領土主権を否定したり、他国領土の奪取を企図したりする目的も存在するとみなされ得ることから、主体が海上法執行機関であっても、その目的に鑑みれば、国際関係における「武力の行使」に当たるとみることもできる[87]。こうした中、中国が海警に行政的な権限を付与しているのは、海警の行動を「統治の一環」として正当化する動きととらえることも可能である。

このように海警は、支配力強化の担保と、外形的な正当性確保という観点から、軍事能力の強化と、環境保護やインフラの保全など「平和的性質」を装った行政活動の強化を同時に推進し、南シナ海の影響力強化を図っていくとみられる。それは、周辺国との緊張を高める方向に作用することも想定されるだろう。





第4章

東南アジアの対応
――多様性と共通性――

庄司 智孝

はじめに

本章は、南シナ海問題、特に中国への対応について、東南アジア諸国連合（ASEAN）の3つの係争国（フィリピン、ベトナム、マレーシア）のケース、そしてASEANとしての取り組みを考察する。米中対立の激化によって緊張の続く南シナ海情勢に直面する中、ASEAN諸国、特に領有権紛争の係争国はさまざまな取り組みを行ってきた。彼らは、米中に比して国家としてのパワーで大幅な劣位にあり、情勢に及ぼし得る影響力に限界があることを十分に認識しながらも、各国の戦略的利益と地域の安定のため、知恵を絞り、対策を講じてきた。確かに、彼らの施策の効果には限界がある。しかし、領有権紛争の当事者であり、かつ経済発展によって国際社会における存在感を着実に高めつつある国々の動向は、米中といえども無視できなくなっているのもまた事実である。

対応の形態としては、各国が個別に行う2国間の取り組みと、ASEANの枠組みにおける多国間のものに大別される。3つの係争国はそれぞれ、地理的位置、対中関係の経緯、経済面での要請や対米協力の態様等自らを制約する条件や個別の事情に応じ、2国間と多国間の手法を使い分けつつ中国に対して効果的な方法を模索してきた。本章では、これら3カ国の対応を考察し、その多様性を浮かび上がらせると同時に、これらの国々に通底する共通性を見出す。またASEANについては、行動規範の取り組みを中心に考察する。結論を先取りすれば、3つの国々は程度の差こそあれ、中国との外交的なコンタクトを保ちつつ、同時に米国との安全保障協力を行っている。各国が置かれた状況はそれぞれ異なっているが、いずれも米中間のバランスの中で戦略的自律性を保とうと腐心している。

1　フィリピン――同盟に基づく協力の拡大

南シナ海問題へのフィリピンの対応に関する最大の特徴は、政権ごとの振れ幅の大きさである。フィリピンの大統領は、対外政策の基本路線に決定的な影響力を持つ。そのため政権交代の度に安全保障を含む対外政策は大きく変化し、そこには大統領の個人的な選好も作用する。アキノ政権（2010～2016）はスカーボロ礁事案を契機として中国との対決路線に舵を切り、仲裁手続きを開始する一方、同盟国米国との協力関係を強化した。これに対しドゥテルテ政権（2016～2022）は、米国と距離を置き、南シナ海での協力に消極姿勢を示す一方、中国とは経済を中心に協力を推進した。大統領の選好は、前政権の路線を否定し、新たな方針に基づく対外政策を採用するという意味でも、こうした180度の転換が生起してきた。

マルコス政権（2022～）は目下、南シナ海で中国との対決路線を続けている。海上では両

者の衝突が頻繁に発生しており、例えば2026年3月、フィリピンが管理下に置くティトゥ島近海で、中国海軍のミサイルフリゲートがフィリピン海軍の戦車揚陸艦に異常接近し、あわや衝突となる事案が発生した[1]。このほかフィリピン船に対する放水銃の発射、レーザーの照射、哨戒活動の妨害、海上民兵とみられる漁船の大量停泊といった事案が相次いでいる。フィリピンはパラワン島西方のセカンドトーマス礁を管理下に置き、同礁では海軍と沿岸警備隊による補給活動が定期的に行われている。中国のハラスメントの目的は主としてこの補給活動の妨害であるが、妨害活動は次第に激化し、かつ衝突の地点もセカンドトーマス礁やティトゥ島からサビナ礁やスカーボロ礁へと広がりを見せている。

マルコス政権は、政権発足当初から中国に対して対決姿勢をとっていたわけではない。実際、就任から半年後の2023年1月、フェルディナンド・マルコス大統領は中国を公式訪問した。習近平国家主席との会談で両国は、経済を中心に広範な協力事項を話し合い、両国の外務省間に海洋問題に関する連絡メカニズムを設置し、また南シナ海での石油・天然ガスの共同開発に関する協議を継続することで合意した。大統領は中国との関係について「非常に楽観的」とコメントしていた[2]。

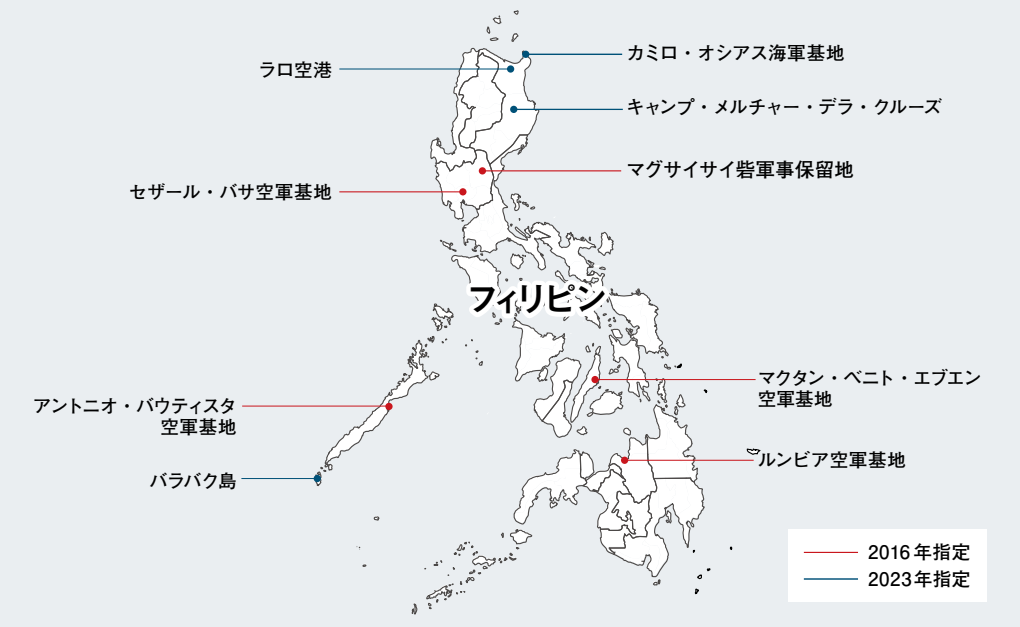
しかし、その後発生したレーザー照射事案を契機に、マルコス政権は対話路線から対決路線へと転換する。2023年2月、セカンドトーマス礁近海にいたフィリピン沿岸警備隊の船に対し、中国海警船が軍事用レーザーを照射する事案が発生した[3]。事案はマルコス大統領の訪中直後に起きたため、大統領の態度を一気に硬化させた。アキノ政権も、発足当初は中国との協力を重視し、協議による南シナ海問題の解決を志向していたが、スカーボロ礁事案をきっかけとして対決路線へと転換したのと同様である。

フィリピンの対決路線は、米国バイデン政権からの支援によって勢いづいた。米国が対フィリピン支援を強化した背景には、ドゥテルテ政権期に冷え込んだ米比関係の回復、インド太平洋戦略の一環である同盟国との関係強化の方針のほか、より切迫した問題として、台湾海峡の緊張があった。米国にとって、南シナ海に面し、かつ台湾に隣接するフィリピンの戦略的重要性はこれまでになく高まっていたのである。マルコス政権発足直後の2022年8月、アントニー・ブリンケン国務長官はフィリピンを訪問し、米比相互防衛条約に基づき、南シナ海有事の際には米国がフィリピンを防衛する旨明言した[4]。翌9月、国連総会のため訪米したマルコス大統領はジョー・バイデン大統領と初の首脳会談を行い、その際米国は「フィリピン防衛への揺るぎない決意」をあらためて表明した[5]。

両国の戦略的利益の一致は、具体的な防衛協力の進展につながった。2023年2月、ロイド・オースティン国防長官がフィリピンを訪問し、カリート・ガルベス国防大臣代行と会談した。会談で両国は、南シナ海での共同巡視を再開し、アキノ政権期の2014年に締結した防衛協力強化協定（EDCA）に関し、従来の5地点に加え、新たに4つの地点を米軍が使用可能と

することで合意した[6]。新たな４地点のうち３つはルソン島北部にあり、南シナ海に面しておらず、より台湾に近い位置にある。それゆえ、これらの地点の選定には台湾情勢が念頭にあることは明らかであった。また2024年４月、共同演習で使用するため中距離ミサイルシステム「タイフォン」がルソン島北部に初めて配備され、演習終了後も残置された[7]。

図4-1　EDCAに基づく米軍が使用可能な９地点



（出所）各種報道より筆者作成。

防衛協力の制度化も急速に進んだ。2023年４月には７年ぶりとなる第３回米比外務・国防閣僚会合（２＋２）がワシントンで開催され、以後およそ毎年１回の開催で定例化したほか、2024年４月には外務と国防の担当閣僚に国家安全保障担当大統領補佐官（顧問）を加えた３＋３会合が立ち上げられた[8]。2023年５月には２＋２の合意に基づき米比２国間防衛ガイドラインが発表され、同ガイドラインにある情報共有強化の合意により、軍事情報包括保護協定（GSOMIA）の締結に向けた協議が始まった[9]。GSOMIAの交渉は急ピッチで進められ、翌2024年11月に協定への署名が行われた[10]。

フィリピンは、日豪といった米国の他の同盟国とも協力の制度化を進めた。2024年７月、日本との間で第２回２＋２をマニラで開催し、その際、両国の共同演習や災害救援活動の円滑な実施と部隊間の相互運用性の向上を目的として部隊間協力円滑化協定（RAA）に署名した[11]。また2025年４月の日・フィリピン首脳会談では運用面でのさらなる協力強化を進めるため、物品役務相互提供協定（ACSA）の交渉の開始で合意し、翌2026年１月に協定への署

名がなされた[12]。両国は、情報保護協定の早期締結に向けた協議も進めている。オーストラリアとの間では、2012年にすでに訪問軍地位協定（SOVFA）が発効済みであるが、2023年9月に両国は戦略的パートナーシップを締結したほか、国防相会談を毎年開催することでも合意した[13]。SOVFAは、2025年にニュージーランドとカナダ、2026年にはフランスとの間でも署名された。日本やフランスに加え、スウェーデンや韓国との間では装備調達や防衛産業の面でも協力が進んでいる。インドとの協力も進展しており、ブラモス・ミサイルの調達のほか、2025年8月のマルコス大統領訪印の際に両国は戦略的パートナーシップを締結し、同時に南シナ海では初の共同巡視が実施された[14]。

こうして、フィリピンを支援する米国の同盟国・パートナー国の輪が広がっている。彼らがフィリピンを支援する動機は、法の支配と航行の自由という国際規範を守るため、中国との対立で最前線にいるフィリピンを支援しようとする共通の意思の表れであるといえよう。

米国の同盟国・パートナー国との2国間協力はネットワーク化され、ミニラテラルな協力へと進化している。例えば2023年8月、日米豪比4カ国は共同訓練をマニラ周辺の海空域で実施したほか、2024年4月には米比共同演習「バリカタン」に初めてオーストラリアとフランスが参加し、日本のほかASEAN諸国、カナダ、ドイツ、英国、インド、ニュージーランド、韓国がオブザーバー参加した[15]。ミニラテラルな協力は政治面でも進展しており、2024年4月に初の日米比首脳会合がワシントンで開催された[16]。また同年5月にはハワイで日米豪比防衛相会談が行われたほか、11月にはラオスで行われた拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）に際して、韓国を加えた初の5カ国防衛相会談も行われた[17]。

制度化に基づく2国間・ミニラテラルな協力のモメンタムは、第2期トランプ政権期でも維持されている。2025年3月、ピート・ヘグセス国防長官がフィリピンを訪問した。その際両国は、米比同盟の揺るぎない強さと自由で開かれたインド太平洋を守る同盟の重要性を強調した。また米比相互防衛条約が南シナ海のいかなる場所においても、両国の軍、航空機、沿岸警備隊の船舶を含む公船に対する武力攻撃に適用されることを再確認した[18]。同年の「バリカタン」には自衛隊が装備品の派遣を伴い本格的な参加を果たし、ミニラテラルな協力は一層緊密化した[19]。さらに2026年2月に行われた米比戦略対話において両国は、フィリピンにおけるミサイルやドローンの配備を増強することで合意した[20]。


米比主催多国間共同訓練「バリカタン」（2024年5月）（Daniel Ceng Shou-Yi / ZUMA Press Wire / 共同通信イメージズ）

マルコス政権は、軍事面で2国間・ミニラテラルな協力を進めつつも、外交面

では中国との協議チャンネルを維持している。2026年3月、2国間協議メカニズムの第11回会合が泉州で開催され、会合で双方は、沿岸警備隊間の連絡や海洋気象学など、信頼醸成のための協力分野における進展に留意した。また南シナ海における石油・天然ガス探査の可能性について最初の一歩となる意見交換を行った[21]。フィリピンはこのように、中国との緊張緩和の機会も探り続けているのである。


米比国防相会談（2025年3月）（EPA＝時事）

2　ベトナム――対中関係の安定を優先

南シナ海問題が再燃した後、ベトナムが中国と最も激しく衝突したのは、2014年のオイルリグ事案であった（第1章第3節参照）。同事案を契機に、ベトナムの中国に対する政治的信頼は著しく低下し、また中国への経済的依存をいかに減らすかが重い課題となった。その後両国は関係修復に動き、政治的安定は回復された。しかし、2019年にはベトナムが管理下に置くバンガード堆で新たな事案が発生し、同堆近海でベトナムの海上警察の監視船と中国の資源探査船が数か月にわたって対峙した。このときベトナムは、オイルリグ事案の再来かと身構えた[22]。

ベトナムは、南シナ海問題への対処にあたって「全方位安全保障協力」を展開してきた。これは、文字通り全方位でさまざまな国々と安全保障協力を強化する政策である。その特徴としては、米国をはじめとする主要国との協力を推進しつつ、一方で中国とも協力可能な分野で協力を進めることにある[23]。

オイルリグ事案の衝撃を経てベトナムが到達した「境地」は、全方位安全保障協力の強化、特に中国との関係安定化の優先であった。どのみち隣国との地理的位置を変更することはできず、地理的近接性からもたらされる経済関係をコントロールすることも非現実的である。それならばむしろ両国の関係を安定させつつ、中国の経済力を利用して自国の一層の発展を図ることこそ合理的であり、自らの国益にかなう、とベトナムは判断したのである。

こうしたベトナムの基本姿勢は、国防政策において「4つのNo」の原則に体現されている。「4つのNo」とは、軍事同盟に参加しない、2国間の紛争に第三国を介入させない、外国に第三国に対するため軍事基地を置かせたり、ベトナムの国土を使わせたりしない、そして紛

争の解決に武力の使用や威嚇を行わない、の4つの「ない」を意味する。同原則の趣旨は、端的には非同盟と紛争の平和的解決である。実は、2010年にこの原則が初めて明らかにされた時「No」は最初の3つであったが、2019年に発表された国防白書で4つ目が付け加えられた[24]。非同盟に加えて紛争の平和的解決を国防政策の原則としたことは、オイルリグ事案後に南シナ海問題、特に中国への対応策についてあらためて検討した結果であり、同時に中国へのメッセージにもなっている。

ベトナムの方策は現状、功を奏している。南シナ海で近年、中国との間で目立った衝突事案は起きておらず、両国の関係は安定し、貿易、投資やインフラ開発を中心とする経済協力が進んでいる。そこには、両国の利害の一致がある。グエン・フー・チョン書記長の死去を受け2024年8月にベトナム共産党書記長に就任したトー・ラムは、2045年までのベトナムの先進国化を目標に掲げつつ、2026年の経済成長率の目標を10%以上に設定している。この野心的な目標を達成するためには隣の経済大国との協力は不可欠であり、南シナ海での領有権争いを脇に置き、中国との関係を友好的で協力的なものに保つ必要がある。

中国側も、米国との戦略的競争を背景に、隣国ベトナムとの安定的な関係を望んでいる。かつ米国の対中関税引き上げの影響を相殺する目的から、中国企業の対ベトナム投資は活発化しており、中国にとってベトナムの経済的重要性が高まっている。こうして南シナ海では両者が共に抑制的な姿勢をとり、衝突を防ぐ均衡が成立している。

ベトナムと中国の蜜月ぶりは、トップ外交によって裏打ちされている。書記長就任直後にトー・ラムは早速中国を訪問した。習近平国家主席との会談でトー・ラム書記長は、ベトナムは常に中国との善隣友好関係、包括的な戦略的パートナーシップ、戦略的意義を有する未来を共有する共同体を重視し、最優先にしていると述べ、中国との関係がベトナムにとって最も重要な対外関係であると強調した。また海上での問題については、双方が互いの正当な利益を尊重し、意見の相違を平和的手段で解決することを提案した[25]。

2025年4月には習近平国家主席がベトナムを訪問した。彼は2023年12月にベトナムを訪問したばかりであったが、トランプ関税が世界的に物議を醸し、ベトナムにも46%の高率が通告されたことを契機に、ベトナムの取り込みに動いたのであった。訪問に際して出された共同宣言では、南シナ海の平和と安定を維持し、両者とも受け入れ可能な、根本的かつ永続的な解決策を積極的に追求することがうたわれた[26]。

両国の安全保障協力は緊密化しており、2025年7月に陸軍間で初の共同演習が実施されたほか、2026年3月には前年の首脳会談での合意を受け、外交、国防に公安の閣僚を加えた3＋3の初会合が開催された[27]。

中国へ強い配慮を示し、関係の安定化に腐心するベトナムであるが、全方位安全保障協力のスタンスは維持している。米国との安全保障協力も進展基調にあり、2025年6月には、3

隻目となる米沿岸警備隊の退役巡視船がベトナム海上警察へ引き渡された[28]。また同年11月にヘグセス戦争長官がベトナムを訪問した際、トー・ラム書記長やルオン・クオン国家主席への表敬が行われ、ベトナム側の歓迎姿勢が示された。ヘグセス長官とファン・バン・ザン国防大臣は、ベトナム戦争の遺産の克服、防衛産業、軍事医学、人道支援・災害救援、サイバーセキュリティ、国連平和維持活動、ADMMプラスをはじめとする多国間安全保障協力といった分野での協力の推進を確認した[29]。さらに12月には米海軍の強襲揚陸艦トリポリとミサイル巡洋艦ロバート・スモールズがダナンに寄港した[30]。

ベトナムは、日印露といった往年のパートナーとも協力を続けている。2026年5月、高市早苗首相がベトナムを訪問し、トー・ラム書記長やレ・ミン・フン首相と会談した。会談で両国は、経済安全保障の課題としてベトナムのレアアースのサプライチェーン強靱化での連携、安全保障協力や海上法執行能力強化支援の具体化で一致した[31]。また首相訪越に先立つ2026年4月には海上自衛隊の護衛艦あさひがダナン沖でベトナム人民海軍と救難や通信に関する共同訓練を実施した[32]。インドとは各軍種間の協力が活発化しており、例えば陸軍は国連平和維持活動に資する共同の教育訓練、海軍はインド艦艇のベトナム寄港と共同演習、そして空軍はインドからベトナムに対する航空機整備支援を行っている。装備面では、ベトナムがインドから7億ドルでブラモス・ミサイルを調達する契約手続きが進んでいる[33]。ロシアは伝統的に重要な装備調達先であったが、ウクライナ侵略をきっかけにベトナムは調達先の多角化を進めている。ただ象徴的な防衛協力は続いており、2025年5月、両国の国防相会談がモスクワで行われ、そこでは2026年から2030年にかけての国防分野における戦略的パートナーシップ計画が締結された。同計画では、装備技術やASEANの多国間枠組みに関する協力項目が列挙された[34]。

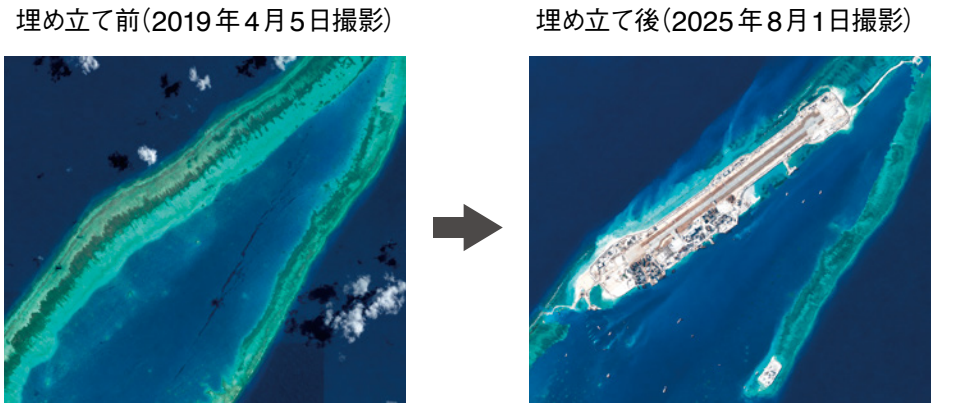
さらに、ベトナムは同じASEANの係争国であるフィリピンとも地道な協力を進めている。例えば2024年8月にベトナム海上警察とフィリピン沿岸警備隊の間で初の共同演習が行われたほか、同月にはザン国防大臣がフィリピンを訪問し、両国国防省間の人道支援、海難救助と軍事医学での協力の推進に関する意向表明書に署名した[35]。

ベトナムは米中間で精妙にバランスをとりつつ、域外主要国やASEAN諸国との協力を続けるなど、現状では対中関係を巧みに管理している。ただ南シナ海で中国がベトナムに対し抑制的なのは、あくまで一時的な利害の一致によるものであり、外的要因や中国自身の変化によっていつでも攻撃的な対応に変わりうることを、ベトナムは歴史的な経験からもよく知っている。実際、南シナ海のベトナム沿岸地域での新たな資源探査の試みは、今でも中国の執拗な妨害にあい、漁民に対するハラスメントも散発的に発生している。そのため、ベトナムは全方位安全保障協力に加えて自助努力にも余念がない。興味深いことに、南シナ海問題への対応策としてベトナムはしばしば中国のやり方を模倣する。2013年に中国の漁業監

視部隊を模した部隊が、農業農村発展省水産総局内に設立されたのは一例であるが、以下の埋め立てや海上民兵組織も同様である。

近年、ベトナムは自らが管理下に置く島しょの埋め立てを進めている。埋め立ては2021年に始まり、2022年末までに1.3平方キロメートルが造成された。それ以前の10年間に造成された面積は0.49平方キロメートルに過ぎなかったため、この1～2年の作業はきわめて大規模で急速なものであった[36]。2025年に新たな埋め立てが始まり、未着手だった5つの島しょでしゅんせつと埋め立ての作業が始まったほか、3つの島しょでもさらなる埋め立てが行われた。同年3月の時点で、ベトナムが造成した総面積は中国が造成した総面積の70%にあたると推計され、造成された島しょには弾薬庫や滑走路が建設された[37]。2026年に入り、ベトナムは新たに5つの島しょの埋め立てを開始し、ベトナムが管理下に置くすべての島しょが埋め立てられることになった[38]。中国の埋め立て総面積に迫り、それを追い越さんとするベトナムの埋め立てに対し、中国外交部報道官が反対の意を表明したことはあるが、大規模な批判キャンペーンや妨害活動はない[39]。中国としては、自らが国際社会の批判の矢面に立った埋め立てをベトナムも進めていることは、批判をかわす材料にもなり、かつベトナムの活動は依然として中国の許容範囲内ということであろう。

図4-2 バークカナダ礁埋め立て前後

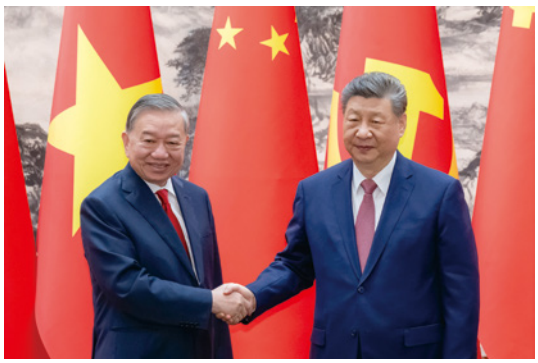


（出所）Google, Google Earth, Maxar Technologies, Landsat/Copernicus

（出所）AW3Dオルソ画像、©2026Vantor、NTTデータ

ベトナムは、海上民兵の増強も進めている。同国には以前より「海上自衛民軍」という海上民兵組織があり、南シナ海問題の再燃後、ベトナムの海域の主権や諸権利を守る役割を法的に付与された。2019年12月、党と政府は14の省に「常設海上民軍大隊」を設立することを決定し、2021年4月に南部バリア・ブンタウ省に設立されたことを皮切りに、南部キエンザン省、そして南シナ海に面した中部クアンチ省、ダナン市、クアンガイ省、カインホア

省と現在までに計6省・直轄都市に同隊が設立された[40]。ベトナムは常日頃から国連海洋法条約（UNCLOS）をはじめとする国際法の遵守を声高に唱えており、そのため国際法上の位置付けがグレーとされる海上民兵の活動について大々的に報じられることはない。ただ報道によると2021年11月にはバリア・ブンタウ省の常設海上民軍大隊に専用の船舶2隻が供与されたほか、近年では2025年3月にキエンザン省の同隊に後方支援用船舶4隻が供与されるなど、装備の強化が着々と進められているようである[41]。


ベトナム・中国首脳会談（2026年4月）（Xinhua /ABACA / 共同通信イメージズ）

2026年1月にベトナム共産党第14回党大会が行われ、大会でトー・ラム書記長は再任された。また同年4月の国会で彼は国家主席にも選出され、トー・ラム書記長兼国家主席への権力集中が進んでいる。トー・ラム一強体制下で野心的な経済目標を達成するため、ベトナムには中国との関係を損なう選択肢はない。同月、習近平国家主席に書記長再任の挨拶を行うため、トー・ラム書記長は就任後2回目の訪中を果たした。首脳会談でトー・ラム書記長兼国家主席は南シナ海問題について、双方が互いの正当な権利と利益を真に尊重し、国際法、特にUNCLOSに従って平和的な手段で意見の相違を解決することを提案した[42]。

3　マレーシア―― 一貫した穏健姿勢

マレーシア政府は、同国の南シナ海に関する立場は一貫しており、今後も変わることはないと主張する。1979年の地図が示す通り、南シナ海におけるマレーシアの主権、諸権利、および海洋権益を保護することに断固として取り組みつつ、南シナ海問題は、UNCLOSをはじめとする国際法の普遍的原則に従い、平和的かつ建設的に解決されなければならないという見解を堅持している[43]。このスタンスは実際、1980年代のマハティール政権から現在のアンワル政権に至るまで、ほぼ一貫している。

マレーシアが穏健な南シナ海政策、とりわけ中国への対応を維持してきた背景には、同国の対中政策全般に関する基本方針がある。同国は中国との関係で経済協力を最優先事項としているため、南シナ海問題が経済を含む2国間関係全体を損なわないよう慎重な対応を取ってきた[44]。またマレーシアがフィリピンやベトナムと比べて南シナ海問題で穏健な姿勢を保つことができたのには、地理的な要素も関係している。同国は他の2国より中国から地理的

に離れているため、中国の海洋進出の影響は当初比較的小さく、大きな摩擦は生じなかったのである。

マレーシアは、南シナ海をめぐって中国との直接的な対立を避けるため、2国間の交渉よりはASEANと中国の多国間枠組みでの協議を追求してきた。国内では、南シナ海問題のイシュー化を避けるため、同問題に関する政府やメディアの言説を厳しく統制してきた。政府の情報統制により、フィリピンやベトナムのように南シナ海をめぐって国内のナショナリズムが喚起されることはなく、むしろ中国と安定した関係が続くことは、より多くの経済的利益をマレーシアにもたらしてきたと受け取られており、歴代政権の正統性の強化に資するものであった[45]。

アンワル現政権も、中国との関係維持に余念がない。象徴的なのは、2025年4月の習近平国家主席マレーシア訪問時のアンワル・イブラヒム首相のスピーチであった。彼はトランプ関税を暗に批判しながら「この困難な時代に、世界は堅実さ、信頼性、そして目的意識を切望しているが、我々は中国の行動にそれを見ている」と、中国を自由貿易体制の守護者として称賛した[46]。外交面では、米中との距離感で、中国寄りの姿勢を示したのである。

アンワル政権の距離の取り方の背景には、中国への配慮のほか、マレーシア国民の対米感情の悪化がある。彼らの多くは、イスラエル・パレスチナ紛争を原因として米国への反発を強めている。そこにトランプ関税も加わった。交渉によってマレーシアは税率を当初通告された24%から19%に引き下げることに成功した。しかし2025年10月にドナルド・トランプ大統領がマレーシアを訪問した際締結された相互貿易協定の第5条は、米国の実施する経済制裁にマレーシアが同調することを強制する不平等条約であるとして、国内で批判が広がっていた[47]。

中国との地理的な遠隔性と良好な関係性を享受してきたマレーシアであるが、近年では中国側の能力向上にともない、中国の軍や海上法執行機関がマレーシア近海に頻繁に出現するようになっている。例えば2021年5月、中国空軍の輸送機16機が編隊を組んでサラワク州沖まで接近し、マレーシア空軍機がスクランブル発進する事案が発生した[48]。そのほか、中国の漁船、海上法執行機関の公船や海軍艦艇がマレーシア近海に現れ、マレーシアの資源探査活動の妨害や示威活動を行うようになった[49]。中国はマレーシアとの間でフィリピンやベトナムとのような耳目を集める事案こそ起こさないものの、マレーシアの対中重視姿勢を前提としつつ、彼らがどこまで南シナ海で中国に譲ることができるのか、絶えず試しているのである。

中国の動きに対し、軍は警戒的である。実際、中国軍機接近事案の際には沈黙する政府に対し、空軍は独自のプレスリリースを出した[50]。政府の穏健姿勢とは一線を画し、軍は大々的にではないものの粛々と対応策を講じている。対応策の1つは、他国との協力であり、主

たる協力相手は米国である。米国とマレーシアの国防協力は有償援助（FMS）、共同演習、教育訓練の３本柱からなり、共同演習については、２国間・多国間の演習が年14回実施されている[51]。2025年には、６月に米インド太平洋軍とマレーシア軍が指揮所演習「ベルサマ・ウォーリアー」を実施したほか、７月にはオーストラリア軍も参加する米国・マレーシア・豪州の３カ国共同演習「ケリス・ストライク」が行われ、即応力および相互運用性の強化が図られた。この演習には陸上自衛隊もオブザーバーとして参加している。さらに12月には、米海軍・海兵隊とマレーシア海軍が共同演習「カラット」を通じ、海洋状況把握（MDA）を含む多様な海洋安全保障分野の活動を展開した[52]。

マレーシアは、外交面でのパフォーマンスとは相反し、軍事面では米国との一層の協力強化を志向している。2025年10月、ADMMプラス出席のためヘグセス戦争長官がマレーシアを訪問した際、カレド・ノルディン国防相との２国間会談が行われた。会談で両国は、南シナ海問題に対する彼らの関与を再確認した。また国防協力に関する覚書に署名し、ACSAの更新を表明したほか、通信、情報共有、地理空間に関する２国間協定の最終的なとりまとめに尽力することで合意した[53]。

中国に強く配慮するマレーシアであるが、自らの主権を守るという基本姿勢に従い、時折中国に抗う態度を見せる。例えば2021年10月、マレーシア外務省は、ボルネオ島沖のマレーシアの排他的経済水域（EEZ）内で中国の公船が資源探査活動を行っているとして駐マレーシア中国大使を呼んで抗議した[54]。また2024年９月、マレーシアが自らの領海内とする海域で実施していた資源探査活動について、中国外交部が自国の主権侵害として抗議した。これに対しアンワル首相は、中国の抗議にかかわらず資源開発は進めると言明した[55]。ただ中国へのフォローもぬかりなく、翌10月に行われた南シナ海問題に関する次官級２国間対話の初会合で両国は、２国間で実際的な海洋協力を進めることで合意した[56]。こうして中国の求める２国間協議にも、マレーシアは適宜応じているのである。

4　ASEANと行動規範のゆくえ

ASEANは、南シナ海問題が本格化した1990年代から、その解決方法として行動規範（COC）づくりに取り組んできた。以来、実効性あるルールでの合意を目指して中国との協議を続けてきたが、中国は自らを縛るルールづくりに消極姿勢を示し続けたため、交渉は長期間停滞した。またCOCが適用される地理的範囲や法的拘束力の有無をめぐる論点は、ASEAN内でも見解が統一されることはなかった。唯一、2002年に「南シナ海における関係国の行動に関する宣言」（DOC）を出せたことが、ASEANにとっての政治的な成果であった。

その後ASEANは、DOCをCOCに発展させるべく中国との協議を続けたが、めぼしい成果はなかった[57]。

転機となったのは、2016年7月に出された比中仲裁判断である。同判断は、国際法の観点から中国の領有権の主張を全面的に否定した。判断を受け、中国はASEANとの間で南シナ海問題を平和的に解決できることを国際社会に示すべく、一転してCOCの協議に積極姿勢を見せるようになった。2017年8月の中国・ASEAN外相会議では、COCの枠組み合意が承認され、翌2018年8月の同会議では、交渉用の単一草案が承認された[58]。

しかし、行動規範の協議は、コロナ禍で一気に停滞する。両者はオンラインでの協議を続けたものの議論は進まず、その後対面での協議が再開されたが、はかばかしい進展をみせることはなかった。交渉用単一草案の第2回読み合わせが終了するには、実に4年もの歳月を要した[59]。

2023年にASEAN議長国となったインドネシアは、議論を加速化した。同国のイニシアチブもあり、同年7月の中国・ASEAN外相会議では「南シナ海における実効的かつ実質的な行動規範の早期締結を加速化するためのガイドライン」が採択された[60]。同ガイドラインの効果か、交渉用単一草案の3回目の読み合わせは1年半で完了した[61]。しかし、あと何回読み合わせを続けるのか、読み合わせを尽くした先には地理的範囲や法的拘束力をめぐる対立が解消し、実効性ある行動規範で合意できるのか、依然として見通しは立たなかった。

2025年にASEAN議長国となったマレーシアは、COCという「重荷」を背負わされているかの如く、同年1月の非公式外相会議の際アムラン・モハメド・ジン外務次官は「(南シナ海について) 直ちに解決策を見出すであろうと断言することは、きわめて野心的であろう」と発言した[62]。COCを取りまとめることができるか、議長国としての手腕に過度に期待をかけることがないよう、くぎを刺したわけである。実際、COCの協議が進展することはなかった。同年10月のASEAN首脳会議議長声明では、交渉用単一草案の3回目の読み合わせが終了したことが再度強調されたほかは、具体的な進展について言及されることはなく、ただ草案について「前向きな勢いを促す」とのみ記された[63]。

2026年のASEAN議長国はフィリピンである。マルコス大統領は2026年のASEANが集中的に取り組む課題として「平和と安全のアンカー」を筆頭に掲げ、南シナ海における自国と中国の緊張状態に鑑み、COCの協議にも精力的に取り組むことを宣言した。しかし、中国の同意を取り付けるという点ひとつをとってみても、そのハードルは高い[64]。

おわりに

南シナ海問題、特に中国とどう向き合うかについて、本稿で取り上げたASEANの3つの係争国には大きな差があった。マルコス政権のフィリピンは中国との対決姿勢を鮮明にし、比中の対立が激化している。一方、かつて中国と激しく衝突したベトナムは中国との対立を回避し、マレーシアは一貫して中国に融和的である。これら3カ国の対応の差は、中国からの地理的距離、対中関係の経緯、同盟等域外主要国との安全保障協力、そして内政という諸要因がすべて異なっていることから生じている。

ただ、同盟関係にあるフィリピンのほか、ベトナムとマレーシアも中国に配慮しながらも、米国との協力を粛々と進めているという点で、3カ国には共通性もみられる。第2期トランプ政権が南シナ海を含むインド太平洋の安全保障へ関与を続けるのか懸念が生じているが、実務レベルでは米国とASEANの係争国との協力は継続し、むしろ進展している面もある。こうした状況は、いかなる政権であろうとも、米国にとって南シナ海とASEANが戦略的に重要であることを示している。ASEAN諸国の側としても、トランプ政権の不確実性に翻弄されつつも、中国とだけ関係を保てばよい、というものでもない。彼らにとって、米中双方の関係と良いバランスをとることが、戦略的な自律性につながる面は否定できない。

ASEANと中国のCOCをめぐる協議は進展しているとは言い難いが、そこには中国側の姿勢のほか、ASEANのまとまりも影響を与えている。COCの地理的範囲や法的拘束力をめぐる論点は、ASEANとしても解決したわけではない。COCについてASEANの対応が後手に回る中、3つの係争国はそれぞれが抱える事情に基づき、南シナ海への個別対応を一層促進することになるだろう。



終章

中国と南シナ海のこれまで、そしてこれから

庄司 智孝

中国の台頭と海洋進出の活発化に起因し、南シナ海問題が再燃してから15年余りが経過した。長年にわたる領有権紛争は終息の兆しを見せることはなく、それどころか、米中対立の激化、台湾情勢の緊迫化、トランプ政権下の米国の変容等、大国の動向を中心とする国際社会やインド太平洋地域の変動にさらされ、ますます複雑化し、深刻化している。

戦略的にも政治的にも、南シナ海で単独で中国に対抗し得る唯一のアクターである米国は、南シナ海問題の再燃後、航行の自由作戦（FONOP）、同盟国やパートナー国との共同演習を中心とする協力の拡大、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国に対する能力構築支援、仲裁判断に依拠した対中批判の展開、といった軍事外交政策を推進し、中国の牽制を試みてきた。米国がこの問題に積極的に関与する理由は、中国の台頭とそれに起因する米中間のパワーバランスの変化を背景に、インド太平洋における米軍のプレゼンスと同盟ネットワークを効果的に維持し、より規範的な面からは、法の支配と航行の自由を守るためであった。第2期トランプ政権においても、こうした政策は基本的に維持されている。

一方、南シナ海で中国は、サラミ・スライス戦略を巧みに活用し、漸進的かつ他国の軍事的介入を惹起しない形で自らの影響圏を確実に広げてきた。それを支えたのは、中国が管理下に置く島しょの埋め立てと軍事化であり、かつ習近平政権下で強力に推進された海軍と海上法執行機関の増強であった。

中国の海軍戦略と軍の動向を見ると、中国海軍は「沿岸防御・近岸防御」から「近海防御」へ、そして「遠海防衛」の重視へと明確な転換を図ってきた。2000年代初頭までの「近海防御」は自国沿岸周辺の防衛を主眼としていたが、以後は第1列島線を越えた「遠海防衛」を掲げ、外洋での持続的行動能力の拡充を進めている。中国は「遠海防衛」の戦略に基づき、海上での戦略的な抑止と反撃能力の強化を重視し、多数の兵種・兵科の総合的な運用能力の向上を図ってきた。

島しょの領有権と海洋権益を守るという海軍戦略の目的に従い、中国海軍は1974年と1988年に実力を行使し、南シナ海における支配を拡大した。さらに2014年から本格化する人工島の造成と軍事拠点化により、同海域での総合的なコントロール能力を高めた。中国の台湾政策においても南シナ海は戦略的に重要な海域であり、台湾によるプラタス諸島の管理に挑戦する動きを見せている。また有事の際に台湾南部のバシー海峡を封鎖し、米国に対して軍事的に優位に立つことを狙い、繰り返し演習を実施している。

中国の南シナ海政策における重要な行動主体の1つが、中国海警局（海警）である。中国は南シナ海問題を「国内問題」とみなしており、海警は国内法の執行活動を担うという位置付けである。海警の制度的変遷としては、2013年の各海上法執行機関の統合、2018年の武警への編入、そして2021年の海警法の制定があり、こうした制度改革と並行して装備面での強化が図られてきた。増強された海警による暴力的ともいえる事案が、主としてフィリピ

ンとの間で生じている。

海警は、指揮統制、人事や部隊運用で海軍との連携を深めており、また海軍と共に指揮下に置く海上民兵に対する訓練を行っている。南シナ海では、海警、海軍、海上民兵の3者が協調した動きをとり、他係争国の船舶に対する圧力を強めている。海警は一方で、環境保護や適切な海洋資源の利用を目的とした活動も行っており、軍事機能、海上法執行と海洋行政を担当する行政機能を併せ持つ組織へと発展している。

南シナ海問題、特に中国に関し、ASEANの係争国の対応は分かれた。マルコス政権下のフィリピンは対決姿勢を隠さない。その礎には米国との同盟があり、米国の同盟国を中心とする同志国との連携も確実に強化され、ネットワーク化している。ベトナムは安全保障上の戦略的利益と経済的利得を天秤にかけ、現状穏健な対応を選択している。マレーシアは対中関係の安定を優先し、南シナ海問題について長年沈黙を続けており、この対応は政権が交代しても継続した。ただフィリピンは中国との外交チャンネルを維持する一方、ベトナムとマレーシアは中国を刺激しないよう注意深く米国との安全保障協力を続けている。ASEANとしては、行動規範に関して中国と合意することを目指してきたが、規範の内容と性質について中国とだけでなく、ASEAN内でも合意に至ることは難しく、困難に直面している。

現状、南シナ海で中国とフィリピンの緊張状態は続いている。ただ、衝突事案が本格的な軍事衝突に発展するエスカレーションは起きていない。またベトナムとは、近年大きな衝突事案は起こっていない。この意味で、中国とフィリピン、ベトナムは、それぞれの局面で抑制的な姿勢をとっている。しかし、中国とASEANの係争国の危うい均衡が続くかは、予断を許さない。中国とフィリピンの間の小競り合いは、計算違いによるエスカレーションのリスクを常にはらんでいる。中国とベトナムの関係についても、中国の実質的な影響圏の拡大はベトナムが管理下に置く島しょにいかなる影響を及ぼすのか、またベトナムが進める埋め立てと軍事化を中国はどこまで許容するのか、懸念が残る。ベトナムは慎重に事を進めるであろうが、それぞれが南シナ海で作業を進めるに従い、領有権の主張の矛盾は拡大し、両国関係の不安定さは増すであろう。

中国は南シナ海で当面、何を目指すのか。スカーボロ礁事案以降、フィリピンやベトナムといった他の係争国が領有権を主張、ないしは管理下に置いている島しょを奪取するような気配はない。他国の管理下にある島しょの取得に動いた場合は、その国がいかに中国に対し軍事的に劣勢であろうとも、両国の間で本格的な軍事衝突に至るリスクは格段に高まる。中国としても、自らが管理下に置く島しょの埋め立てと軍事化を進め、軍、海上法執行機関、海上民兵が三位一体となって活動し、南シナ海での影響圏を確実に広げている現状において、そこまでのリスクを取る必要はないと考えているようである。

そのため中国は、サラミ・スライス戦略を続け、相手の軍事的対応を惹起せずにさらに影

響圏を拡大しようとするであろう。自らが全島を管理下に置くパラセル諸島での埋め立てと軍事化の進行がその最たる例であり、スプラトリー諸島においても、他国の管理下にない島しょで同様の動きに出る可能性は常に存在する。島しょの軍事化と並行して軍、海上法執行機関、海上民兵の増強と展開を一層拡大し、他の係争国と正面から争わずして「内海化」を進行させる。その結果として、究極的にはできる限り米国の軍事的影響力を排除することを目指すであろう。

日本の安全保障と経済にとっても重要な南シナ海であるが、現状中国とフィリピン以外の係争国との間で表向きの平穏が保たれていても、それは危うい均衡の上に成り立っている。中国の力または威圧による、いかなる一方的な現状変更の試みにも強く反対し、中国の一層大胆な行動を防ぎ、法の支配と航行の自由を守るため、日本としても同盟協力に基づく南シナ海でのプレゼンスの維持、オーストラリア、カナダ、英国等米国の同盟国とのミニラテラルな協力の拡大、フィリピンを中心とするASEANへの関与強化、が引き続き肝要となろう。ASEAN諸国との2国間レベルでは、海洋安全保障、特に海洋状況把握（MDA）の強化を目的とした能力構築支援、さらには、レーダーや巡視船といった装備の提供を中心とする装備技術協力も、相手国の期待と相まって、今後とも有効な協力分野となるであろう。

注

[序章]

1 Klaus Heinrich Raditio, *Understanding China's Behaviour in the South China Sea*, Palgrave Macmillan, 2019, pp. 71–76.
2 中華人民共和国中央政府「新時代的中国国家安全」2025年5月12日。

[第1章]

1 庄司智孝『南シナ海問題の構図――中越紛争から多国間対立へ』名古屋大学出版会、2022年、24–27頁。
2 同上30頁。
3 Bill Hayton, *The South China Sea: The Struggle for Power in Asia*, Yale University Press, 2014, pp. 69–70.
4 Elina Noor, "The South China Sea Dispute: Options for Malaysia," Ian Storey and Lin Cheng-yi eds., *The South China Sea Dispute: Navigating Diplomatic and Strategic Tensions*, ISEAS Yusof Ishak Institute, 2016, pp. 208–209.
5 Clive Schofield, "Untangling a Complex Web: Understanding Competing Maritime Claims in the South China Sea," Storey and Lin eds., *The South China Sea Dispute*, p. 29.
6 庄司『南シナ海問題の構図』28–29頁。
7 同上39–40頁。
8 同上59–60頁。
9 同上61–62頁。
10 Leszek Buszynski, "ASEAN, the Declaration on Conduct, and the South China Sea," *Contemporary Southeast Asia*, vol. 25, no. 3 (December 2003), p. 349.
11 Ibid., pp. 352–354.
12 Ibid., pp. 354–356.
13 ASEAN, "Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea," November 4, 2002.
14 庄司『南シナ海問題の構図』101頁。
15 同上105頁。
16 同上106頁;佐藤考一『「海洋強国」中国と日・米・ASEAN――東シナ海・南シナ海をめぐる攻防』勁草書房、2023年、202–203頁。
17 飯田将史『海洋へ膨張する中国――強硬化する共産党と人民解放軍』角川SSC新書、2013年、116頁。
18 Lingqun Li, *China's Policy towards the South China Sea: When Geopolitics Meets the Law of the Sea*, Routledge, 2018, pp. 129–131.
19 Ibid., pp. 131–133, 138.
20 Jian Zhang, "China's South China Sea Policy: Evolution, Claims and Challenges," Leszek Buszynski and Christopher B. Roberts eds., *The South China Sea Maritime Dispute: Political, Legal and Regional Perspectives*, Routledge, 2015, pp. 63–64.
21 飯田『海洋へ膨張する中国』120–121頁。
22 Ang Cheng Guan, "The South China Sea Dispute Re-visited," IDSS Working Paper Series, no. 4, August 1999, pp. 13–16.
23 庄司『南シナ海問題の構図』107–108頁。
24 International Institute for Strategic Studies (IISS), "First Plenary Session (Strengthening Security Partnerships in the Asia-Pacific): Dr. Robert Gates, Secretary of Defense, United States," The 9th IISS Asia Security Summit (The Shangri-La Dialogue), June 5, 2010.
25 U.S. Department of State, "Remarks at Press Availability, Hillary Rodham Clinton, Secretary of State," National Convention Center, Hanoi, Vietnam, July 23, 2010.
26 U.S. Department of Defense, "Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense," January 2012, p. 2.
27 佐竹知彦「米国のアジア太平洋リバランスと日米の動的防衛協力」防衛研究所ブリーフィングメモ、2012年10月、1頁。
28 Mingjiang Li, "China Debates the South China Sea Dispute," Storey and Lin eds., *The South China Sea Dispute*, p. 49.
29 Robert Haddick, "Salami Slicing in the South China Sea: China's Slow, Patient Approach to Dominating Asia," *Foreign Policy*, August 3, 2012.
30 Gregory B. Poling, *On Dangerous Ground: America's Century in the South China Sea*, Oxford University Press, 2022, pp. 189–190.
31 Ibid., pp. 190–192.
32 庄司『南シナ海問題の構図』213–214頁。
33 Nguyen Thanh Trung and Truong-Minh Vu, "The 2014 Oil Rig Crisis and Its Implications for Vietnam-China Relations," Le Hong Hiep and Anton Tsvetov eds., *Vietnam's Foreign Policy under Doi Moi*, ISEAS Yusof Ishak Institute, 2018, p. 76.
34 Poling, *On Dangerous Ground*, pp. 209–214.
35 U.S. Department of Defense, "IISS Shangri-La Dialogue: 'A Regional Security Architecture Where Everyone Rises'," as delivered by Secretary of Defense Ash Carter, May 30, 2015.
36 Ministry of Foreign Affairs, People's Republic of China, "Foreign Ministry Spokesperson Lu Kang's Remarks on Issues Relating to China's Construction Activities on the Nansha Islands and Reefs," June 16, 2015.
37 防衛省「南シナ海情勢（中国による地形埋立・関係国の動向）」2026年6月。
38 White House, "Remarks by President Obama and President Xi of the People's Republic of China in Joint Press Conference," September 25, 2015.

39 防衛省「南シナ海情勢」。
40 Poling, *On Dangerous Ground*, pp. 237–238.
41 Ibid., p. 213.
42 Eleanor Freund, "Freedom of Navigation in the South China Sea: A Practical Guide," Special Report, Belfer Center, Harvard Kennedy School, June 2017, pp. 27–29, 35–42.
43 Gina Harkins, "The New Look for U.S.-Philippine Military Relations," *Marine Corps Times*, April 26, 2015.
44 Ankit Panda, "A First: Japanese and US Navies Hold Exercise in South China Sea," *The Diplomat*, October 31, 2015.
45 Prashanth Parameswaran, "America's New Maritime Security Initiative for Southeast Asia: A Look at the Southeast Asia Maritime Security Initiative as It Gets Underway," *The Diplomat*, April 2, 2016.
46 Ministry of Foreign Affairs, People's Republic of China, "Statement of the Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China on the Award of 12 July 2016 of the Arbitral Tribunal in the South China Sea Arbitration Established at the Request of the Republic of the Philippines," July 12, 2016.
47 U.S. Department of State, "Decision in the Philippines-China Arbitration," July 12, 2016.
48 White House, "National Security Strategy of the United States of America," December 2017, pp. 2, 46.
49 Poling, *On Dangerous Ground*, p. 236.
50 Heather Mongilio, "USS Benfold Transits Taiwan Strait Following South China Sea Freedom of Navigation Ops," *USNI News*, July 19, 2022.
51 海上自衛隊「日米共同対潜訓練（IPD21）について」2021年11月16日；"USS Higgins (DDG76) Conducts Operations with Royal Canadian Navy in South China Sea," *America's Navy*, September 21, 2022.
52 外務省「日米豪印外相会合共同声明」2023年3月3日。
53 U.S. Department of State, "Limits in the Seas, No. 150, People's Republic of China: Maritime Claims in the South China Sea," January 2022, pp. 29–30.
54 White House, "National Security Strategy of the United States of America," November 2025, pp. 23–24.
55 U.S. Department of War, "Readout of Secretary Hegseth's Meeting with Southeast Asian Defense Ministers," May 30, 2025.
56 Lt. Roman Williams, "US, Australia, and UK Forces Conduct Joint Combined Operations," *America's Navy*, February 11, 2025; Lt. Victor Murkowski, "Australia-U.S. Training in South China Sea Supports Free and Open Indo-Pacific," *Indo-Pacific Defense Forum*, October 2, 2025.
57 Aaron-Matthew Lariosa, "U.S. Navy Holds South China Sea FONOP at Scarborough Shoal," *Naval News*, August 13, 2025; Alcott Wei, "US Patrol Flights over South China Sea Drop 30% as Focus Shifts to Middle East," *South China Morning Post*, March 3, 2026.
58 Dzirhan Mahadzir, "Ronald Reagan Carrier Strike Group Now in South China Sea," *USNI News*, July 13, 2022.
59 "China Accused of Fresh Territorial Grab in South China Sea," *Bloomberg*, December 20, 2022.
60 Ridzwan Rahmat, "China Begins Constructing New Island in South China Sea," *Jane's Defence Weekly*, January 15, 2026.

［第2章］

1 「奮進新時代　揚帆新征程――人民海軍成立七十七周年艦艇開放活動見聞」『解放軍報』2026年4月23日。
2 軍事科学院軍事戦略研究部編著『戦略学（2013年版）』軍事科学出版社、2013年、206–209頁。
3 同上208頁。
4 全金富「新世紀我国海軍戦略理論的創新発展」『南京政治学院学報』2004年第3期、85頁。
5 軍事科学院『戦略学（2013年版）』209頁。
6 同上209–212頁。
7 肖天亮主編『戦略学（2020年修訂）』国防大学出版社、2020年、365頁。
8 同上。
9 同上366頁。
10 同上361頁。
11 同上362–364頁。
12 飯田将史「増強が進む海軍陸戦隊の現状と展望」NIDSコメンタリー第238号、2022年9月27日。
13 「被称"無人機航母"、中国海軍獲"新海上戦力"、外媒関注四川艦帯来新突破」新華網、2024年12月30日。
14 Brandon H. Tran, "Clash of Fleets in the South China Sea," U.S. Naval Institute, April 2026.
15 Stein Tønnesson, "14 March 1988: East Asia's Last Interstate Battle," The Peace Research Institute Oslo, July 24, 2015.
16 ASEAN, "Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea," November 4, 2002.
17 ASEAN, "Joint Declaration on the ASEAN-China Strategic Partnership for Peace and Prosperity," October 8, 2003.
18 「中菲越簽署南海地震聯合勘探協議」『人民日報』2005年3月17日。
19 White House, "Remarks by President Obama and President Xi of the People's Republic of China in Joint Press Conference," September 25, 2015.
20 Permanent Court of Arbitration, "Press Release: The South China Sea Arbitration," July 12, 2016, pp. 8–9.
21 「習近平会見欧洲理事会主席図斯克和欧盟委員会主席容克」『人民日報』2016年7月13日。
22 「海軍航空兵在南海挙行実弾射撃演練」人民網、2016年7月22日。
23 「空軍南海戦闘巡航常態化　専家：中国有能力維護主権」人民網、2016年7月19日。

24 「中国空軍多型主戦飛機赴南海戦闘巡航」『人民日報』2016年8月7日。
25 「習近平在出席南海海域海上閲兵時強調深入貫徹新時代党的強軍思想把人民海軍全面建成世界一流海軍」『人民日報』2018年4月13日。
26 本報評論員「向海図強、建設一支強大的人民海軍」『解放軍報』2018年4月13日。
27 Aita Moriki, "The True Meaning of the Chinese Air Force's Flying Transport Aircraft Near Malaysia: Airborne Units in Power Projection," China Aerospace Studies Institute, May 6, 2025.
28 "Video: Chinese Warship, Cutter Collide in South China Sea," *USNI News*, August 11, 2025.
29 「台湾問題与新時代中国統一事業」『人民日報』2022年8月11日。
30 "Patrolling Pratas: From Peripheral Concern to a New Normal," Asia Maritime Transparency Initiative, March 30, 2026.
31 Lin Cheng-yi, "The Underestimated Crisis Surrounding Pratas Island," Global Taiwan Institute, September 21, 2022.
32 「空軍多型戦機成体系"繞島巡航"」『人民日報』2017年12月13日。
33 中華民国国防部「中共解放軍逾越海峡中線及進入我西南空域活動状況」2020年9月18日。
34 防衛省「中国弾道ミサイル発射について」2022年8月4日。
35 「東部戦区位台島周辺開展規模空前的実戦化聯合演訓」『人民日報』2022年8月5日。
36 White House, "National Security Strategy of the United States of America," December 2017, p. 46.
37 White House, "National Security Strategy of the United States of America," November 2025, p. 23.
38 Joseph Trevithick, "Chinese Long-Range Ballistic Missiles Struck Moving Ship in South China Sea: Report," The TWZ Newsletter, November 16, 2020.
39 「東部戦区遠程火力実弾射撃取得預期効果――専家解析」人民網、2022年8月4日。
40 『読売新聞』2025年7月18日。

［第3章］

1 海警法の条文は、法律出版社法規中心編『中華人民共和国国防安全法律法規滙編』法律出版社、2023年を参照した。本章では、特に断りがない限り、中国の法規を参照する場合、本書に掲載されたものを用いている。なお中国の法律は、「中華人民共和国○○法」が正式名称であるが、本章では「中華人民共和国」を省略する。
2 中国の法規や政策文書では、海洋国土と管轄海域の厳密な定義上の差異について明示されていない。また、中国当局は海洋国土概念の定着期であった1990年代頃までは、領海（主権海域）でもないEEZ等の海域を「領土の一部」であるかのように扱う文言（海洋国土）を対外的に用いることにつき、外交上の配慮という観点から慎重であったとされる。その点を詳細に論じた研究として、毛利亜樹「中国における『300万平方kmの海洋国土』認識の形成」『アジア研究』第69巻第3号、2023年7月、1–17頁も参照。
3 国務院新聞弁公室「全国国土規劃綱要（2016–2030年）」2017年2月8日。
4 同時期に制定された各種法規については、後藤洋平「『中国海権論』の研究――『海洋進出』をめぐる理論と実践に関する考察」『北大法政ジャーナル』第23号、2016年12月、56–58頁も参照。
5 法律出版社法規中心編『国家安全法律法規滙編（第三版）』法律出版社、2025年、61頁。
6 毛利亜樹「法による権力政治――現代海洋法秩序の展開と中国」中国外交の問題領域別分析研究会『中国外交の問題領域別分析研究会報告書』日本国際問題研究所、2011年3月、65–71頁。
7 土屋貴裕「中国のエコノミック・ステイトクラフトと法制度――習近平政権による『渉外法律闘争』」土屋貴裕、西脇修編著『新時代の相互主義――地殻変動する国際秩序と対抗措置』文眞堂、2023年、90頁；後藤洋平「習近平政権の台湾政策における『法的アプローチ』――法的アプローチを推進する背景の論理とその機能」『安全保障戦略研究』第6巻第2号、2026年3月、177頁。
8 本節（1）～（3）の内容は、特に断りがない限り、後藤「『中国海権論』の研究」65–67頁；後藤洋平「中国海警局と台湾海巡署――両岸海上法執行機関の実態」『世界の艦船』第1030号、2024年10月、141–143頁を大幅に加筆修正したものである。
9 平松茂雄『中国の戦略的海洋進出』勁草書房、2002年、10頁。
10 益尾知佐子『中国の行動原理――国内潮流が決める国際関係』中央公論新社、2019年、226–227頁。
11 史春林、馬文婷「1978年以来中国海洋管理体制改革――回顧与展望」『中国軟科学』2019年第6期、27頁。
12 武警は、2018年の機構改革以前、公安部と人民解放軍をはじめとする武装力を統帥する中央軍事委員会の双方から指揮を受ける存在であり、2013年当時の海上警察総隊は、「軍」と「警察」の二重の身分を有していた。
13 平松茂雄『続中国の海洋戦略』勁草書房、1997年、102–104頁。
14 金永明「中国における海洋政策と法的制度について」『広島法学』第30巻第4号、2007年12月、117–128頁。
15 増田雅之「中国の海洋戦略と海上法執行機関――発展戦略から強国戦略へ」ウィリアム・タウ、吉崎知典編著『国際共同研究シリーズ10 防衛研究所―オーストラリア国立大学（ANU）共同研究 ハブ・アンド・スポークを超えて 日豪安全保障協力』防衛研究所、2014年3月、65–66頁。
16 「国務院機構改革和職能転変方案」『人民網』、2013年3月10日。
17 中華人民共和国中央人民政府「国弁発[2013]52号 国務院弁公庁関於印発国家海洋局主要職責内設機構人員編制規定的通知」2017年7月9日。
18 Ryan D. Martinson, "The Militarization of China's Coast Guard," *The Diplomat*, November 21, 2014.
19 Lyle Morris, "China Welcomes Its Newest Armed Force: The Coast Guard," *War on the Rocks*, April 4, 2018.
20 「中共中央印発『深化党和国家機構改革方案』」『人民日報』2018年3月22日。

21 Ulises Granados, “The China Coast Guard: Shifting from Civilian to Military Control in the Era of Regional Uncertainty,” *Journal of Indo-Pacific Affairs*, Spring 2020, p. 49; 山口信治、門間理良「中国の軍事組織再編と非軍事的手段の強化」山口信治編著『中国安全保障レポート2023――認知領域とグレーゾーン事態の掌握を目指す中国』防衛研究所、2022年11月、23頁。
22 Granados, “The China Coast Guard,” pp. 45–49.
23 趙新爽「海軍配合海警維権問題研究」『公安海警学院学報』第17巻第1期、2018年2月、27–30頁。
24 劉魯帥「海警部隊艦艇人員総合能力建設路経探析」『武警学院学報』第34巻第9期、2018年9月、27–28頁。
25 直属局は第一～六局まで存在し、不明な第四局を除く各局の所在地は、第一局：上海市、第二局：浙江省寧波市、第三局：広東省広州市、第五局：海南省三亜市、第六局：山東省青島市とされている。四元吾朗、菱田健太郎、上田晋平「中国海警局の動向について―武警部隊編入後の海警事情を中心として」『海上保安大学校研究報告』第66巻第2号、2022年3月、68頁。
26 楊麗美、郝傑「『中華人民共和国海警法』視野下海警局法律制度釈評」『海商法研究』第32巻第4期、2021年12月、73頁。
27 李志文、熊奕成「中国海上執法機構的執法協同路経研判」『大連海事大学学報（社会科学版）』第21巻第3期、2022年6月、3頁。
28 楊宗新「中共海警強化執法之研析――以海警新規公布後的行動為例」『海軍学術双月刊』第58巻第6期、2024年12月、28頁。
29 条文については、海警「海警機構行政執法程序規定」を参照した。
30 ライアン・D・マーティンソン（五島浩司訳）「海上グレーゾーンにおける海警局作戦の軍事化」アンドリュー・S・エリクソン、ライアン・D・マーティンソン編（五味睦佳（監訳））『中国の海洋強国戦略――グレーゾーン作戦と展開』原書房、2020年、118–119頁。
31 Kathrin Hille, “How China’s Coastguard Is ‘Trying to Occupy the Ocean,’” *The Financial Times*, September 3, 2024.
32 Jr Ng, “Coast Guard with Muscles,” *Asian Military Review*, September 9, 2019.
33 NHK「中国海警局の『モンスター船』南シナ海 東シナ海で何が？最新分析」2024年6月19日。
34 International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 2026*, Routledge, 2026, p. 258.
35 海上保安庁『海上保安レポート 2026』日経印刷株式会社、2026年、88頁。
36 楊「中共海警強化執法之研析」27頁。
37 同上29–30頁、32–33頁。
38 「航天飛鴻無人機協助我国海警開展打撃走私専項行動」『中国航天報』2023年11月21日。
39 “China Coast Guard Acquires Wing Loong-2 UAVs ,” *Janes*, January 16, 2026.
40 Bridget Johnson, “ ‘Dangerous Behavior’: China Coast Guard Deploys Laser That Temporarily Blinds Philippine Coast Guard Crew,” *HS Today*, February 16, 2023.
41 “Philippines Accuses Chinese Coastguards of Piracy after Violent Confrontation,” *The Guardian*, June 19, 2024.
42 人民解放軍の最も権威ある研究機関である中国国防大学が出版した文献では、非戦争軍事行動に分類される活動として、治安維持、国境の安全の維持、災害救助、対テロ活動、国際平和維持活動、国際救援活動、船舶護衛等を挙げている。肖天亮『戦略学（2020年修訂）』国防大学出版社、2020年、289頁。
43 後藤「中国海警局と台湾海巡署」145頁；「張建明任中国海警局局長」『網易』2026年1月30日。
44 「『南海虎将』湯四明出任武警海警総隊南海海区指揮部司令員」『網易』2019年6月30日。
45 後藤「中国海警局と台湾海巡署」145頁。
46 大連海事大学就業信息網「中国人民武装警察部隊海警学院」；薗田浩毅「中国海軍の現況」『世界の艦船』第1048号、2025年9月、104頁。
47 中国国防部「2025年軍隊院校招生政策解読」2025年6月18日。
48 中国海軍が発行する『中国海軍百科全書』によると、一定の海域の警備で駐屯する部隊への後方支援（通信、防空など）に従事する部隊を指す。中国海軍百科全書編審委員会『中国海軍百科全書（下）』海潮出版社、1998年、1579頁。
49 以下の内容は、Ryan D. Martinson, “Getting Synergized? PLAN-CCG Cooperation in the Maritime Gray Zone,” *Asian Security*, vol. 18, no. 2, November 2021, pp.165–170を参照した。
50 「罕見海上軍警聯合！海軍、海警、空軍一起行動」『新浪新聞』2024年3月20日。
51 Ying Yu Lin, “What the China Coast Guard-PLAN Ship Collision Reveals about China’s Military Capabilities,” *The Diplomat*, August 30, 2025.
52 Ibid.
53 “All Together Now: China’s Militia in 2025,” Asia Maritime Transparency Initiative (AMTI), February 2026.
54 平松『続中国の海洋戦略』104–105頁。
55 条文は、北大法宝（北京大学が開設する中国法規のデータベース）を参照した。なお、民兵工作条例は、兵役法に基づき制定された規則であるが、兵役法の2020年の改正で「民兵」に関する規定が削除され、その法的効力の有無については不明である。盛斌・中央軍事委員会国防動員部長は、兵役法改正案が全人代の審査を通過した2020年12月、民兵に関する専門的な法規は今後制定されると説明している。全人代「関於『中華人民共和国兵役法（修正草案）』的説明」2021年8月23日。
56 弓野正宏「新型コロナ疫情をめぐる民兵の動員――『軍民融合』進展と民兵の位置付け・揺れる習近平のイニシアチブ」川島真、21世紀政策研究所編著『習近平政権の国内統治と世界戦略』勁草書房、2022年、60–61頁。
57 モーガン・クレメンス、マイケル・ウェーバー「権益擁護対戦闘――平和と戦争のための海上民兵の組織化」エリクソン、マーティンソン『中国の海洋強国戦略』173-174頁；Joseph Potter, “Beyond Swarming: Documenting Harassment, Assault, and ICAD by Chinese Maritime Militia,” *Small Wars Journal*, February 16, 2026.
58 以下では、特に断りがない限り、葉志偉「由中共海上民兵訓練探討戦時運用浅析」『海軍学術双月刊』第59巻第2期、2025年3月、94–96頁を参照した。
59 弓野「新型コロナ疫情をめぐる民兵の動員」68頁。

60 葉「由中共海上民兵訓練探討戦時運用浅析」97頁。
61 王琇宏「中共海上民兵発展与運用」『国防雑誌』第36巻第3期、2021年9月、75–77頁。
62 中国国務院新聞弁公室『中国武装力量多様化運用』中華人民共和国中央人民政府、2013年4月16日。
63 過去に海上民兵が関与したとみられる海上紛争事件については、八塚正晃、山口信治「海上で展開される中国のグレーゾーン事態」山口『中国安全保障レポート2023』55頁も参照。
64 Potter, "Beyond Swarming."
65 Gregory B. Poling and Ernest Z. Bower, "China-Vietnam Tensions High over Drilling Rig in Disputed Waters," Center for Strategic and International Studies, May 2014.
66 "China's Ships Prevent Vietnamese Vessels from Performing Duties," *People's Army Newspaper*, May 24, 2014.
67 王「中共海上民兵発展与運用」77–79頁。
68 瀬田真『海洋法』弘文堂、2025年、233頁。
69 王「中共海上民兵発展与運用」79頁。
70 唐軍（武警学院所属）「軍警民海上聯合維権行動実践与対策研究」『武警学院学報』第34巻第7期、2018年7月、42–44頁。
71 「広東9個"智慧辺海防"軍警民聯防平台已基本完成」金羊網、2021年10月14日。
72 広西壮族自治区国防動員委員会「国産化辺海防管控平台正式発布——助力国家安防智能化再昇級」2025年4月28日。
73 改正版漁業法の条文は、中国商務部「中華人民共和国漁業法（2025修訂）」を参照した。
74 改正版自然保護区条例の条文は、中国国務院新聞辨公室「中華人民共和国自然保護区条例」を参照した。
75 中国外交部「中華人民共和国政府関於黄岩島領海基線的声明」2024年11月10日。
76 François-Xavier Bonnet, "Geopolitics of Scarborough Shoal," Research Institute on Contemporary Southeast Asia, November 2012, pp. 3–5.
77 Julian McBride, "Maintaining a Deterrence Strategy for the Philippines in the Scarborough Shoal," *Modern Diplomacy*, March 4, 2026.
78 "Eyes on the Prize: CCG Patrols Prioritize Scarborough in 2025," AMTI, January 2026.
79 海警「中国海警局挙行海上執法専題訪談」2026年1月30日。
80 「黄岩島国家級自然保護区管理弁法」『人民日報』2026年8月2日。
81 中国国防部「中国海警局関於涉黄岩島問題的声明」2024年11月10日。
82 "China Deploys Barrier and Patrol Vessels to Block Access to Scarborough Shoal as Tensions Rise with Philippines," *Marine Insight*, April 16, 2026.
83 海警「中国海警局挙行海上執法専題訪談」。
84 海警「中国海警局等六部門聯合部署"碧海藍盾"執法行動」2026年3月26日。
85 Peidong Yang, "Where Should China Coast Guard Go? Developments and Future of China Coast Guard Reform," *Asia-Pacific Journal of Ocean Law and Policy*, no.10, 2025, p. 72.
86 肖『戦略学（2020年修訂）』430頁。
87 永福誠也「海上法執行（MLE）としての『実力の行使』と国際法上の『武力の行使』の相違——海上警察機関の『実力の行使』が武力行使禁止原則違反となり得る要件」『安全保障戦略研究』第6巻第2号、2026年3月、264–265頁。

［第4章］

1 Aaron-Matthew Lariosa, "Philippine Navy Ship Avoids Collision during Chinese Frigate Harassment in South China Sea," *USNI News*, March 27, 2026.
2 Presidential Communication Office, Government of the Philippines, "PBBM Brings Plight of Filipino Fishermen in WPS to Pres. Xi, Gets Promise to Find Compromise, Solution," January 4, 2023.
3 Jim Gomez, "Philippines Says China Ship Used Laser against Coast Guard," *Associated Press*, February 13, 2023.
4 David Brunnstrom and Karen Lema, "Blinken Commits U.S. to Defending Philippines against Armed Attacks," *Reuters*, August 6, 2022.
5 White House, "Readout of President Biden's Meeting with Philippine President Ferdinand Marcos Jr.," September 22, 2022.
6 U.S. Department of Defense, "Readout of Secretary of Defense Lloyd J. Austin III Meeting with Philippine Senior Undersecretary and Officer in Charge of the Department of National Defense Carlito Galvez," February 2, 2023.
7 U.S. Army Pacific, "US Army's Mid-Range Capability Makes Its First Deployment in the Philippines for Salaknib 24," April 15, 2024.
8 U.S. Department of State, "Joint Statement of the U.S.-Philippines 2+2 Ministerial Dialogue," April 11, 2023; "Joint Readout on the Inaugural U.S.-Philippines 3+3 Meeting," April 12, 2024.
9 U.S. Department of Defense, "Fact Sheet: U.S.-Philippines Bilateral Defense Guidelines," May 3, 2023.
10 U.S. Department of Defense, "Austin Caps Two-Day Visit to Philippines with Showcase of Growing Defense Cooperation," November 19, 2024.
11 外務省「日・フィリピン部隊間協力円滑化協定の署名」2024年7月8日。
12 外務省「日・フィリピン物品役務相互提供協定（日比ACSA）への署名」2026年1月15日。
13 Prime Minister of Australia, "Joint Declaration on a Strategic Partnership between the Republic of the Philippines and the Commonwealth of Australia," September 8, 2023.
14 "Philippines, India Hold First Joint Sail in South China Sea," *Reuters*, August 4, 2025.

15 海上自衛隊「日米豪比共同訓練への参加について」2023年8月25日；U.S. Embassy in the Philippines, “Philippine, U.S. Troops to Kick Off Exercise Balikatan 2024,” April 17, 2024.
16 外務省「日比米首脳による共同ビジョンステートメント」2024年4月11日。
17 防衛省「日米豪比防衛相会談共同発表」2024年5月3日；「日米豪比韓による防衛相会談について」2024年11月21日。
18 U.S. Department of War, “United States–Philippines Joint Statement on Secretary Hegseth’s Inaugural Visit to the Philippines,” March 28, 2025.
19 統合幕僚監部「米比主催多国間共同訓練バリカタン25への参加について」2025年4月11日。
20 U.S. Department of State, “Joint Statement on the Philippines-United States Bilateral Strategic Dialogue,” February 16, 2026.
21 “PH, China Discuss Oil, ‘Practical’ Cooperation in Resumed SCS Talks,” *Philippine News Agency*, March 29, 2026.
22 庄司智孝『南シナ海問題の構図――中越紛争から多国間対立へ』名古屋大学出版会、2022年、241頁。
23 同上126–129頁。
24 Bộ Quốc phòng, Cộng hòa Xã hội Chủ nghĩa Việt Nam, *Quốc phòng Việt Nam 2019*, p. 25.
25 “Tổng Bí thư, Chủ tịch nước Tô Lâm hội đàm với Tổng Bí thư, Chủ tịch nước Trung Quốc Tập Cận Bình,” *Nhân dân*, August 19, 2024.
26 “Tuyên bố chung Việt Nam-Trung Quốc về việc tiếp tục làm sâu sắc quan hệ Đối tác hợp tác chiến lược toàn diện, thúc đẩy xây dựng Cộng đồng chia sẻ tương lai Việt Nam-Trung Quốc có ý nghĩa chiến lược,” *Nhân dân*, April 15, 2025.
27 “Khai mạc Huấn luyện liên hợp lục quân Việt - Trung năm 2025,” *Quân đội Nhân dân*, July 22, 2025; “Hội nghị lần thứ nhất đối thoại chiến lược cấp Bộ trưởng Ngoại giao, Quốc phòng, Công an Việt Nam-Trung Quốc,” *Nhân dân*, March 16, 2026.
28 U.S. Embassy and Consulate in Vietnam, “United States Transfers Third High-endurance Cutter (WHEC) to Vietnam Coast Guard as Nations Celebrate 30 Years of Diplomatic Relations,” June 18, 2025.
29 “Khắc phục hậu quả chiến tranh là ưu tiên trong quan hệ hợp tác quốc phòng Việt Nam-Hoa Kỳ,” *Nhân dân*, November 3, 2025.
30 John Mike, “USS Tripoli, USS Robert Smalls Arrive in Da Nang, Vietnam,” December 9, 2025.
31 外務省「ラム・ベトナム共産党書記長兼国家主席との日ベトナム首脳会談及び昼食会」2026年5月2日。
32 海上幕僚監部「日ベトナム共同訓練について」2026年4月6日。
33 Mandeep Singh, “India, Vietnam Expand Defense Ties across Land, Sea, Air Domains,” *Indo-Pacific Defense Forum*, May 27, 2025.
34 “Tiếp tục củng cố và phát triển quan hệ hợp tác quốc phòng Việt Nam-Liên bang Nga,” *Quân đội Nhân dân*, May 10, 2025.
35 “Đại tướng Phan Văn Giang hội đàm với Bộ trưởng Bộ Quốc phòng Philippines,” *Quân đội Nhân dân*, August 30, 2024.
36 “Vietnam Ramps Up Spratly Island Dreding,” Asia Maritime Transparency Initiative (AMTI), November 15, 2023.
37 “No Islet Left Behind: Vietnam Reclaims Land at Every Remaining Spratly Outpost,” AMTI, August 22, 2025.
38 John Pollock and Damien Symon, “Could Vietnam’s New South China Sea Bases Open a ‘Pandora’s Box’ of Competitive Island Building?” Chatham House, March 17, 2026.
39 “China Opposes Vietnam’s Building Work on Disputed Reef in South China Sea,” *Reuters*, February 19, 2025.
40 庄司智孝「ベトナムの海上民兵――制度と体制強化」NIDSコメンタリー第202号、2022年1月25日。
41 “Kiên Giang tiếp nhận 4 tàu dịch vụ hậu cần cho Hải đội dân quân thường trực,” *Nhân dân*, March 7, 2025.
42 “Tổng Bí thư, Chủ tịch nước Tô Lâm hội đàm với Tổng Bí thư, Chủ tịch nước Trung Quốc Tập Cận Bình,” *Nhân dân*, April 15, 2026.
43 Ministry of Foreign Affairs of Malaysia, “Malaysia’s Position on the South China Sea,” April 8, 2023.
44 庄司智孝「南シナ海問題とマレーシア――対立の回避と穏便な対応」NIDS Research & Analysis 1（2025年8月）5–7頁。
45 David Han Guo Xiong, “Malaysia’s Relations with China in 2023 under Anwar and the Road Ahead,” *IDSS Paper*, no. 9, January 30, 2024.
46 Ministry of Foreign Affairs of Malaysia, “Speech by the Honourable Dato’ Seri Anwar Ibrahim, Prime Minister of Malaysia at the State Banquet in Honour of His Excellency Xi Jinping, President of the People’s Republic of China,” April 16, 2025.
47 日本貿易振興機構（ジェトロ）「米との相互貿易協定でマレーシア政府、マレーシアの主権脅かさず、『互恵』協調」2025年11月5日。
48 Euan Graham, “Aerial Manoeuvres in the South China Sea,” Online Analysis, International Institute for Strategic Studies, June 9, 2021.
49 庄司「南シナ海問題とマレーシア」4頁。
50 Graham, “Aerial Manoeuveres in the South China Sea.”
51 U.S. Embassy in Malaysia, “United States Military Group Malaysia (USMILGP Malaysia).”
52 “U.S. Navy and Marine Corps, Malaysian Armed Forces Conclude CARAT 2025,” *America’s Navy*, December 10, 2025.
53 U.S. Embassy in Malaysia, “Joint Media Statement on United States-Malaysia Bilateral Meeting,” October 30, 2025.
54 Ministry of Foreign Affairs of Malaysia, “Malaysia Protests the Encroachment of Chinese Vessels into Malaysian Waters,” October 4, 2021.
55 “Malaysia Will Not Stop South China Sea Exploration Despite China Protests, PM Says,” *Reuters*, September 5, 2024.
56 Ministry of Foreign Affairs, People’s Republic of China, “China and Malaysia Hold the 1st Bilateral Dialogue on the Management of Maritime Issues in the South China Sea,” October 16, 2024.
57 庄司『南シナ海問題の構図』72–77頁。
58 同上234–235頁。
59 ASEAN, “Chairman’s Statement of the 26th ASEAN-China Summit,” September 6, 2023, p. 8.
60 “China and ASEAN Agree on Guidelines to Expedite South China Sea Negotiations,” *Straits Times*, July 13, 2023.
61 ASEAN, “Press Statement by the Chair of the ASEAN Foreign Ministers’ Retreat,” January 19, 2025, p. 2.
62 “Malaysia Takes on ASEAN Mantle but Tempers Expectations on Myanmar, South China Sea,” *Straits Times*, January 19, 2025.

63 ASEAN, "Chairman's Statement of the 47th ASEAN Summit," October 26, 2025, p. 36.

64 Bianka Venkataramani, "With the Philippines as ASEAN Chair, a South China Sea Agreement Is Unlikely to Be Concluded in 2026," Chatham House, December 9, 2025.

著者一覧

庄司 智孝（しょうじ・ともたか）　地域研究部長

担当：序章、第１章、第４章、終章
主な業績：「多元化・多角化する安全保障協力――東南アジア諸国のヘッジのバリエーション」石原雄介編著『NIDSパースペクティブ4　岐路に立つインド太平洋――陣営間対立の再来か、競争の多元化か』（インターブックス、2026年）；「南シナ海問題とマレーシア――対立の回避と穏便な対応」NIDS Research & Analysis 1（2025年8月）；「ベトナムの竹外交――大国間競争での生存戦略」『安全保障戦略研究』第５巻第２号（2025年３月）

飯田 将史（いいだ・まさふみ）　先進領域研究部長

担当：第２章
主な業績：『海洋へ膨張する中国』（角川SSC新書、2013年）；『「自立自強」の中国』（勁草書房、2025年）共著；『ドローンが変える戦争』（勁草書房、2024年）共著；『中国は「力」をどう使うか？』（一藝社、2023年）共著。

後藤 洋平（ごとう・ようへい）　地域研究部中国研究室研究員
担当：第３章
主な業績：「習近平政権の台湾政策における『法的アプローチ』――法的アプローチを推進する背景の論理とその機能――」『安全保障戦略研究』第６巻第２号（2026年３月）；「習近平政権の国防産業政策：『集権化』、『市場化』そして『法治化』」『CISTECジャーナル』第222号（2026年３月）；「『中国海権論』の研究：『海洋進出』をめぐる理論と実践に関する考察」『北大法政ジャーナル』第23巻（2016年12月）

編集部：庄司 智孝、神宮司 覚、小熊 真也、山口 章浩、金子 怜斗、桂 裕隆

カバー写真（時計回りに）①新華社／共同通信イメージズ ②UIG／時事通信フォト ③Anadolu ④代表撮影／ロイター／アフロ

中国安全保障レポート2027

中国と南シナ海――海洋問題の諸様相――

令和８年（2026年）11月13日　第1刷発行

著者　庄司 智孝（編著）、飯田 将史、後藤 洋平
発行　防衛研究所
©2026 by the National Institute for Defense Studies
〒162-8808
東京都新宿区市谷本村町５番１号
https://www.nids.mod.go.jp

デザイン・DTP 組版・印刷製本　株式会社インターブックス

ISBN 978-4-86482-175-9　Printed in Japan